

令和8年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 2 月 2 6 日 (木曜日) 午前 8 時 5 9 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 14 号

提案～審議

第 7 議案第 15 号～議案第 20 号

提案～付託

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	武	井	厚			
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	藤	澤	勇		
住	民	環	境	課	長	唐	澤	大	加	藤	篤							

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和8年2月26日

午前8時59分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

関東から西の太平洋側の地域では深刻な水不足が問題となっておりますが、昨日は、ここ南箕輪村でも久しぶりの恵みの雨となりました。農作物や飲料水への影響が心配されますので、今後も適度な雨に期待したいところです。

今定例会では、来年度の予算審議が行われます。議会として村民の負託に応えることができるよう、しっかりと審議されるようお願いいたします。

ただいまから、令和8年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、原源次議員、4番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和8年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案20件、報告2件であります。請願・陳情は、陳情3件が提出されております。

会期は、本日2月26日から3月13日までの16日間とし、この間で2月27日から3月10日までは本会議を休会といたします。

また、最終日13日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月13日までの16日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和8年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席を賜り開会でき

ますことに、まずお礼を申し上げます。

今年の冬は、1月下旬から2月中旬にかけて強い冬型の気圧配置が続き、寒い日が続きました。当村では、雪による大きな被害はありませんでしたが、日本海側の多くの地域では、例年になく積雪となっています。

また、全国各地で大規模な山林火災が発生した経緯から、令和8年1月1日からは林野火災注意報制度の運用が開始されました。村内でも12月から2月にかけてまとまった降雨がなく、注意喚起に努めてまいりましたが、2月3日には農業用工場の火災が発生し、施設の一部が焼失する事案がございました。

全国的に水不足が懸念される地域も生じており、県内でも筑北村において、断水のおそれから、温泉施設が休業するなどの影響が出ています。一方で、当村の水源である箕輪ダムについては、現時点で水不足は生じておらず、安定的に確保されていることは幸いであります。

今後も乾燥・少雨・強風の日が続くことが予想されます。3月1日から始まる春の火災予防運動をはじめ、林野火災対策を徹底し、引き続き、村民の皆様への注意喚起に努めてまいります。

さて、村では、2月15日に南箕輪村の日記念イベントを開催をいたしました。午前中は、村文化団体による発表や村民の歌、信濃の国の大合唱をはじめ、マンホールデザインコンテストの表彰式、こども館東側の公園の名称発表を行いました。そして、各分野において、村政発展のために御尽力をいただきました皆様に表彰状及び感謝状を贈呈をいたしました。午後には「神子柴と久保上ノ平：南箕輪村の遺跡から見える縄文の謎」と題し、堤隆先生に御講演をいただき、多くの皆様に御参加をいただきました。

さて、令和7年度も残り1か月となりましたので、現在の村の情勢について御報告をいたします。

まず、令和7年度の村税の状況であります。

個人住民税につきましては、雇用所得環境の改善に伴い、給与所得に関わる税額が増加していることから、当初予算に比べ、1,000万円増の9億3,400万円余を見込んでいます。

法人村民税につきましては、エネルギー価格の高騰や世界経済の減速等の影響はあるものの、おおむね当初予算額を確保できる見込みであります。

固定資産税、補正予算（第7号）において4,000万円増額いたしました。増額したとおり、11億1,900万円余を見込んでいます。

軽自動車税は昨年度とほぼ横ばいの7,700万円、村たばこ税も横ばいの1億2,000万円を見込んでいます。

入湯税につきましては、大芝の湯の入湯客の増加によりまして、500万円増の3,800万円を見込んでおります。

これらを合わせた令和7年度の村税総額は、当初予算に比べ5,500万円増の24億4,000万円余となる見込みであり、令和6年度の決算額と比較をしても、約2,200万円の増収となる見通しです。

次に、村の人口動態についてであります。

人口移動調査によりますと、2005年中の長野県全体の年間人口増減数は1万6,235人の減少となり、24年連続の減少で、2002年以降では最大の減少幅となっています。内訳を見ますと、自然増減数は1万8,592人の減少で22年連続の減少となり、確認可能な1953年以降で最

大の減少となっています。一方、社会増減数は4年連続の増加で、2,357人の増加となりました。

本村におきましては、年間人口増減数は46人の減少で、2年連続の減少となりました。自然増減数は24人の減少、5年連続の減少、社会増減数は22人の減少、2年連続の減少となっておりますが、直近では持ち直しの動きも見られております。

なお、県内77市町村全てが自然減少となる中で、本村の自然減少率は0.15%と県内で最も低い水準となっています。

次に、自治会・地域づくり関係について申し上げます。

地域づくり推進事業では、持続可能な自治会運営の検討の一環として、各区に対する社会福祉協議会など他団体からの集金等の依頼の取扱いにつきまして、昨年12月に各区において、令和8年度以降の方針を検討をいただいております。その結果につきましては、明日開催いたします区長会において御報告をいただく予定でございます。

V C長野トライデンツの現在の成績は、28戦中3勝25敗で、順位は最下位となっており、残念ながら先日、監督交代の決定もなされました。3月8日には、げんきあっぷクラブの皆様とともに松本市への観戦ツアーを計画しています。地域の応援が選手の力となり、併せて、熟年世代の皆様の生きがいがいづくりにもつながることを期待しています。

コミュニティ助成事業につきましては、コミュニティ助成金として大芝区に物置設置、及びバルーン投光器購入費用として240万円、また、地域活動助成事業助成金として中込区自主防災会に物置設置、及び店舗等購入費用として200万円の助成が決定をしています。

移住定住対策事業につきましては、昨年12月27日に上伊那広域連合主催で開催された上伊那仕事フェスに約100人が参加し、村内企業からも5社に御出展をいただきました。年末の恒例事業として定着しつつあり、企業、参加者双方から好評をいただいております。

また1月24日には、名古屋市において、同じく上伊那広域連合主催の移住セミナーが開催され、上伊那全体で約20組の相談がありました。本村のブースでは8組の相談を受け、年代や家族構成も多様でありましたが、熱心に御相談をいただいたところであります。

地域おこし協力隊につきましては、2月13日にOBも加入する地域おこし協議会主催にて移住相談会をオンラインで開催し、3組の移住相談を受けました。また、令和7年度の活動報告として、3月23日に大芝高原森の学び舎で報告をいたします。多くの皆様の御参加をお待ちしています。

男女共同参画推進事業では、3月8日の国際女性デーに合わせ、女性相談窓口の認知・拡大を目的として、啓発リーフレットの配布を予定しています。

多文化共生事業では、ごみの分別方法を分かりやすく説明する「ごみの出し方How to動画」に、外国籍住民向けとして英語、ポルトガル語、インドネシア語、中国語、ベトナム語のそれぞれの字幕をつけた動画を作成いたしました。

女性再就職支援事業につきましては、昨年に引き続き、2月1日に箕輪町と合同で合同企業説明会を開催いたしました。出産や子育てを経ても女性が能力を発揮して働き続けられる環境づくりを目的とし、働きたい女性と人材を求める企業との出会いの場として実施をしたものであります。来場者は約60人、参加企業は19社となりました。

また、物価高騰に伴う家計応援給付金につきましては、食料品等の価格上昇による家計への影響を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用し、住民1人当たり1万円を給付す

るとともに、住民税非課税世帯には、1世帯当たり2万円を加算することといたしました。昨日2月25日には、初回分として6,538件、約1億7,788万円をプッシュ型で振り込んだところでございます。プッシュ型とすることで申請手の負担を軽減し、住民の皆様へ迅速にお届けすることができました。

物価高騰対策福祉施設応援金交付事業につきましては、こちらも国の重点支援地方交付金を活用し、村内の障がい者及び高齢者福祉事務所に対し、1事業所当たり10万円の応援金を交付をいたしました。

地域福祉計画及び障がい者福祉計画の策定につきましては、2月9日に第1回地域福祉計画策定懇話会を開催し、20名の委員の皆様へ委嘱書を交付いたしました。地域福祉計画、障がい者福祉計画、併せて高齢者福祉計画、介護保険事業計画につきましては、令和8年度中の策定に向けて、引き続き協議を進めてまいります。

昨年度、令和の米騒動とも言われた米不足につきまして、現在は価格の高止まりにより不足感は解消されつつあるものの、需要の減退により、売上げは鈍化しております。実際、金芽米風の村米だよりを村内で販売しております味工房やあじ〜などお聞きをしたところ、直近の売上げは昨年の半分以下に落ち込んでおりまして、大変危機的な状況と捉えています。

こうした状況を踏まえ、村では来年度、米がつなぐ自治体間農業連携首長会議、いわゆる米サミットに参画し、広域連携による米対策も併せて進めてまいります。

また、村内の米作りにおいても課題が生じています。1月下旬に開催をいたしましたまっくんファームとの懇談会では、担い手確保や草刈り等の作業負担に関する具体的な課題を伺いました。これらは、村の農地を守る、景観を守る観点からも重要な課題であり、2030年までの5か年を集中対策期間と位置づけ、まっくんファームと緊密に連携を図りながら実効性のある対策を検討し、順次実施をしてまいります。

商工関係につきましては、長野県中小企業団体中央会のレポートによりますと、経営状況を悪いとする業種が依然として多く、その要因として、光熱費や原材料価格の高騰や人材不足を挙げる事業者が多い状況にございます。村といたしましては、こうした課題に直面する地元企業を応援するために、企業振興条例に基づく設備投資への助成を引き続き実施するとともに、今回、新たに長野県南信工科短期大学校就学助成金交付要綱を制定し、将来に向けての人材確保の一助となることを目指し、進めてまいります。

次に、観光森林関係であります。

大芝高原森林づくり実施計画に基づき、計画的に森林整備を進めてまいります。伐採作業等により、セラピーロード等を御利用の皆様には御不便をかける場面もございますが、御理解と御協力をお願いいたします。

第12回経ヶ岳パーティカルリミットにつきましては、第12回より大会名称を「中央アルプス経ヶ岳ラウンドトレイル」に改め、ロングコースを眺望のすばらしい32キロメートルのコースに改め、5月30日に開催をいたします。現在エントリーを受け付けておりますので、多くの皆様の御参加をお願いいたします。

また、本年度中に大芝公園へ防災倉庫及び防災コンテナトイレを整備いたします。

また来年度は、ふれあい交流センター大芝の湯のリニューアル工事を予定しています。現時点では、5月11日から11月21日までの休館を予定しており、利用者の皆様には大変な御不便をおかけいたしますが、リニューアル後の再開を楽しみにお待ちしております。

昨日開催されました大芝高原まつり実行委員会におきまして、令和8年度の大芝高原まつりにつきましては、8月22日に開催をすることが決定をいたしました。今後、実行委員会において、開催内容の検討を重ねてまいります。

次に、建設関係であります。

村計画事業につきましては、本年度予定をしておりました工事はおおむね順調に進捗をしています。歩道整備などの道路改良工事のほか、舗装修繕計画に基づく村道等の舗装修繕を実施をいたしました。

国庫補助事業では、令和3年度からの継続事業であります村道1098号線、いわゆる中込線の歩道設置工事及び村道10号線の舗装修繕工事のほか、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の補修を実施をしています。

地区計画事業につきましては、測量を含む33事業を実施いたしました。大泉新公園整備事業は、契約を終え工事に着手しており、本年4月末頃の完成を予定しています。

また、今後の村づくりの指針となります都市計画マスタープランにつきましては、改定作業を進めており、最終の都市計画審議会を経て、3月中には新計画を公表できる予定でございます。

除雪につきましては、今年度は積雪量が少なく、融雪剤散布の出動回数も昨年度を下回っております。今後も降雪が少ない状況が続けば、除雪事業関係の費用は前年度より減少する見込みであります。

住宅耐震事業であります。耐震診断10件、耐震改修2件、除却工事1件を実施をいたしました。件数自体は昨年を下回っておりますが、能登半島地震の影響もあり、相談件数、また申請件数は増加傾向にございます。

県事業関係につきましては、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差部の改良工事において、大清水川下流部の河川改修工事を実施をいたしました。また、交差部につきましては設計変更を行っており、来年度からいよいよ本格的な改良工事が実施される予定であります。また、国道361号南原歩道設置工事は順調に進捗をしています。

次に、上水道関係です。

本年度予定した工事はおおむね計画どおり進んでおり、北原地区及び大芝公園内の水道管耐震化工事、地区要望であります大芝地区の低水圧解消に向けた排水管布設工事、第二配水池への自家発電設置工事は、いずれも年度内の竣工を予定しています。

次に、下水道関係であります。

本年度予定している全体計画、事業計画改定業務、総合地震対策計画に基づくマンホール継手耐震改修工事、ストックマネジメント修繕、改築計画に基づくマンホールポンプ場設備更新工事、また管渠構成工事等は、全て計画どおり進捗をしています。なお、南箕輪浄化センター再構築基本設計耐震実施計画であります。この実施計画の作成業務につきましては、繰越事業として対応させていただく予定でございます。

次に、保育園の状況であります。

令和8年度の入園希望がまとまりました。年度当初の園児数は624人、年度末には698人となる見込みです。全体の園児数は減少傾向にありますが、未満児の割合は引き続き増加をしています。4月からは誰でも通園制度が導入されることにより、未満児保育の需要はさらに高まるものと見込んでいます。保育士の確保に努めながら、多様化する保育ニーズに

まいります。

南原保育園の長寿命化工事につきましては、予定どおり完了をいたしました。外壁塗装や軒天補強等を行い、今後より長く安全に使用できる園舎となりました。工事期間中は御不便をおかけいたしました。保護者の皆様の御理解と御協力に感謝を申し上げます。

国の物価高対応子育て応援給付金につきましては、子供1人当たり2万円を給付するものであり、現在、事務を進めています。対象児童数は約3,000人、給付対象者は約1,700人となっており、3月中旬から下旬頃の給付を予定しています。

小中学校では、3学期も残り僅かとなりました。インフルエンザによる学級閉鎖がぼつぼつと出ておりますが、全体としてはおおむね順調に学校生活を送ることができています。卒業式につきましては、引き続き感染対策に考慮しながら実施をまいります。議員の皆様をはじめ、住民の皆様の御理解と御協力をいただき、子供たちの安全・安心を最優先に年度のもつめを丁寧に行ってまいります。

今年度の教育委員会関係の施設整備事業につきましては、南箕輪中学校では、西校舎トイレ改修工事及び体育館ガラス耐震改修工事、南部小学校では、校舎内照明及びグラウンド照明のLED化工事、南箕輪小学校では、グラウンド照明のLED化工事がそれぞれ完了をしています。

令和8年度に向けては、南箕輪小学校南校舎改修工事の調査設計業務、南部小学校トイレ改修工事の設計業務がともに完了をしています。あわせて、南箕輪小学校旧学校給食センター改修工事とともに、来年度早期の着工に向け準備を進めています。

工事に当たっては、安全管理を徹底し、工程管理及び関係者との連絡・調整を十分に行いながら進めていきます。近隣の住民の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

学習者用端末、いわゆるタブレットの更新につきましては、国の交付金を活用して整備を行い、1月末に納品がなされています。各学校において、順次、新端末への切替えを進めてまいります。

社会教育施設につきましては、村民センター舞台照明LED化工事及び、村民体育館大規模改修工事を発注し、3月から着工する予定です。あわせて、村民センター非常用発電設備更新工事も実施予定であり、いずれも繰越事業として進めてまいります。

こども館東側の公園名称は、子供たちの投票により「元気なまっくん公園」に決定をいたしました。今後も子供たちが安心して元気に遊べる公園となるよう、適切な維持管理と周知に努めていきます。

社会教育、公民館事業では、2月15日には文化講演会を、2月21日には絵本作家の長谷川さんの講演会を開催し、非常に多くの皆様に御参加をいただきました。

二十歳のつどいは1月3日に開催し、例年を上回る137名の皆様に御参加をいただきました。実行委員会による企画も行われ、若者の力を感じる式典となりました。開催に当たり御協力いただきました商工会の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

また、元旦に行いました初走り・初歩きイベントには218名が参加をし、新年の健康を祈念したところでございます。

中学校の休日部活動の地域クラブ移行につきましては、3月末で1年を迎えます。保護者、教職員、そして、わくわくクラブの皆様の御協力により運営が成り立っています。保護者負

担の軽減のための補助金は、令和8年度予算でも継続して計上してまいります。今後も課題への対応を図りながら、教育委員会事務局を中心に地域クラブ活動の充実に努めてまいります。

さて、今議会は、令和8年度、新年度予算の御審議をお願いいたします。

私たちは今、人口構造の変化や少子・高齢化の進行、気候変動の深刻化、さらには、AIやデジタル技術の急速な進展など、社会の前提そのものが大きく転換する時代に直面をしています。

南箕輪村においても、若い世代が多いという特徴を持ちながらも、これからは75歳以上人口の増加や担い手不足など、他の地域が既に経験をしてきた構造的な変化が一回り遅れて着実に進んでまいります。こうした時代において真に豊かな村を創造していくには、これまでの延長線上で物事を考えるのではなく、将来世代を見据えた視点で、何を守り何を変えていくかを問い直すことが求められると考えられます。

そのような中、第6次総合計画が掲げる「豊かな自然 つながり 育み夢かなう 南箕輪」の実現に向け、自然とともに世代を超えて育む持続可能な村づくりの実現を目指した予算編成を行いました。

令和8年度は大芝の湯の大規模改修、南箕輪小学校南校舎の大規模改修、村民体育館卓球室への空調整備など、主要施設の整備を着実に進めてまいります。あわせて、森林公園整備や公共施設の計画的改修など、安全・安心を支える基盤整備にもしっかりと取り組んでまいります。

物価高騰対策につきましては、配食サービスや保育園給食の提供価格を維持することにより、負担が増加しないよう努めてまいります。

子育て支援では、国による小学生の給食費の抜本的負担軽減に加え、中学生の給食費につきましても村独自の補助を拡充し、小学生・中学生ともに保護者負担を大きく軽減いたします。また、ゼロ歳児・1歳児を対象としたオムツ購入補助を4月から開始を予定しています。

普通建設事業としては、村内の道路の舗装修繕、水路改修等の維持修繕事業などの安全・安心に関わる事業について進めていきます。大芝森林整備につきましても、大芝高原森林づくり実施計画に基づき、計画的に整備を進めます。

また、前年度の繰越事業として、村民センター非常用発電機の更新、舞台照明設備LED化、村民体育館大規模改修工事、合葬式墓地の工事を実施してまいります。

3か年実施計画の中で予定をしておりました役場庁舎及び保健センターの長寿命化工事につきましては、大規模な工事が令和8年度に集中することを避けることから、令和9年度に先送りをするものといたしました。

以上、歳出については、物価高騰による物件費やベースアップによる人件費などの経常経費の増、扶助費の増、一部行政組合員への負担金の増などにより、予算案の総額は前年度は骨格予算でありましたが、骨格予算と比較して10億6,000万円増の90億3,000万円と、5年連続で過去最大の予算規模となっています。

歳入につきましては、村税は24億5,000万円余りと前年度と同程度を見込んでいます。

その他、地方交付税、給食費負担軽減等に係る国庫負担金の増、大芝の湯大規模改修等による村債の増を見込んでいます。

また、当定例会、令和7年度3月補正、12号補正におきまして、国補正予算による国庫補

助の前倒し及び補正予算債を活用して、令和8年度に予定をしておりました旧学校給食センター改修、また、南部小学校のトイレ改修工事を計上させていただいております。これら事業予算を計上してなお約3億5,000万円の余剰が見込まれることから、うち2億5,000万円を財政調整基金の繰入れと相殺し、残り1億円を学校施設等整備基金に積み増すこととしておりますので、よろしく願いいたします。

ただし、例年と異なり、例年行われておりますこの国庫補助の前倒し補正予算債の活用については、通常であればこの時期には内示が来ておりますが、解散総選挙の影響で決定が遅れております。そのため、現段階においては、見込みで計上せざるを得なかったことを御理解いただければ幸いです。

本定例会に提出いたしました議案は、条例改正及び各会計の新年度の予算等20議案、報告2件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年10月分から12月分の例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号、第2号は、経営状況の報告であります。

南箕輪村土地開発公社及び一般財団法人南箕輪村開発公社の令和8年度の事業計画と予算がそれぞれの理事会評議員会において議決されましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） これにて行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

受理した請願・陳情は、陳情3件です。

会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

今定例会の会期中に審査をし、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員の旅費の見直しが行われ、関係法令が改正されたため、これに準じて村職員等の旅費について改正するために提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」の細部説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の旅費の見直しが行われ、国家公務員に準じて、議会議員、特別職の職員で非常勤の者等の旅費について改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案3ページを御覧ください。

初めに、第1条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第4条、費用弁償の議会議員に支給する旅費について、現行の別表等を削り、一般職の職員に支給する旅費の例に改めるものです。ただし、宿泊費の額については、特別職の職員で常勤の者に支給する旅費の例によるものとするものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

第2条関係、南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第4条、費用弁償の特別職の職員に支給する旅費について、現行の別表第2等を削り、一般職の職員に支給する旅費の例に改めるものです。ただし、宿泊費の額については、特別職の職員で常勤の者に支給する旅費の例によるものとするものです。

続いて、5ページを御覧ください。

第3条関係、南箕輪村選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部改正でございます。別表について、日当以外を一般職の職員に支給する旅費の例に改めるものです。

2ページにお戻りいただきまして、附則についてでございます。

第1項としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置に関する規定でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村職員の旅費に関する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村職員の旅費に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員の旅費の見直しが行われ、関係法令が改正されたため、これに準じて、村職員等の旅費について改正するために提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第2号「南箕輪村職員の旅費に関する条例」の細部説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の旅費の見直しが行われ、国家公務員に準じて、南箕輪村一般職の職員及び特別職の職員で常勤の者の旅費について、一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正し、南箕輪村職員の旅費に関する条例として整理するものでございます。

それでは、改正内容の主な事項につきまして説明をさせていただきますので、議案1ページを御覧ください。

初めに、第2条についてでございますが、用語について定義しております。

第1号の職員については、特別職の職員で常勤の者及び一般職の職員をいうものとするものでございます。第3条から第7条につきましては、国の政令及び現行の一般職の職員の旅費に関する条例を参考に整理するものでございます。

3ページを御覧いただきまして、第8条、旅費の種類につきましては、現行の日当を廃止し、新たにその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当等を加えるものでございます。

それでは、新たに加える旅費の種類について御説明をいたします。

4ページを御覧ください。

第12条、その他の交通費については、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を定めるものです。

5ページを御覧いただきまして、第13条、宿泊費につきましては、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とするものでございます。

第14条、包括宿泊費につきましては、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、交通費の額及び宿泊費の合計額とするものでございます。

第15条、宿泊手当につきましては、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額を1夜につき2,400円とするものです。

第2項から第4項は、朝食または夕食にかかる費用が宿泊費に含まれる場合等の規定を定めるものでございます。

第16条転居費は、赴任に伴う転居に要する費用を、第17条着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在にかかる費用を、6ページを御覧いただきまして、第18条家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用をそれぞれ定めるものでございます。

第19条、外国旅行の旅費から7ページを御覧いただきまして、第26条、委任につきましては、国の政令及び現行の一般職の職員の旅費に関する条例を参考に整理するものでございます。

附則についてでございます。

第1項といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、当条例の制定によりまして、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例を廃止するものでございます。

第3項は、経過措置に関する規定でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に基づき、職員が勤務先周辺に駐車場を貸借する場合の通勤手当を定めるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、細部説明を申し上げます。

本案は、令和7年、国の人事院勧告に基づき、令和8年4月1日施行分の職員の通勤手当について、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第18条は、通勤手当の額について規定してございますが、第2項として、自動車等を使用することを条例とする職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを条例とする場合の通勤手当の額を、支給単位期間につき5,000円を超えない範囲で、駐車場等の料金に相当する額として規則で定めることを規定するものでございます。

第19条の2につきましては、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合の規定を、第19条の4につきましては、改正による条項の整理及び支給単位期間に駐車場等を加えるものでございます。

1ページを御覧いただきまして、附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に関わる補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、所要の改定を行うものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の細部説明を申し上げます。

本案の改正につきましては、令和7年12月に給与法の一部改正において俸給月額が改定され、また、一昨年に成立しました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により改定された扶養手当の規定に関わる経過措置は、令和8年3月31日に終了することから、損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額、及び扶養に関わる補償基礎額の加算額について改正するものとなっております。

それでは、条項につきまして、新旧対照表により説明させていただきますので、議案2ページを御覧いただきたいと思います。

第5条関係でございますが、補償基礎額が記されております。第2項第2号中の消防作業従事者等が作業中に死亡または障がい等を負った場合を示されている補償基礎額、最低額を引上げ、そして、最高額も引き上げたものとなっております。

同条第3項中につきましては、扶養に関わる補償基礎額の加算額が記されております。第1号配偶者の欄を削除いたしまして、金額、基礎額、加算額のほうを改めるものとなっております。

1ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。あわせて、経過措置として規定を記させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（笹沼 美保） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第5号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、本村が被災地になった場合に、排水設備等の工事が円滑に実施されるよう条例の

一部改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第5号の細部説明を申し上げます。

下水道法第25条に基づく技術的助言である標準下水道条例についての一部改正により、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施される内容が追加されたため、条例の一部改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

第5条は、排水設備等の工事の実施について規定しておりますが、第1項にただし書として、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の下水道管理者（法第4条第1項の公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第6号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、本村が被災地になった場合に、給水装置工事が円滑に実施されるよう、条例の一部改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第6号の細部説明を申し上げます。

地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言により、被災地での給水装置工事が円滑に実施できるようにするため、条例の一部改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

第5条は、給水装置工事の施工について規定しておりますが、第1項にただし書として、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項の水道事業者をいう。）が指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものであります。

1 ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第7号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度の介護保険料算定において、令和7年度税制改正の影響を遮断する目的で介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

初めに、本案の趣旨を説明いたします。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が見直され、現行の55万円から65万円に10万円引き上げられることとなりました。

介護保険第1号保険料においては、住民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところですが、この税制改正に伴い、一部の被保険者の標準段階の異動が生じ、第9期介護保険計画中の保険料が減少する可能性があり、このような保険料収入不足を可能な限り防ぐ措置として介護保険施行令の改正が行われたため、これを受けまして、条例の改正を行うものです。

改正内容について説明します。

改正は、附則に新たに1条を加える形で行いますので、議案本文を用いて説明します。

1 ページを御覧ください。

令和8年度の介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例として、附則に16条を加えます。1項は、令和7年の合計所得に給与収入が含まれていて、給与収入が55万1,000円以上65万1,000円未満の者については、給与収入から55万円を控除した額を保険料算定上の給与所得とすること。2項は、令和7年の給与収入金額が65万円以上161万円未満の者については、給与所得に10万円を加えた額を保険料算定上の給与所得とすること。

2 ページに移りまして、第3項は、令和7年の給与収入金額が161万9,000円以上190万円未満の者については、税制改正前の計算式で算出した所得金額と65万円との差額を給与所得に加えた額を保険料算定上の給与所得とすることとします。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

3ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上になります。

議長（笹沼 美保） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告等に基づく一般職の期末勤勉手当及び通勤手当の改定に合わせて、会計年度任用職員の期末勤勉手当及び通勤手当を改定するために提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第8号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、細部説明を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定等を踏まえ、村会計年度任用職員の期末勤勉手当及び通勤手当を改正を行うものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案3ページを御覧ください。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の額を規定してございますが、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の額等につきましても、フルタイム会計年度任用職員に準じる規定となっておりますので、期別の支給割合を、一般職の常勤職員と同様0.0125か月引上げ、100分の126.25とするものでございます。

第2項につきましても同様に、60歳以上である会計年度任用職員に対する期別の支給割合を再任用職員と同様0.0125か月引上げ、100分の71.25とするものです。

第12条の3につきましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の額について規定しており、期別の支給割合を0.0125か月引上げ、100分の28.75とするものでございます。

下段、別表につきましては、第24条で会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償について規定してありますが、通勤距離の区分の15キロメートル以上について単価を引上げ、さらに、上限を現行の60キロメートル以上から100キロメートル以上に引上げ、60キロメートル以上の部分について、5キロメートル刻みで新たな区分を設けるものでございます。

2ページを御覧いただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

ただいまから10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時09分

再開 午前 10時24分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方交付税の追加分をはじめとした歳入見込額の調整、歳出では、国の補正予算に伴う旧学校給食センター改修と南部小学校トイレ改修の工事費、また、各事業の完結等に伴う不用額の調整などが主なものであり、決算額に近づけるための補正です。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,151万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億6,388万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の48ページをお開きいただき、歳出の人件費の説明からさせていただきます。

給与費明細書からでございます。

1、特別職の一番下の比較の欄でございますが、その他の特別職が308人減となっております。非常勤特別職で会議開催数減や欠席、また、村長選挙の無投票であったこと等により、人数及び報酬額の減となっております。

次に、49ページの2、一般職でございます。（1）総括表により御説明します。

給与費の報酬と下段の職員手当の内訳の期末勤勉手当、会計年度任用職員の欄でございますが、どちらも会計年度任用職員について予算より少ない日数で事業が執行できたこと、また、予算計上されていた職員が一部の職種で確保できなかったことなどにより減額となっております。

総括表を右に進んでいただき、給与費の給料につきましては、正規職員の育休・産休、休職者の期間変更等による減でございます。社会保険料が0201総務管理事務で計上していますが、会計年度任用職員の社会保険加入人数の増により不足が見込まれます額を補正するものです。

以上の説明によりまして、各事業各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては、主なものを除いて説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書17ページをお願いします。

歳入歳出補正予算書事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたように、年度末を控えて事業費の確定、入札差金等により決算に近づけるための減額補正、また、検証的な経費の若干の予算不足に対します増額が大半でございます。そのため、主なもののみの説明とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、1款議会費、0101議会事務は事業確定による不用額です。

2款総務費、1項総務管理費です。0201一般管理事務、4節共済費の社会保険料につきましては、先ほどの人件費の説明とさせていただきます。その他につきましては、事業確定見込みによる補正でございます。

18ページにお進みいただき、0202庁舎管理事務は、入札差金等、事業確定によるものです。0229ふるさと納税事業は12節委託料で、返礼品の発送が見込みより少なかったため減額するものでございます。

19ページにお進みいただき、0230会計管理事務は、10月から指定金融機関の職員が派遣終了となったことによる不用額です。

0251防犯対策事務から0256交通安全施設整備事業までは、事業確定見込みによる不用額です。

0235財政調整基金積立金は、基金の金利上昇により利子増額分を計上するものです。

0236減債基金積立金は普通交付税で、この基金の積立てに要する経費として交付されましたので、臨時財政対策債償還基金への積立てををするものです。

20ページにお進みいただき、0242地域づくり推進事業は、事業確定により減額するものです。

0244移住定住対策事務は、移住支援金交付事業の交付申請があり、補正予算第7号で増額補正しましたが、要件に該当しないことが分かりましたので、減額するものです。

0245空き家対策事務の12節委託料は、特定空家の認定がありませんでしたので不用となり、減額するものです。また、18節の補助金は、空き家の改修等に係る補助金が見込みより少なく、減額するものです。

0241企画調整管理事務は、地域おこし協力隊をはじめとする事業費が確定見込みとなりましたので、それぞれ補正するものです。

21ページにお進みいただき、0208情報政策事業は、入札差金と情報センター負担金など、事業確定による補正となっております。

22ページにお進みいただき、0261賦課徴収事務から25ページの0291国勢調査事務までは、それぞれ事業確定見込みによる減額です。

26ページにお進みいただき、3款民生費、0301社会福祉総務事務の18節負担金の情報センター負担金は、障がい者福祉サービスの追加によるシステム改修によるものです。補助金につきましては、国の重点支援交付金を活用した長野県事業でもあります住民税非課税世帯エアコン設置促進事業で、熱中症予防を目的に、エアコン設置費用を生活保護世帯は7万3,000円を上限に補助します。財源は、全額県補助金です。また、住民税非課税世帯は7万3,000円を上限に3分の2を補助するもので、3分の1は県補助金を財源としています。30世帯を見込み計上し、次年度への繰越事業として実施いたします。

燃料高騰対策給付金事業は、対象世帯が当初見込みより約250世帯少なかったため、減額するものです。

0302福祉医療費給付金事業は、19節扶助費で福祉医療費について、給付対象の増加により不足が見込まれます額を計上しております。

0305保健事業総務事務は御覧いただきまして、0306障がい者福祉事業は、19節扶助費の障害者自立支援給付費が重度訪問介護、行動援護、短期入所、補装具等で、障害児給付費は児童発達支援の利用増によるものです。障害者医療費は、更生医療の増加に伴い、それぞれ不足が見込まれます額を計上しております。

27ページにお進みいただき、0360未熟児養育医療費給付金事業は、未熟児の人数や対象期間が読めないところですが、年度末まで不足が見込まれます額を計上するものです。

0315国民年金事務と0311高齢者福祉総務事務は御覧いただきまして、28ページの0312高齢者の生活支援事業の19節扶助費の養護老人ホーム入所措置費につきましては、退所者がいたことにより減額するものです。

0329後期高齢者医療事業は18節負担金で、情報センター負担金が子ども・子育て支援金のシステム改修分が増額となっております。

0330児童福祉総務事務、0331児童手当給付事務は御覧をいただきまして、0335子育て教育支援事業は、保健師の確保ができず減額するものです。

0336妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業は、事業確定見込みによるものです。

0340保育園運営事業の会計年度任用職員の人件費は、保育士や調理員の雇用形態や採用時期により、報酬と期末手当等不用額が生じました。そのほかは、事業確定による差金等です。

0341保育園施設整備事業は、入札差金によるものです。

0342児童発達支援事業は御覧いただきまして、0343障がい児相談支援事業は、対象児童の増に対応するため、相談支援専門員の勤務時間が増加したことにより補正するものです。

0345こども館運営事業、31ページの0346すくすくはうす運営事業は、実績による減額です。

4款衛生費、0400保健衛生総務事務、0401予防事業は、それぞれ事業確定による不用額です。

0403健康増進事業につきましては、産休代替の保健師が採用できなかったことと、健康運動指導士の雇用が不要となったため、減額するものです。

32ページをお願いします。

0406市町村母子保健事業は、保健師の採用が不要となったため人件費を減額します。そのほかは、実績により補正するものです。

0407環境衛生事業から0409排水処理対策事業は御覧いただき、33ページの0410清掃総務事務は18節負担金で、伊那中央行政組合の事業確定による不用額です。

0411塵芥処理事業の18節負担金、上伊那広域連合につきましても、事業確定によるものです。

6款農林水産業費をお願いします。

0601農業委員会事務から34ページの0604農業総務事務は、事業確定見込みによるものです。

0605農業振興事業の35ページ10節の消耗品費、マタニティお米プロジェクトお米代は、プロジェクトの参加者が見込みより少なく、減額するものです。

0606経営所得安定対策推進事業は、事業確定見込みによるものです。

0611農業経営基盤強化推進事業の18節補助金で、新規就農者育成総合対策事業は、事業費の確定により補助金が減となるものです。

0630農地総務事務から、36ページ、7款商工費の0701商工観光総務事務までは、事業確定見込みによる不用額です。

37ページ、0702商工振興事業の18節補助金で、企業振興事業補助金は、予定していました企業が国の補助金を活用したため、村補助金が不用となりました。

0703観光振興事業と0720大芝高原観光事業は、事業確定によるものです。

8款土木費、0801土木総務事務は、土木技術指導員の採用ができなかったため、減額するものです。

38ページ、0803道水路維持事業から39ページの0810河川総務事務は、入札差金等事業確定によるものです。

0812村単河川改修事業は、本年度、車沢川の改修工事をJRで行うよう協議していましたが、JR側の都合により先送りとなりましたので、減額するものです。

0820都市計画総務事務は御覧いただき、0823村単公園整備事業の14節工事請負費ですが、40ページの一番上段の大泉新公園整備工事については、地元地区の要望に沿った整備内容で、入札差金等により減額するものです。

0850大芝公園管理総務事務は御覧いただき、0830住宅管理事業の18節補助金の耐震強化事業は、耐震補強改修工事の要望を受けて当初計上しましたが、取下げ等があり、減額するものです。

9款消防費、0902非常備消防事務は、事業確定によるものです。

41ページの0910消防施設整備事業の備品購入費は、年度末納車予定の消防多目的車両3台の入札差金です。

0930防災対策事務の18節負担金は、県の防災行政無線衛星系更新事業の確定によるものです。

0931個別避難計画事業は御覧いただき、42ページにお進みいただき、10款教育費です。

1002教育委員会事務局事務は御覧いただき、1005教育振興事務の17節備品購入費は、小中学校学習者用端末購入費で、1,742台購入いたしました入札差金です。

1006学校施設整備基金積立金は、今後予定されています小中学校の大規模改修に向けて、計画的に積み立てるものでございます。1億円と預金利息分となります。

1010南箕輪小学校管理事務と43ページの1017南部小学校管理事務は、会計年度任用職員について、当初予算との任用の変更による不用額でございます。

1009小学校教育振興事務、1013給食センター事業は、実績見込みによる補正です。

1015南箕輪小学校改築事業の旧学校給食センター改修工事と、44ページの1016南部小学校改築事業のトイレ改修工事のそれぞれ委託料と工事請負費は、村長の開会挨拶で申し上げましたが、令和8年度事業として予定していましたが、国の補正予算を活用し、前倒しで今年度補正をお願いするものです。両事業とも繰越明許費に計上しております。

1020中学校管理事務から1030社会教育総務事務は、事業確定見込みにより減額するものです。

1040公民館総務事務の18節補助金の分館改修事業補助金は、沢尻区の改修予定が先送りされたため、その分減額となりました。

1050青少年健全育成推進総合対策事業は御覧いただき、46ページの1055文化財保護事業は、会計年度任用職員として学芸員が年度内に採用できず、減額するものです。新年度からは採用が決まっております。

1058村民センター管理事務の14節工事請負費は、村民センター舞台照明設備LED化工事ですが、入札差金です。繰越事業となっているものです。

1059図書館運営事業と、47ページの1060保健体育総務管理事務は、事業確定見込みによる補正でございます。

1062体育施設整備事業の14節工事請負費は、入札差金です。

58ページをお願いします。

14款予備費です。歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

12ページにお戻りをいただき、2、歳入をお願いします。

1款村税は、入湯税が500万円の増となる見込みです。

7款地方消費税交付金は、実績により増額、12款地方交付税も、追加交付等実績により増額しております。

14款分担金及び負担金は、事業の利用に伴う利用者負担金で、実績を反映しております。

15款使用料及び手数料は、実績により減額するものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、3目民生費国庫負担金、4節障害者自立支援給付費負担金は、サービスの給付実績の増により、国負担分を計上するものです。5節、7節も歳出増により計上するものです。

2項国庫補助金の1節総務費補助金は、デジタル基盤改革支援補助金として、標準化に伴うシステム改修費など、情報センター負担金などの国庫補助金です。

2節企画振興費補助金は、地方創生臨時交付金事業の住民税非課税世帯エアコン設置事業の村負担分とこれまでの事業の調整分を計上しております。

3目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のシステム開発費等補助金は、後期高齢者医療保険料の算定に子ども・子育て支援金分が加わったことに伴うシステム改修経費分です。

4節障がい者福祉費補助金は、補助対象経費の減に伴うものです。

6目農林水産業費国庫補助金の1節は西部開発振興事業で、事業確定による歳出の補助金の減額を計上しましたことに伴う国補助金の減分です。

2節は、保全松林緊急保護整備事業補助金は、補助金配分率の変更により減となっております。

8目土木費国庫補助金は、事業実績に伴う補正です。

10目教育費国庫補助金につきましても、国の補正予算によるもので、それぞれ小学校改築事業の国庫補助金です。

14ページにお進みいただき、3項委託金、1目総務費委託金の3節は、委託金確定による補正です。

17款県支出金、1項県負担金は、こちらも事業確定、または見込みにより額を調整するものです。

2項県補助金は、事業実績による補正でございます。

3目の民生費県補助金、1節の中の住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金は0301事業で計上しました事業で、生活保護世帯の全額と、住民税非課税世帯の計上しました2分

の1を計上しております。

15ページの3項県委託金は、事業確定によるものです。

18款財産収入は、基金運用収入です。それぞれの基金の利率が上昇したことに伴い、増額計上しています。

20款繰入金、2項基金繰入金です。

1目財政調整基金繰入金は、村長の開会挨拶で申し上げましたとおり、今回の補正で交付税の増や歳出では入札差金、事業先送り等により、約3億5,000万円の余剰が見込まれますことから、財政調整基金からの繰入れを減額するものです。

16ページにお進みいただき、22款諸収入は、実績に伴う補正です。

22款村債は、入札を終え事業費が確定となり、それぞれ村債の額を調整するものです。後ほど、地方債補正でも御説明申し上げます。

以上が歳入の説明となります。

予算書6ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。

事業の進捗状況により、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。追加として、5事業を計上しております。

7ページは、既に繰越明許費として計上していますが、変更となるものです。5事業ございますが、事業費確定による金額変更と工事等に伴う管理委託料も合わせて繰越しとなるため、金額変更しております。

8ページをお願いします。

第3表 地方債補正は、事業費の確定等により地方債の補正をするものです。追加につきましては、国の補正予算債を活用した旧学校給食センターと南部小学校トイレ改修を計上しています。

9ページの変更は、借入れの利率がこれまで3%以内であったものが、昨今の金利上昇により5%以内となりましたことと、入札を終えまして、事業費確定により金額変更するものです。

以上で、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 3点お願いいたします。

まず18ページ、ふるさと納税事業なんですが、4,564万4,000円は何件でしょうか。

それから、35ページのマタニティお米プロジェクトお米代不用額220万円は参加者が少ないということでしたが、実際は何人でしたか。

それから……。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員、すみません、マイクをもうちょっと近くに。

9番（唐澤 由江） 40ページ、大泉新公園整備工事不用額497万,8000円の内容を教えてください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 唐澤議員のただいまの御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の業務委託料の不用額の件数ということでございますけれども、返礼品のものだけでなく、中間業者への委託料とかも含んでおりますので、ちょっと一概に何件というお答えができなくて、申し訳ございません。

議長（笹沼 美保） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 正浩） 唐澤議員御質問のマタニティお米プロジェクトについて回答させていただきます。

当初予算の見込みでは150人の見込みでありましたが、実際は70人ということで、当初580万円の予算を360万円ということで、220万円減となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 唐澤議員の質問であります大泉新公園の不用額の関係でございますが、あずまやだとか遊具だとか、それぞれ施設等の変更に伴いまして、減額という形になっております。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

ちょっともう一回、18ページのふるさと納税でありますけれども、返礼品が適切に届かなかったということについて、いろいろな経過があったわけですが、全体として、それぞれの要望に応じて、令和7年度分についてはちゃんと解決できたのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

それから、32ページと38ページの保健師と土木の関係の会計年度任用職員が採用できなかったということでもありますけれども、専門職なので、できれば職員としてきちんと採用したほうがいいというふうに常々思っているわけでもありますけれども、その採用できなかったことによる影響があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、44ページの小学校の旧給食センターの改修ですけれども、ちょっと一般質問で聞こうかと思っていたところでありますけれども、今、少し動き始めているということはちょっと聞いておりますけれども、全体として、またどんなふうに進めていくのか。取りあえず、来年度に予算がついてからということになると思いますけど、今どのような状況になっているのかだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） ただいまの三澤議員の御質問にお答えいたします。

返礼品につきましてですけれども、未発送であった方たちの対応ですけれども、令和6年の対象の方につきましては全員返礼品の発送ということになりまして、まだ未発送の方は、令和8年以降の発送を予定しております。あと、令和7年の方に関しましては、全員キャンセルという対応を取りました。

それと、未発送の方たちの中で再度希望を取りまして、ほかの返礼品でもよいかというような調査をしましたところ、リンゴだとかジェラート、パン、化粧品、そんなような対応がよいという御回答もいただいていますので、そういったことを含めて対応が一応完了しております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 次に、職員の採用、専門職。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 三澤議員の質問にお答えいたします。

こちらの減額ですけれども、予算を計上するときには予定していなかったんですが、新規採用職員が1人増員になったことに伴いまして、何とか人数的には回っているという状態でございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 三澤議員の御質問にお答えいたします。

技術指導員の関係でございますけれども、現在、特別問題等、現場対応だとかの場合については広域連合のほうにお願いをしたりとかして、取りあえず何とか回してはおりますが、やはり設計や現場対応について、早急の対応についてはちょっと若干時間をいただくようなこともあったりして、その辺はちょっと不便をしているところもあるかなというふうに考えております。

あと、ほかの課のところでも現場もあつたりするかと思うんです。そちらのほうは、ちょっと私は土木の担当ですので、そちらのほうでしか分かりませんが、土木のほうとしたら、今、そんな現状となっております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 三澤議員の質問にお答えします。

旧の学校給食センターですけれども、既に設計完了しておりますので、もう発注できる準備に入っておるところでございます。設計に当たっては、学校の先生のほうも協議しまして完了いたしましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。1点お聞きします。

42ページですが、学習者用の端末購入費の不用額が3,880万円となっておりますので、結構大きな額かなと。これは予算、なぜこうなったのかというのをもう単純に聞きたいなところなんです。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 西森議員の質問にお答えいたします。

県の共同調達で端末を調達しましたので、単価がかなり安く上がったということで、当初

との差が大きくなったところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第10号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる保険料及び国庫支出金の変更が主なものであり、歳出では、実績見込みによる保険給付費の増額、また、事業費の確定見込みによる不用額の減額及び基金積立金の増額が主な内容となっています。

既定の歳入歳出予算の総額から775万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,956万8,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から説明いたします。

歳入につきましては、これまでの保険料及び介護サービス給付費等の実績から、決算に近づけるための補正をするものであります。

まず、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料であります。実績見込みにより、1節特別徴収、2節普通徴収ともに増額をするものであります。

4款国庫支出金につきましては、1項1目の介護給付費負担金は交付決定により増額、2項1目調整交付金と2目3目の地域支援事業交付金は、交付決定により減額、4目事業費補助金は、システム改修分の補助金の確定により増額となります。

5款支払基金交付金につきましては、1目の介護給付費交付金、2目の地域支援事業交付金については、いずれも交付決定により、それぞれ減額するものであります。

7ページの6款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に交付決定により、1目介護給付費負担金は増額、3項1目と2目の地域支援事業交付金は、いずれもそれぞれ減額するものです。

続いて、13款諸収入、1項1目預金利子につきましては、介護保険支払準備基金の利子になります。

4項雑入につきましては、地域包括支援センターが行う介護予防支援の利用者の増が見込まれるため、その報酬分を増額するものです。

8ページからは歳出となります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費ですが、12 節委託料は、地域包括支援センターが行う介護予防支援の利用者の増に伴う委託料の増と、18 節負担金は、情報センターの負担金の確定に伴う増額で、税制改正によるシステム改修が主なものであります。

続いて、3 項 2 目認定調査費は、認定調査を行う会計年度任用職員の手当の不用額と、3 目認定審査会共同設置負担金は、上伊那 8 市町村で共同設置している審査会への各市町村からの負担金の額が確定したことによる減額でございます。

続いて、2 款保険給付費、9 ページの 1 項 1 目介護サービス等諸費ですけれども、介護サービスの実績見込みにより、減額するものでございます。

2 項 1 目介護予防サービス等諸費ですが、要支援 1、2 の方々が利用する介護予防サービスの増加により、増額をお願いするものであります。

続いて、5 款地域支援事業、1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費、12 節委託料、介護予防ケアマネジメント委託料と 18 節負担金については、実績見込みにより減額をお願いするものであります。

続いて、10 ページの 3 項 1 目包括的支援事業・任意事業費、1 節報酬、3 節職員手当、8 節旅費の減額については、地域包括支援センターで雇用した保健師 2 名の勤務日数が少なかったことによる不用額でございます。

7 節報償費ですが、ケアマネジャー連絡会や権利擁護ネットワーク協議会の事業が終了したため、不用額を減額するものです。

19 節扶助費ですが、成年後見人への報酬額が上昇したことにより、利用支援助成金も増えたことと、重度介護者向けのおむつ代等を補助する家族介護用品支給助成の申請人数及び 1 人当たりの申請額が増えたことにより、増額をお願いするものであります。

11 ページ、6 款基金積立金、介護保険支払準備基金積立金ですが、積立金 2,000 万円と、歳出で説明しました利子 15 万 6,000 円を積み立てるものです。

続いて、9 款予備費であります。歳入歳出調整を行いまして減額をするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第 10 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第 11 号「令和 7 年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第 11 号「令和 7 年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では国庫補助金の増額が主なものであり、歳出では、情報センター負担金の増額が主なものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 481 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 9,390 万 8,000 円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第11号について、細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金でございますが、2項7目システム改修費等補助金は、子ども・子育て支援金制度の準備事業費補助金が交付決定されましたので、増額するものです。

7款財産収入、1項1目基金利子は、当初より増額が見込まれるため、計上するものでございます。

続いて、7ページの歳出を御覧ください。主なものを説明いたします。

1款総務費、1項1目1501一般管理事務では、情報センター負担金、子ども・子育て支援金に関する部分について増額するものです。

7款基金積立金、1項1目1519基金積立事業は、先ほど歳入で基金利子を増額としましたが、併せて基金へ積み立てるため、増額するものです。

9款諸支出金、1項3目1564保険給付費等交付金償還事務は、令和6年度の社会保障・税番号制度システム整備等補助金について、確定に伴い返還するため、増額するものです。

10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、増額するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第12号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の増額、歳出では、保険料の増額に伴う広域連合への納付金の増額による補正となっています。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ248万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億255万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第12号について、細部説明を申し上げます。

歳入から説明いたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、年度途中の加入者増などにより想定との差が

見込まれるため、1項2目普通徴収保険料は増額となります。

次に、7ページの歳出でございます。

2款1項1目、1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の増額に伴い、広域連合への納付金が増額となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため、所要の補正をお願いするものです。

収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を14万円減額し、支出総額を2億5,891万1,000円とするものです。また、資本的収入及び支出では、支出の資本的支出を1,085万円減額して、支出総額を1億8,539万1,000円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億5,048万5,000円、及び過年度損益勘定留保資金で補填する額を1億2,872万7,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第13号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費の18節委託料は、水道施設の各種点検業務の入札差金によるもので、100万円を減額し、32節受水費は、前年度よりも受水量が微増となることが見込まれるため、86万円の増額補正をお願いするものであります。

6ページを御覧いただき、資本的支出を説明いたします。

1款1項1目配水施設拡張費の18節委託料1,000万円の減額は、南原地域の給水量増加について、当面の間は企業団からの受水が可能となり、直ちに事業認可の変更をする必要がなくなったため、減額するものであります。

27節工事請負費は、第2配水池の自家発電設備設置工事の入札差金及び事業費確定により、385万円を減額補正するものです。

2目配水施設改良費の27節工事請負費は、大芝地区の水道管布設工事において、水道管の布設位置変更に伴いまして、舗装復旧等の増額と排泥弁を新設することにより、300万円の増額補正をお願いするものであります。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第14号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため、所要の補正をお願いするものです。

収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を503万5,000円減額し、支出総額を6億957万9,000円とするものです。また、資本的収入及び支出では、収入の下水道事業資本的収入を690万円増額して、収入総額を2億9,022万1,000円とし、支出の下水道事業、資本的支出を940万円減額して、支出総額を4億6,827万5,000円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億7,805万4,000円、及び当年度損益勘定留保資金で補填する額を2,988万2,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第14号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書7ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項1目管渠費の21節修繕費100万円の増額は、マンホール周りについて舗装修繕するため増額補正をお願いし、2目処理場費、18節委託料603万5,000円の減額は、処理場維持管理業務及び汚泥処理運搬業務について、それぞれ入札差金及び実績により、減額補正をするものであります。

次に、資本的収入及び支出につきまして、支出から説明いたしますので、9ページを御覧ください。

1款1項2目施設改良費の18節委託料500万円の減額は、下水道事業団へ委託しております浄化センターの耐震診断及び実施設計業務につきまして、入札差金及び事業費の確定による不用額であります。

27節工事請負費440万円の減額は、管渠更生工事について、事業費の確定による不用額で減額補正をするものであります。

8ページにお戻りいただきまして、収入を説明いたします。

1款1項1目企業債の1節建設改良費等の財源に充てるための企業債は、先ほどの支出で申しました工事請負費の減額と決算額に近づけるため210万円を減額し、4項1目1節受益

者負担金につきましては、当初予定しておりました件数よりも約20件増加するため、900万円の増額補正をお願いするものであります。

3ページにお戻りいただきまして、企業債として起債の内容を定めておりますが、借入れの利率につきましては、年3.0%以内としていたものが、昨今の金利上昇により年5.0%以内となったため、変更するものであります。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第15号「令和8年度南箕輪村一般会計予算」、議案第16号「令和8年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第17号「令和8年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第18号「令和8年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第19号「令和8年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第20号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第15号「令和8年度南箕輪村一般会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和8年度は、第6次総合計画の初年の年であり、重点目標の実現に向けた予算となっております。

ハード事業では、令和7年度に前倒しして実施できることになりました旧学校給食センターや南部小学校トイレ改修に続き、南箕輪小学校南校舎の長寿命化工事など学校施設整備をはじめ、大芝の湯のリニューアル工事など公共施設の計画的な改修、更新、また、計画的なインフラ整備事業を実施してまいります。

ソフト事業では、子育て支援として、学校給食への補助の拡充や乳幼児用おむつ用品購入助成、環境対策としては、太陽光発電設備と住宅リフォームに対する補助を実施し、脱炭素への推進を図ります。福祉関係では、高齢者等タクシー助成の拡充や配食サービスの負担軽減などを実施してまいります。

そのほか、新規事業や拡充事業に加え、物価高騰による物件費やベースアップによる人件費などの経常経費の増、扶助費の増などにより、令和8年度一般会計当初予算は総額90億3,000万円と定めるもので、5年連続で過去最大の予算となります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第16号「令和8年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、令和7年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画及び令和7年度決算見込みに基づき、新年度予算編成をいたしました。

令和8年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し、4.9%増の11億4,260万円とするものです。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第17号「令和8年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和8年度の国民健康保険税は、令和7年度の決算見込みを勘案し、国の新たな制度である子ども・子育て支援金分が加わりますが、現在の保険税率は据置きといたしました。引き続き、特定健診・保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率向上に努めてまいります。

令和8年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初の予算に対し、2.1%増の11億4,993万6,000円とするものです。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第18号「令和8年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営主体は長野県後期高齢者医療広域連合となっており、村は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への納付金の納付が主な内容となります。

令和8年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度予算に対しまして、15.5%増の2億2,119万2,000円とするものです。

地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第19号「令和8年度南箕輪村水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和8年度水道事業会計予算の編成に当たり、基本的な方針につきましては、従来どおり、安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的に、経常的な水道施設の維持管理をはじめ、継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を2億8,787万3,000円、支出額を2億6,861万5,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を4,080万6,000円、支出額を1億4,362万円と定めるものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億281万4,000円は、当年度消費税資本的収支調整額766万4,000円、減債積立金1,851万円、過年度損益勘定留保資金7,664万円で補填をするものです。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第20号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和8年度の下水道事業の予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、快適な居住空間の確保を目的に、公共下水道への接続の推進、浄化センターの長寿命化、また、事業経営の健全化と効率化を図ることとして、経常的な下水道施設の維持管理をはじめ、国庫補助事業等継続的に必要な建設事業費を計上しています。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額をそれぞれ5億8,625万円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を2億9,088万9,000円、支出額を4億4,052万円と定めるものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,963万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額530万4,000円、過年度損益勘定留保資金1億4,432万7,000円で補填するものです。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上で、議案第15号から第20号の提案理由とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第20号につきましては、質疑を省略して、議員9人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第20号は全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算特別委員会の正副委員長には、申合せにより、委員長に総務経済常任委員会委員長、副委員長に総務経済常任委員会副委員長が就くことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長には百瀬輝和議員、副委員長には唐澤由江議員を指名します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前11時29分

議 事 日 程 (第2号)

令和8年3月11日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

8番 太 田 篤 己

1番 西 森 一 博

9番 唐 澤 由 江

7番 百 瀬 輝 和

3番 原 源 次

6番 山 崎 文 直

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	武	井	厚			
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	藤	澤	勇		
住	民	環	境	課	長	唐	澤	大	加	藤	篤							

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和8年3月11日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

議席番号8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己でございます。

私は今日の質問で、令和6年度に行われた機構改革、この検証についてお伺いをしたいと思っています。この機構改革が想定された目的であります業務の効率化や住民サービスの向上、持続可能な行政運営などを達成できているか。また、具体的な成果と課題を明らかにしていきたいというふうに思いました。

まず、この機構改革の最大の目的と当初の狙いは何であったか。

近年、人手不足、いろいろ叫ばれておりますけれども、自治体にとっても、この働き手の減少というのは大きな影響があると思います。そういう中で、職員の方たちの働き方改革や、また、住民の多様なニーズへの対応をどのように意識したのか、その当初の目的と当初の狙いというものを伺いをいたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年度機構改革の検証について、まずは、機構改革の最大の目的と当初の狙いは何か。職員の働き方改革や住民の多様なニーズへの対応をどのように意識したのかという御質問でございます。

本村の機構改革は、私が村長2年目となる令和4年度の村政運営において、重点課題として掲げた前村長から継続案件でありました南箕輪村版ネウボラの実施体制の検討に加え、福祉の総合的な相談体制の構築及び災害対策本部機能の強化を契機として着手したものでございます。

その目的は、大きく3つあります。

まず、子育て分野では、ネウボラを考え方を取入れ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現することです。

次に、福祉分野では、課題が複雑化する中で、現在は解決できる問題だけでなく、解決でき

ない課題も生じています。そういったケースは長期的な伴走的な支援が必要となりますので、こういったケースにも対応できるようにするため、専門職による継続的な相談体制を整えなくてはならない。それに応える体制づくりでございます。

さらに防災面では、現在、自然災害が激甚化・頻発化しております。南海トラフのおそれも高まっております。そういったことを見据え、危機管理体制の強化を図ること。以上、3つが目的として掲げたものでございます。

住民の多様なニーズへの対応という点では、子供のことならこども館、福祉の相談は福祉の相談窓口といったように、住民の皆様にとって、まずは分かりやすい行政窓口となることを重視をいたしました。

また、職員の働き方改革の視点では、部門の役割を整理し、例えば、専門職を継続的に配置することで、それぞれの専門性を十分に発揮できる体制づくりを進めました。これにより、職員が長期的な視点で業務に取り組める環境を整えることも意識をしたところでございます。

加えて、現在の健康医療課と住民環境課の所管事務の整理につきましては、現場の職員からの提案を基に調整を行いました。窓口業務と事務業務を見直すことで、以前と比較して集中して業務に臨める環境となりました。この点は、現場の声も色濃く反映した機構改革であったと考えています。

これらの取組は、第6次総合計画に掲げる生涯にわたり健やかに安心して暮らせる村づくりや安全・安心な地域づくり、さらには、持続可能な行政運営の考え方にも通じるものでありと考えています。

このように、本村の機構改革は、住民サービスの向上と職員の働きやすい環境づくりの両立を図りながら、今後の行政課題に対応できる体制を整えることを目的として進めたものでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） 続きまして、現在、地域づくり推進課が主体となって進めている持続可能な自治会検討、これにつきまして、今回の組織改革というものが現場にどのような効果をもたらしたのか。また、その具体的な効果、これは成功事例ですとか、組織改革後の連携不足等の事例というようなもの、こんなようなものが出ているのかどうか。ここについてお伺いをいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） まず、持続可能な自治会検討につきましては、私が村長就任目1期目に実施をいたしましたおでかけ村長室において、各地域の皆様からいただいた御意見を参考に取り組んできたものでありまして、令和6年度の機構改革と直接的に関連して開始したものではありません。

一方で、機構改革と同じ令和6年度に自治会検討や区に関する業務、こちらについては、総務課から地域づくり推進課へ移管した経過がございます。地域づくり推進課では、区からの問合せ窓口を地域づくり推進課に一元化することにしたため、現在は区との連絡調整がよりスムーズとなりました。これは、一つの効果であったと受け止めております。

また、窓口を一元化したことで、新たな課題も見えてまいりました。

具体的には、役場内に事務局を持つ各種委員会からの通知や依頼文書が長年にわたりましてそれぞれの部署から区長宛てに直接送付されておりました、こちら受け取る区においては、対応の整理に大変な御苦勞をおかけしていた、こういったことが明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、今後は役場内の連携をさらに強化し、区への通知や依頼の在り方についても整理を進めながら、地域づくり推進課を中心に自治会運営の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 地域づくり推進課につきましては、いろいろ村の重要な部分、これからの村のどういった村づくりをしていくかという面での一番主体となる課でございます。ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

3 番目として、危機管理課についてお伺いいたします。

危機管理課は、防災力の向上を目的に独立して設置されたわけでございますけれども、消防団の定数減など、現場の人的資源が厳しくなっている中で、防災関連部署のその連携や広域消防との役割分担といったものは適切に機能しているかどうか。この点についてお伺いいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 危機管理課は防災力の向上を目的として設置をされたが、消防団員の減少など地域の人的資源が厳しくなる中で、防災関連部署の連携や広域消防との役割分担が適切に機能しているかという御質問でございます。

先ほども申しましたが、近年は自然災害が激甚化・頻発化、また、南海トラフのおそれも高まっていること。さらには、議員御指摘のとおり消防団員の減少などにより、地域防災力の維持が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、防災体制を強化するため、令和6年4月に防災係と消防係の2係体制による危機管理課を新たに設置をいたしました。これまでは、総務課の一部で担っておりました防災業務を専門部署として位置づけたことで、防災計画や避難計画の統括、気象・河川・地震・火災などの災害情報の一元管理を行い、災害情報の収集・分析機能の強化も図っています。

また、機構改革に伴い、村災害対策本部の体制を見直し、災害時の初動体制の整備や庁内各部署との調整、外部機関との連携など、危機管理課が災害対応の司令塔として役割を担っています。また、各担当部署へのヒアリングなどを通じて災害時に円滑な対応ができるよう、平時から調整も進めております。

消防関連につきましては、消防団及び広域消防との連携窓口として、消防団事務や広域消防との情報共有、訓練・調整などを行い、火災や救急、風水害などの災害時における役割分担について、平時から確認しながら体制強化に努めています。

さらに、住民への情報発信につきましても、防災行政無線、SNS、アプリ、広報などの情報発信手段を一体的に活用することで、従来より迅速で一貫した情報提供ができる体制が整えられたと思っております。

このように、危機管理課の設置により防災係と消防係が設置されたことで、防災関連部署

の連携や消防団、広域消防との役割分担についてはこれまで以上に整理され、機能強化が図られているものと考えています。

具体的には、今まで総務課長が防災と消防を両方担当しておりましたので、その部分が曖昧だったんですが、今は防災が危機管理課長、消防は消防係長というところで、しっかり区分ができたというところは大きいかなと思います。

これらの取組は、第6次総合計画に掲げる防災・消防・耐震化対策の強化を具体化するものであり、今後も行政と地域、各関係機関が連携しながら、防災体制のさらなる充実に努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 続きまして、旧子育て支援課の子育て支援係と旧健康福祉課健康推進係、母子保健の関係ですね。こちらをこども館に集約をされました。そして、こども課を設立し、業務を一本化という形で行われたというふうに思っています。

この統合から間もなく2年が経過しようとしておりますけれども、この母子保健から児童福祉まで、これを一元的に対応できるようになったことで、その相談件数において変化、それと保護者などの利用者からの反応、これについてどのようであったか。こちらについてお伺いをしたいと思います。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） こども館の機能集約につきましては、機構改革当初は、場所が変わったことに戸惑われた利用者の方も実際にいらっしゃいましたが、現在では、母子手帳の発行から保育園の手続、また、小中学校に関する相談まで同じこども館の中で対応できていることから、子育て世代の皆様にとって分かりやすい窓口になってきているものと感じています。

御質問いただきました相談件数であります。令和5年度と令和6年度、機構改革前と機構改革後を比較いたしますと、妊産婦や乳幼児への面談や訪問などの相談件数は約30%以上増加をしています。これは、保健師がより身近な存在として関わることで、妊産婦に対するきめ細やかな支援が進んでいるものと受け止めておりまして、切れ目のない子育て支援にも着実につながっていると感じています。

また、母子保健と児童福祉の機能を同じ場所に集約したことで、例えば、マタニティ教室の際に保育園入園の相談ができたり、保健師による赤ちゃん訪問の際に支援が必要と判断された家庭については、今度はこども相談室と連携して、必要な支援の検討を迅速に行えるようになっております。

このように、母子保健から児童福祉までを一体的に対応できる体制を整えたことにより、子育て家庭に対する支援のつながりや対応のスピードを向上しているものと考えております。

保護者からの生の声につきましては、こども課長から答弁をさせていただければと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 武井こども課長。

こども課長（武井 香織） それでは、太田議員の質問に対しまして、保護者からの意見と

どうか、私のほうで聞いたことについて少しお話をさせていただきます。

まず、母子保健と成人・高齢者等が2つに分かれたということで、利用される保護者の方には、保健師がとても近い存在になったということはよかった点だと考えています。これは栄養士も一緒なんですけれども、それぞれが母子の担当となったことで、私の担当者はこの保健師さんだ、この栄養士さんだということが明確になったので、気軽に相談をして来ていただけるというケースが大変多くなりました。中には、朝一番に電話をかけられる時間を待って電話をしてきて、担当の誰々保健師さんをお願いしますという、もう名指しで御相談をしてくれる方も増えております。そういったことは大変よかったですのかなというふうに感じております。

そういったところの中で、必要な支援につきましては、先ほども村長のほうから申し上げましたけれども、ほかの子育ての支援のほうですとか相談数ですとか、そういったことにすぐにつなげていけるというところ、こういったことは保護者の方たちが自分で選ばなくても、こちらでも自動的にそういった体制が取れているというところ、こちらについて、大変よかったですというふうに感じているところです。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。非常に良い結果が生まれているというふうな気がします。非常に良い傾向にあるということは継続して、これからもこの住民サービスをつなげていっていただきたいと思います。

続きまして、こども家庭センターの設置により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制、こちらについては具体的にどう強化をされたのかお伺いいたします。御答弁をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 南箕輪村こども家庭センター、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として子育て家庭への相談支援を行うことで、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく支援していくことを目的として、こちら令和6年4月に設置をいたしました。

先ほどの答弁と重複する部分もごさいますが、保健師への相談件数は増加しており、妊産婦や乳幼児の段階から相談しやすい環境が整ってきております。

一方で、こども相談室への相談件数は減少しておりますが、これは支援体制が弱まったということではなく、子育てに関する相談は母子保健係へ、小学校や中学生に関する相談は教育委員会の教育相談員へ、そして、児童虐待などのハイリスクのケースはこども相談室へといったように、窓口の役割分担が明確になったことによる結果であると捉えています。

また近年は、独り親家庭の支援、産後鬱への対応、DVへの対応など、複数の課題が重なったケースも増えてきています。こうした場合には、母子保健と児童福祉が同一化となったことで、必要に応じて福祉課の相談係や教育委員会、学校などとも連携しながら支援を進めることができる体制になっています。

このように、こども家庭センターの設置によりまして、妊娠期から子育て期までの相談支援を一体的に行う体制が強化され、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が可能になってき

ているものと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 次に、教育委員会の事務局の体制についてお伺いしたいと思います。

令和6年度の機構改革により、教育委員会事務局の体制が再編をされたというふうに思います。この改革の目的は、複雑化する教育課題への迅速な対応と教職員の負担軽減、そして、地域と連携した教育環境の構築にあったと理解しております。

一定期間が経過した今、またその具体的な成果と現場で見えてきた新たな課題についてお伺いをいたします。

まず、組織改編によって事務局内の意思決定スピードや各担当、学校教育、社会教育、それからスポーツ振興等の専門性、こういった部分がどのように向上したのかお伺いいたします。よろしく御答弁をお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 太田議員の御質問にお答えいたします。

組織改編によって、教育委員会事務局内の意思決定のスピードや各担当の専門性はどのように向上したかという御質問でございます。

教育委員会事務局につきましては、令和6年12月議会、令和7年3月議会の同僚議員の皆さんへの答弁と重なるところがあります。令和6年4月の機構改革により、こども館に学校教育係とこども施設係、村民センターに社会教育係と2か所で業務を行い始め、およそ2年が経過いたしました。

機構改革により、こども館の管理運営と放課後児童クラブの所管が教育委員会事務局に移管されました。このことで、小学生が利用している放課後児童クラブと学校教育とのつながりが今まで以上に図られていると考えます。

学校教育と社会教育については場所が離れたわけではありますが、今まで以上に連携・連帯を持つことを大切に考え、スタッフみんなが動き、踏ん張っているところであります。場所が離れているわけではありますが、離れているからこそ、これまで以上に、必要なときには打合せや連絡を密にしております。

意思決定のスピードにつきましては、特に教育相談業務においては、こども課のこども相談室、母子保健係の担当者とも連携がしやすくなり、確実に早くなっているものと思っております。そのほかの業務においては、機構改革前と変わらないと思っております。

専門性につきましては、機構改革前と変わらず、各学校運営を担う学校教育、文化財やスポーツ振興、図書館運営、公民館事業などの社会教育、放課後児童クラブや学校施設整備などのこども施設係において、各担当が専門性を発揮しているところであります。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 続きまして、村長部局、特に子育て支援部門や福祉部門、これとの連携について、機構改革によってどのように円滑になったのか。ただいまの答弁の中にも一部ございましたけれども、これについてお伺いをしたいと思います。よろしくお伺いいた

します。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 村長部局との連携が機構改革によってどのように円滑になったかという御質問でございます。

機構改革により、こどもの窓口一元化を含めたこども家庭センターとしての機能は、こども課と教育委員会との連携により、今まで以上に図られていると考えます。支援が必要な御家庭の対応をこども課や福祉課相談係の担当者と教育委員会事務局学校教育係の教育相談員と指導主事とが連携し、窓口を一つにして対応しております。これは、機構改革前にも同様にしていたわけですが、同じ建物、フロアにすることで、ケースの検討会議を開くスピード感と意思決定のスピード感が増すことにつながり、より連携を深められたと感じているところであります。

また、お子さんが保育園から小学校へ上がる際の保障連携、教育相談員と指導主事・保健師のつながりについても同様に、より連携を深められていると考えております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 続きまして、本村は文部科学省の指針に基づいて学校における働き方改革に取り組んでおりますが、機構改革による事務局の支援体制強化、これがその現場の先生方、教職員の先生方及びその職員の方々、教職員の残業時間の削減でありますとか公務の効率化、こういったものに具体的にどのように寄与しているのか。この点についてお伺いいたします。よろしく御答弁をお願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 機構改革による事務局の支援体制強化が、現場の教職員の残業時間削減や校務効率化に具体的にどう寄与したかという御質問でございます。

本村では、文部科学省の指針に基づく学校における教職員の働き方改革を推進するため、支援体制の強化を図ってまいりました。その具体的な取組と成果につきましては、機構改革以外のことも含みますが、申し上げたいと思います。

まず、1点目として、機構改革と同時に、教育相談員を3名体制といたしました。先ほどの答弁とも重なりますが、教育委員会事務局とこども相談室がこども館にあることで、日常的な情報共有や、ケース会議などで具体的な善後策を立てることがスムーズに行えるようになりました。

これにより、課題を抱える家庭や児童生徒に関わる学校の支援会議に教育相談員が直接出向き、専門的な立場から助言するなど、速やかかつ丁寧な支援を行いやすくなり、学校や教職員が抱え込む状況の解決につながっております。かなりの負担軽減が図られていると考えます。

2点目として、小学校に体育専科教員を2名配置しております。これにより、学校全体における体育の授業の改善が促進されており、授業準備や指導にかかる負担が軽減されております。

また、特別支援教育支援員及び特別支援教育の介助員を配置し、支援を要する児童生徒へ

の対応を補助することで、教職員の業務負担と学習環境の充実を図っているところであります。

3点目としては、長野県教育委員会の事業を活用して、事務作業など業務をサポートする教育業務支援員を各学校に配置することで、教員が児童生徒への指導や授業準備に注力できるようにしております。

様々な事務作業における教職員の負担を軽減し、教職員が授業や児童生徒対応にできるだけ専念できる体制を整えているところであります。

4点目として、今年度、文部科学省の学校における教職員の働き方改革推進事業への事業採択を要望しましたところ、全国14自治体、長野県内4自治体のうちの一つとして採択されました。

12月から2月にかけて、働き方改革に関するワークショップをまず管理職対象に行った上で、小中学校3校において開催し、業務の見直しや時間の有効活用などの研修を行ってきたところであります。教職員の放課後における余白時間をどう生み出すか、その工夫を自分たちで考えていく、そういうワークショップであります。この取組により、次の日の授業の準備などに使える時間を少しずつ生み出すことができいております。

2月と3月においては、第二弾として、授業改善をどのようにするか考えるワークショップを行い、教職員が授業の質の向上を目指した研修を行っているところであります。日々の教育活動において、教職員に精神的・時間的ゆとりが生まれ、子供にとって学びが深まる授業、子供たちに温かい対応を教職員ができるようにするための取組であります。

教職員が笑顔になれば、子供が笑顔になる。子供が笑顔になれば、保護者が笑顔に、保護者が笑顔になれば、みんなが笑顔になる。みんなが笑顔になれば、村全体が笑顔になるということを目指して、来年度の学校運営を支援していきたいと考えております。

5点目として、小中学校教職員の業務管理、健康確保措置実施計画を策定いたしました。この計画は、村内の小中学校の教職員が自らの教師力を高め、子供も保護者も南箕輪村の小中学校で学べてよかったと実感できる学校づくりを全面的にバックアップするために、教職員の業務量を管理し、健康確保措置について具体的な取組を示したものであります。

4年後には、1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることを目標として、教職員の時間外勤務の把握や管理を行い、長時間勤務の改善に向けた取組を強化していきたいと考えております。

これらの取組により、教職員の業務負担の軽減や校務の効率化が進んでいるものと認識しております。

今後も実態を把握しながら、教職員が子供と向き合う時間を確保できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） ありがとうございました。

現場の教職員の残業時間等の削減、そういった部分、校務の効率化、それもありますけれども、昨年、私も南部小学校の先生方の研修会みたいなものにちょっとオブザーバーとして参加させていただきまして、いろんなお話を聞いてきた中では、現実に今、当村は地域クラブ、スポーツの関係や何か、中学校の部活の移行が進んでいることもあるかと思っておりますけれども、

ども、いろいろな面で教職員の方たちのそういった働き方の改革には、かなりつながってきているのではないかなというふうな感触を持っております。これからもこの支援体制、ぜひ頑張っていてやっていただきたいというふうに思います。

最後に、9番目としまして、これは村長それから教育長、それぞれにお伺いをしたいと思えます。

全体を俯瞰しまして、これまでのこの機構改革による業務運用、こういったものを通じて見えてきた組織上のボトルネックや、また次年度、令和8年度以降に向けてさらなる見直しが必要な点はどのようなところにあるのか。これについてお伺いをしたいと思えます。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） これまでの業務運営を通じて見えてきた組織上のボトルネック、見直しが必要な点についての御質問であります。

これまで、基本的には効果があったもの、成果があったものを中心にお話をいたしましたが、ここでは正直に、ボトルネックや見直しが必要な点について、3点に分けて申し上げたいと思えます。

1つ目は、住民異動手続等に関する物理的な課題でございます。

出生届や転入手続は役場庁舎で行う必要があるため、児童生徒や未就学児を伴う住民異動の手続の際には、職員がこども館から役場庁舎へ出向いて現在対応しています。また、乳幼児健診の会場が保健センターであることから、こちらでも職員の移動が発生をしています。

子育て関連の手続については、全て子供のことはこども館でという形で一体的に対応できれば、利用者にとっても分かりやすく負担軽減にもつながると考えられますが、この点は、機構改革検討時から把握していた課題でもあります。

今後も改善に向けたアイデアの検討は続けてまいりたいと考えておりますが、このボトルネックの解消のアイデアというのは、まだ至っていないというところでございます。

2つ目は、教育委員会事務局の物理的分散による課題であります。

先ほど尾形教育長からも御説明ありましたが、教育委員会事務局がこども館と村民センターに分かれているため、学校教育係、こども施設係、社会教育係の連携が取りづらい側面も実際には生じています。また、決裁や起案の際の移動、教育次長の庁舎間移動など、業務効率や職員の負担の面でも課題が見られる側面も正直でございます。

さらに、住民や関係機関が窓口を誤認してしまうケース、教育委員会が2つあるので誤認してしまうケース、郵便物、文章の誤配といった事例も発生をしています。

この点につきましては、過去、議会からも御提案をいただいておりますスポーツ分野の整理も含め、スポーツ係の新設を検討しております。その際に組織配置の見直しを進めれば、ここのボトルネックは解消できるのではないかと考えて、現在進めています。

3つ目は、相談対応における担当区分の整理であります。

これは、機構改革というよりかは、機構改革以前から生じている課題なんですけど、例えば、近年は保護者や児童生徒に関する相談が子供本人の問題だけでなく、家庭環境や経済的困難、保護者の健康問題など、複合的な要因を含むケースが増えています。

そこで、実際の事例なんですけど、これまで子供の支援を通じて関わっていた保護者です

ので、子供の支援なので子供の担当の専門職が対応していたんですが、実際、その保護者自身が次に体調不良だとか生活上の困難を抱えてしまったときに、これまで担当していた子供担当の専門職が引き続いてコミュニケーションを取れるので担当していくか、そもそも大人は成人担当なので、成人担当の専門職に引き継ぐのか、そういった判断が必要になるケースが出ています。

こうしたケースについては、課長や係長級がリーダーシップを発揮して、関係部署間の連携を強化しながら相談対応の役割分担を整理していくことが重要と考えていますが、なかなかその関係ができていの中で、役場の担当が違うからといってそこで切れてしまうとあまり良い結果にはならないので、その部分はやはり管理職、係長級のマネジメント力が重要ななと思っています。

今後もこれまでの運用の中で見えてきた課題を踏まえながら、より効率的で分かりやすい組織運営となるよう、必要な見直しは検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

議長 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 太田議員からの課題への対応についてお答えしたいかと思いません。

村長答弁とも重なる部分があるわけですが、教育委員会事務局といたしましては、学校教育係とこども施設係がこども館に、そして、社会教育係が村民センターにというところでありますが、今後の各系の事業内容を鑑みたときに、必ずしも一体化することがよいのか。あるいは、村民センターの運営等も大事になってまいりますので、そんなところも検討しながら対応を考えていきたいかと思えます。

2つの建物に分かれていることにおけるデメリットな面も確かにあるわけですが、そのところは、担当職員の工夫によって連携を密にする等、工夫をすることもたくさんできますので、一番は、村民の皆さんが利用しやすい環境を整えていくことを大事に考えながら取り組んでいきたいかと思えます。

それから、2つ目としまして、教育委員会の学校教育係と社会教育係が分かれているというようなことで、住民の皆さんへの周知がまだ不十分な部分があるのではないかという部分もありますので、この辺りのところは、それぞれの担当が担う事業内容等も明記しながら、どの係に行けばよいのかというようなところは、さらに住民の皆さんに周知をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長 長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

この機構改革というもので、いろんな面が大分改善されてきているだろうというふうに思いますし、今後に向けても、まだまだ課題がいろいろとあるというふうに思います。

これからの村の発展もそうですが、住民福祉、村民福祉の向上を図るという目線が第一だというふうに思います。ここを第一に考えていただいて、ぜひ陥りがちなその縦割りの行政の在り方、こういったものにますます改善を加えていただいて、村民福祉に資する形に村の行政を進めていっていただきたいとそんなふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、8番、太田篤己議員の質問を終わります。

ただいまから9時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時55分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号1番、西森一博議員。

1番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。通告書どおり、2件の質問をさせていただきます。

今日は東日本大震災から15年目ということで、当時を少し思い出しまして、私はちょうど区の会計を任された年でありました。その当時はやはり大きな震災もあったということもありまして、その年の防災訓練は多くの参加者がおりました。

ちょっと昔のデータを紐解きましたら、中込区ですが、2011年の防災訓練が163名の参加者がありまして、昨年度、2025年は実に63名と、大分減ったなという印象を持ちます。私が当時会計のときに、10年後どうなっているんだろうとずっと考えていたことがありました。高齢化もありますし、大分減るんだろうなと思っていたところだったんです。実際のこの防災訓練に参加した数字を見比べたときに、昔と比べて、自治会に参加する方が大分減っているなという印象を私の中で持ちました。

さて、南箕輪村第6次総合計画では、2035年まで総人口は増加するという数字が示された一方、15歳から64歳の生産年齢人口は減少すると。65歳以上の高齢者の人口は増加すると予測されております。さらにそこから2040年を見据えますと、厚生労働省の推計では、高齢化率は約35%に達するとされております。

2035年から2040年にかけては、私を含めた団塊ジュニア世代が65歳以上となるために、高齢化は一気に進んでいくということです。今の団塊世代とは違って、この団塊ジュニア世代は未婚率も多いと。そして、年金に頼れず、働き続ける人も増えていくのではないかなと考えられております。そうした状況は、地域とのつながりが今以上に希薄化する可能性があるわけですね。

自治会は、地域のつながりを支える大切な存在であります。介護予防や健康増進、そして防犯・防災の観点からも、自治会が存続していくことは必要であります。そのためには、地域環境の維持など、最低限必要な業務を自治会だけには負わせない仕組みが今後重要なことと考えております。

そこで、集落支援員の活動について質問をさせていただきます。

12月の定例会で、各地区に事務局を設置することを私のほうで提案をさせていただきました。その際、村長からは、12地区全てにおいて集落支援員が配置されれば、事務局機能が整うというような答弁がございました。事務局を新設するよりは、集落支援員の配置のほうが非常に現実的であると考えております。

総務省が行いました集落支援員向けの研修で、集落支援員の必須業務として集落点検の実施、それと、集落の在り方に関する話合いの促進が挙げられております。この集落点検では、人口動向や生活環境、地域資源を整理し、話合いを通じて住民と行政が現状を共有して、地

域の維持活性化につなげるとされております。

現在、北殿区と田畑区では週16時間以上の要件で集落支援員が配置され、環境点検、公民館の清掃、枝払いや草刈り、事務作業など、自治会運営を支える作業を担っていただいております。

ここで特に期待したいのが、自治会の課題に対する話合いの促進です。役員の担い手不足、区や組の脱退、組の再編などの課題は、1年任期の区長だけでは解決はできません。区長は、仕事に慣れるまでに約半年ほどかかります。余裕が出てきた頃には任期を終えてしまうと。こうしたようなことが毎年繰り返され、課題が先送りされているというところです。

そこで、集落支援員が中立的な立場で長期的に関わることで、課題解決への道筋をつくることのできるのではないかと考えられます。

そこで、集落支援員の活動として、自治会の課題の解決に向けた話合いの促進を積極的に担ってもらえるような考えはあるかお尋ねいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えをいたします。

集落支援員の活動について、まずは、集落支援員が中立の立場で、自治会課題の解決に向けた話合いの促進を担う考えはあるのかという御質問でございます。

まず、基本的な考え方ではありますが、住民自治の観点から、自治会の課題解決に向けた話合いは、区長をはじめとする区の役員の皆様が主体となって進めていただくことを今後も大切にしていきたいと考えています。自治会は地域住民の自主的な運営によって成り立つ組織であり、課題の共有や合意形成の過程そのものが地域の力を高める重要な機会であると認識しています。第6次総合計画においても、協働の村づくりを基本方針として掲げており、地域の主体性を尊重することが前提であります。

その上で、本村における集落支援員の位置づけについて申し上げます。

議員からも御説明ありましたが、現在、北殿区と田畑区に集落支援員を配置しており、いずれもそれぞれの区の住民で、地域の実情をよく理解している方々でございます。こちらも議員からありましたが、集落支援につきましても、区の役員が1年任期で交代していく中で、区の課題に継続して取り組むことが難しいといった課題を補う役割、期待しております。区に対しても、現在村としては、積極的な活用を呼びかけているところでございます。

さて、御質問の集落支援員が自治会課題の解決に向けた話合いに参加し、長期的な視点で関わることは、自治会運営にとっても大変有意義であると捉えております。村といたしましても、自治会での話合いが円滑に進むよう、各区の集落支援員を支援してまいりたい立場でございます。

話合いの促進の方法、様々考えられます。会議の書記を務めることやこれまでの経過を整理して言語化すること、合意形成を円滑に進めるための支援も有効な役割であると考えております。

第6次総合計画に掲げる地域コミュニティの活性化を進める上では、地域が主体となり、必要に応じて行政が支援するという姿勢が基本でございます。持続可能な自治会検討委員会の取組においては、変革を促すことを目的としていたため、例外的に行政が前面に立つ場面もございましたが、今後もこの地域が主体となり、必要に応じて行政が支援するという基本

原則を大切にしながら、地域の実情に応じた支援を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

結構地域課題は深い、息の長い課題が多いですので、時間をかけて取り組んでいく必要があるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

今後、集落支援員が増員されていくと思われませんが、話合いの支援や環境維持作業を一人で担っていくのは負担が大きくなると思われまます。こちらの集落支援の研修会の資料でも、支援員は補助的な立場であり、今、村長に言っていただきましたけれども、一人で1地区を担当するよりは、3人で3地区を担当するやり方のほうが効果的であると示されておりました。お互いにサポートし合える体制を構築することで、一人ではできないような作業などにも対応することができるのではないかなと思われまます。

そこで、集落支援員が複数の地区をチームで活動させるような体制を検討しているかをお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めまます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在本村では、2名の集落支援員が人口規模の大きい順に、北殿区及び田畑区において活動していただいております。現時点において、これらの支援員を複数地区でチームとして活動させる体制については、具体的な検討は行っておりまません。

本村における集落支援の活動は、令和7年度から始まったばかりであります。まだ1年度を経過していない状況であります。まずは制度の定着を図り、各区の希望や実情にできる限り応えられるよう、集落支援員の確保・増員に努めていくことが、現段階における最優先の課題であると捉えていまます。

区の要望にもよりますが、まずは、各区に1人ずつ集落支援員を配置できる体制を目指していきたいと思いまます。その上で、支援員の配置が進んだ段階では、支援員同士が情報共有を図りながら連携していくことも重要な視点であると、議員御指摘のとおりでございます。

また、村内12地区につきましては、その人口規模に差があることから、将来的には人口規模の小さい複数の区を対象に複数名体制でチームを組み、広域的に支援する仕組みも一つの選択肢にはなるのかなと考えておるところでございます。今後、活動状況や各区のニーズを踏まえながら、まずは各区に1人ずつ集落支援員を配置できるよう努めてまいりたいと思いまます。

より地域に密着し、柔軟に対応できる体制の在り方についても引き続き検討させていただきます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

早いところ集落支援員の方が増員されて、各地区の支援をできる体制が整うということをお願いしております。

最近、各地の自治体でデジタル回覧板を導入する動きが見られております。

回覧板は、区や区民の身近な情報を伝える手段として昔から親しまれております。しかし、

情報化が進んだ現代において不便を感じている人も多くおまして、デジタル回覧板を望む声は少なくありません。私もその1人です。

そんなところで、どこでも回覧板というものを私のほうでつくりまして、試験的に運用しておりました。約1年間ほど運用してきて見えてきた課題として、情報掲載の手間というものがあります。通常の紙の回覧に加えて、デジタル回覧への情報を掲載する作業が必要となります。その掲載する作業が負担となり、導入をためらう要因になっているのかなと思われま

す。今後、掲載作業を誰が担うかという視点を十分に考えて、もし村で今後デジタル回覧板を進めるとしたときに、どんなシステムを採用するかは別として、回覧情報の掲載作業は当然必要不可欠となります。

そこで、今後デジタル回覧板を進める場合ですが、回覧の掲載作業を集落支援員の方が担うというような考えはあるのかお尋ねいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議員御指摘のデジタル回覧板の導入につきましては、第6次総合計画に掲げる地域社会のデジタル化の推進の方向性とも合致する取組であると認識をしております。

デジタル回覧板については、通常の紙の回覧に比べて圧倒的に情報の取得が早く、また、紙の回覧は手元に資料が残りますが、デジタル回覧であれば、いつでも情報を見直すことができるということは大きなメリットであります。

現在、仮定の話として議員から御質問いただいておりますので、あくまでも仮定という状況でお答えをさせてもらえればと思います。

デジタル回覧板を本格的に導入する場合、回覧情報の掲載作業につきましては、区の運営体制や実情を踏まえながら検討する必要があると考えています。集落支援員は、区長の事務補助等を行う補佐的な役割としても配置をしておりますので、区の合意の下で事務的なこういった掲載作業を行うことは、想定範囲内であると仮定の中では考えております。

今後、各区の負担軽減や担い手不足への対応という観点も踏まえながら、第6次総合計画の重点目標とする共同の村づくりに沿って、地域の実情に応じた運用の在り方を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございました。

続きまして、地域資源のシェアとマッチングについてお尋ねいたします。

地域にある資源を1か所にとどめるのではなく、共有し、有効活用する仕組みが必要だと私は考えております。各区が保有する防災資機材の中には、長年使われていないようなものや同じような物品が重複しているものがあります。令和7年、去年7月の豪雨のような局所的な被害が発生した際に、地区の垣根を越えて資機材をシェアできれば、各区の経済的負担を抑えつつ、有効活用できる備えが可能になるのではないかなと。

現在、村では、年1回防災資機材の状況調査を行っておりますが、物品把握にとどまっております。この情報をより発展させて、災害時に共有可能な資機材を整理して各地区で共有

できれば、備えの効率化につながると思われます。

防災会の担い手減少と物価上昇の中で、従来どおりの購入や物品の管理は今後難しくなってくると考えております。そこで、各区にあります防災資機材を可視化しまして、村全体でシェアできる仕組みづくりを検討してはどうかとお尋ねいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 地域資源のシェアとマッチングについて、各区にある防災資機材を可視化して、村全体でシェアできる仕組みを整えてはという御提案をいただいております。

現在、各区の自主防災組織においては、消火器、発電機、簡易担架、照明器具など、地域の実情に応じた防災資機材が整備をされております。村といたしましても、国や県の補助制度の活用を通じてこれらの整備の状況の把握に努めてはおりますが、これら資機材の種類や数量、保管場所、使用状況などの詳細については、各区ごとに管理方法が異なっているというところでございます。

そのため、議員からもありましたが、村内12地区で構成する自主防災会連絡協議会におきまして、毎年防災資機材の状況調査を行い、各地区の資機材の状況や防災の取組について情報共有を図っているところでございます。

この防災資機材を可視化し、地区間で共有していく取組につきましても、地域防災力を高める上で有効な考え方であると、まずは認識しております。特に発電機や投光器など、比較的高額な資機材については、地区間での相互利用を図ることにより、効率的な備えにつながる可能性があるものと思っております。

一方で、防災資機材は災害時に迅速に使用できる体制を確保することが最も重要であり、保管場所や運用方法、故障してしまった場合の責任の所在などについて、あらかじめ整理しておく必要もございます。

こうした点を踏まえながら、まずは各地区の資機材の状況把握と情報共有を引き続き進めるとともに、自主防災会それぞれの自主性を尊重しながら、村全体で資機材を有効に活用できる仕組みづくりについて、まずは自主防災会連絡協議会、こちらで御意見をいただきながら協議を重ね、検討を進めてまいりたいという考え方でございます。

また、物ではなく人の人的な面におきましても、防災士をはじめ、自主防災会、赤十字奉仕団、消防団などの連携を深めることで地域や団体の枠を超えた協力体制を強化し、人と資機材の有効と人が活躍できる地域防災体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

それでは、今度は、シルバー人材センターの人材確保が大変になってきていると聞いております。

南箕輪支所で現状を確認させていただきました。現在、シルバー人材に登録している方が、平成30年の94人から、現在63人まで減少が続いているということをお聞きしております。その要因としてですが、定年延長などにより、現役で働く人が増えてきたということがあるそうです。

広報紙の配布やごみステーションの立会いなど、村から依頼している業務も多くあるわけ

ですが、最近は、個人からの庭木の剪定と伐採、草刈りなどの依頼も増えてきているとお聞きしております。

しかしながら、会員の平均年齢が76.2歳と非常に高くなっておりまして、今後会員が増えなければ、依頼を受けることも難しくなってくるということです。特に、広報紙の配布が継続できるか危機感を募らせておりました。

そのお話の中でですが、若い人でも広報紙の配布ができるような仕組みがあればよいのではないかというようなこともお聞きしました。中込区のお話でいきますと、公園整備を委員会で行った際に、当然、参加者を募らなければいけなかったんですね。中込区の公園整備なので地区内で募集をするというか、私が声をかけたわけですが、では、村内全域からもし声をかけようとしたときに、これはなかなか声をかける手段がないなと感じたわけです。

村にはまっくん支え合いボランティアがありますが、こちらは高齢者世帯等のごみ出しや雪かきなど、生活支援を目的としております。それ以外の内容でボランティアを募集することというのはできません。しかし、個人や団体でも作業の手伝いを求めたいというような場面はあるのかなというところです。

村民の中にも、少しなら手伝えるよという方もいるのかなと思います。ところが、募集したくても募集する場所がないのが現状かなと。そこで、お手伝いをしてもらいたい内容を掲載して、手伝ってもよい人が応じるマッチングをするシステムがあればよいのではないかなと考えております。

この仕組みは、仕事のあっせんをすることが目的ではありません。あくまで個人間の助け合いを前提としたマッチングになります。こういったものはトラブルが発生しやすくなりますので、トラブル防止の観点からも、完全に登録制とすることが望ましいと思います。

通常は有償で依頼を行うシステムとして利用できればと。また、そのほかに、災害時にはボランティアのマッチングに使えるようにも活用できるようにすることや、この平時から非常時まで地域を支える仕組みとして機能させることも考えられます。また、まっくん支え合いボランティアの募集もその中で行ってみれば、利用者の増加にもつながる可能性があるかなと思われれます。

そこで、住民の困り事やお手伝いができるこの結びつける地域マッチングを構築してはどうかという質問になります。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 住民の困り事とお手伝いできることを結びつける地域マッチングを構築してはという御提案でございます。

シルバー人材センターの話がございました。現在の状況について申し上げますと、シルバー人材センターには、広報紙の配布、役場の宿直業務など、役場の業務を多く引き受けていただいているほか、一般家庭では庭木の剪定や草むしりなど、村民の幅広いニーズにも対応して出させていただいております。

一方で、議員御指摘のとおり、定年延長の影響もありまして、会員数が減少傾向にあることは村としても承知しておるところでございます。事務局との話合いの中では、村は比較的行政がシルバー人材センターにお願いしていただけることが多いと、そういった意味ではありがたい面もあるんですが、それに応えられるだけの人材がそろっているかということ、そこ

の部分は課題があるというところはお聞きをしております。そのため、現在は、隣の市町村からも応援に来ていただいているようなことも一部お聞きをしております。

また、村では、令和7年度に第3次南箕輪村地域福祉計画の策定に向けた村民アンケートを実施いたしまして、その中で、地域の支え合いに関する意識について調査を行いました。結果、5年前の調査と比較をいたしまして、「できる範囲で支援をしたい」という回答が減少し、「自分のことで精いっぱい余裕がない」という回答が増加するなど、地域の支え合いを担う人材の確保が課題となっていることがこのアンケート調査からも見てとれました。

さらに分析を進めますと、見守りや安否確認、話し相手、ごみ出し、ちょっとした買物、これらについては、「できる」ことが「頼りたい」を上回っております、地域の中で支え合いを広げていく余地があることも分かりました。反対に、庭や家の掃除の手伝い、通院の付添い、送迎、これらについては、「頼りたい」ことが「できる」ことを上回っており、担い手が不足しているという課題が明らかになっています。

御提案のような、住民の困り事とお手伝いできることを結びつける地域マッチングの仕組みについては、地域の支え合いを進めていく上で、一つの有効な考え方であると認識をしています。ただし、要望だけが集まり担い手が不足する状況にならないよう、地域活動の活性化や人材の確保を並行して進める必要があります。また、このシステムの運用には継続的なマンパワーも必要となることから、一種のあまり大きくなりますと派遣業務みたいになっていくのかなと思いますので、役場組織だけで構築・運営することは簡単なことではないと考えています。

現在動かしております村のまっくん生活支え合い事業においては、地域ボランティアの方々に御協力をいただきながら、支援のマッチングを行っております。今年度、担当職員に努力していただきまして、新たに9名の協力者を確保することができました。現時点では、支援と助けるそのマッチングは滞りなく進められております。

今後であります、今年度から福祉計画策定懇話会がスタートしており、令和8年度中に第3次地域福祉計画を策定していく予定であります。地域の支え合いの仕組みについては、今回のアンケート調査の結果も踏まえながら懇話会の中でも検討を進め、地域の実情に合った支え合い体制の構築に努めてまいりたいと思います。

また少しこの件から、少しちょっともう一歩引いた話なんですけど、やはり今、様々な分野で人手、担い手が不足しております。先ほどの自治会の件もそうですし、今、農業の部分も同様にまっくんファームからそういったお話しはいただいております。そういったところ、まっくんファームのほうはどちらかというと副業という形にはなるかと思うんですが、様々なところで、今、南箕輪村には移住してきた方がたくさんいますが、その方々が地域と接点を持っていないという方もたくさんいます。そういった方々を、比較的若い方も多くいらっしやいます。

こちら副業という考え方なんですけど、朝2時間とか草刈りをしてもらうとか、地域のそういった資源って言ったら失礼ですけど、ちょっと手の空いている方、少し稼ぎたい方、そういった方々をマッチングするようなことは、まずは、農業分野のほうでも今検討を進めていますので、農業、自治会、そしてこの住民のお困り事、こういったところの担い手不足に対応するため、そういった点でも取り組んでおりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） 人材不足はどこの分野においても顕著であるかなというところとして、私は何でもかんでも行政に任せることがよいわけではないと思っていて、こういった地域マッチングにしても、民間でできるものであれば、民間が行っていくべきでもあるかなと私は思っております。

ただ、村の考え方として、全部行政でやるんだよという考え方を示されなくて、私の中でよかったなと思っております。民間の手を使えるものはどんどん使っていく、そうやって住民の力をどんどん活用するというのは非常に大切なと思います。

私がこの自治会について何度も質問させていただいておりますが、それは、将来への危機感があるわけでありまして。冒頭のほうでも触れましたが、2040年頃には高齢化率が非常にまたさらに進みます。これまで地域を支えてきた現行の自治会では、今後機能しなくなる可能性があるかと私は考えております。

この集落支援員やシェア、マッチングを活用して、若い世代が安心して仕事ができる新たな自治会づくりが必要であることをお伝えして、私の質問を終了とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） これで、1番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時49分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤由江です。

あらかじめ通告しました6点についてお聞きしたいと思います。

まず1番、高齢者の見守りにエアタグをつけて所在確認を。

高齢者で自転車に乗って10月に出かけ、1年半帰ってこないお年寄りの事例を聞いた。どこかで死んでいるかもしれないが、見つからない。また、独り暮らしの70代の後期高齢者の方が脳卒中を再発し、転倒し骨折したという。

村の高齢夫婦のみの世帯は661、高齢単身世帯は508という。いつ何どき何が起きるか分からない。GPS機能のある何か品のあるきれいなものがあれば、すぐに見つかるはず。現実味のある身につけやすいものを村が購入し貸出し、不要になれば返却できると思うが、まず、村ではそのような件数と行方不明ケースについて把握しているかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者の見守りにエアタグをつけて所在確認をの質問の中で、まずは、高齢者が行方不明になるケースが多いと聞かすが、村では件数等を把握しているかという御質問をいただいております。

令和7年4月、長野県警察本部長からの認知症に関わる行方不明者発見活動についての通達によりますと、長野県における認知症に関わる行方不明届の受理件数は、長野県全体で令和6年で400件となり、令和5年に比べて233件増加しているとされております。今後もこの

増加傾向は続くというところが、この通達の中でも述べられております。

本村におきましては、高齢者が行方不明となった場合でも現在の福祉課として把握できるのは、家族が警察に捜索を依頼し、その後、警察から村へ防災行政無線による放送依頼があったケースに限られているというところが現状でございます。

その件数につきましては、令和5年度が3件、令和6年度も3件、令和7年度は、現在までの数字で2件となっております。なお、地域の中では短時間行方不明となったものの、家族や地域の皆様による捜索で無事に帰宅したケースも少なくないと考えられますが、そうした事案については、村としては、件数は把握できないというところが現状でございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 長野県下でも多いし、村でも3人あるいは2人というように、少ない数ではあるが何件かいるということですので、見守りを注意していかなければいけないのではないかと思います。

2番に、また単身で転倒し放置されるケースなどで、GPS機能のエアタグを村で購入し、貸し出す考えはあるかお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） エアタグを村で購入し、貸し出す考えはという御提案でございます。

認知症の方が行方不明になることを防ぐ手段の一つとして、GPS機能を搭載した徘徊感知機器の活用は、有効な対策の一つであると認識しております。先ほどの長野県警察本部長からの通達におきましても、認知症に関わる行方不明者の生命・身体の保護を最優先とし、早期発見につながる手段として、GPS等の位置情報を取得または記録する機器の活用について、市町村と連携しながら、認知症の方や家族へ周知することが示されております。

議員から御提案をいただいておりますエアタグであります。鍵やバッグなどに取り付け、iPhoneの探すアプリで位置を確認できる小型のトラッカーであり、Bluetoothを活用して物の所在を把握することができるapple社製のデバイスでございます。こういったトラッカー、Bluetoothといった新しいテクノロジーを活用した御提案をいただきましたことに、まずは感謝を申し上げます。

一方で、この販売をしているapple社の公式見解では、エアタグは持ち物の紛失防止を目的とした製品であり、人やペットの追跡を目的とした使用は想定していないとされております。また、無断で他人の持ち物や身体に取り付ける行為は、法令違反やプライバシー侵害に該当する可能性も指摘しています。

このような製品の目的や公式見解を踏まえますと、行政としての公の取組として、アイデアは大変素晴らしいんですが、このエアタグを人の追跡目的で購入し貸し出すことについては、法的・倫理的な観点から慎重な判断が必要であり、現時点では難しいのではないかと思っています。

一方で、要介護2以上の方につきましては、介護保険給付として、認知症老人徘徊感知機器の貸与が認められております。屋内での感知が基本であります。GPS機能のオプションを追加することで、屋外の位置情報を確認することも可能であり、月々数千円程度のレン

タル料金で利用できることから、実際の使用状況に応じて機器を変更することも可能であると思います。

そういったところ、本村では、この機器の導入の負担軽減を図るため、徘徊高齢者等家族支援事業補助金として、機器の初期導入費用に対し、5,000円の補助を行っています。GPS端末を入れる専用の靴の購入費用や機器を自費購入する場合の費用にも活用できる制度でありまして、地域包括支援センター職員やケアマネジャーによる相談の中で御案内をしています。

村としては、認知症高齢者の徘徊対策は御本人の状態や生活環境によって個別性が高いことから、ケアマネジャー、福祉専門職と連携しながら、介護保険制度を活用した徘徊感知機器の導入を基本に支援を継続してまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） これは、80代の親を持つ50代の娘さんの切実なる悩みを聞いてちょっと質問した内容ですので、村長も地域包括支援センターの相談によって、必要な方はつけていただくようお願いします。

2番に移ります。

高齢者の外出支援にベンチの設置をということですが、大阪府の箕面市では、高齢者や障がい者が外出しやすい一休みできる環境づくりとして、今年度から3か年で140基のベンチを設置するそうです。計画では、商業施設や公共施設周辺の主要ルートのうち、幅1.5メートル以上の歩道や道路沿いの公園、腐食に強く、耐久性や景観を考慮した人工木材製のベンチを設置するようです。

こういったベンチを設置する考えがあるか、公置してはどうかというものですが、いかがでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者、また障がい者の外出支援として、一休みできるベンチを設置してはどうかという御提案をいただいております。

だんだん暖かい気候になってまいりまして、役場庁舎周辺でも高齢の方や親子連れの方が散歩をされたり、小学生が村民センターの前で遊んだりする姿が多く見受けられるようになってまいりました。

こうした状況を踏まえ、まずは、昨年度から計画しております役場周辺が誰もが過ごしやすい居場所となるよう、また一休みできる場所として、また、さらにはコミュニケーションの場所としてもなるよう、令和8年度に役場バス停付近のところと村民センターの前、あとは保健センターの付近にベンチを設置してまいりたいと思っております。

また、今後の方向性であります。こちらは主に子育て世代の居場所づくりを目的といたしまして、各地域の公園、現在ベンチもない公園も見受けられますので、そこにつきましては、村産材を活用したベンチの配置を進め、人と人とがつながれるよう、そういった側面も促進をしていきたいと思っておりますので、各地区公園にもこれからしっかりと配置をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 大泉では、20年ぐらい縁側サロンというのをやっておりますが、その西部地区館の前にベンチがあったら、そこへ出てこれないお年寄りもサロンに参加するんじゃないかななんて思うところです。

次に移ります。窓口受付時間を短縮しては。

各地で働き方改革の取組がなされている。福岡県古賀市は、2025年1月6日から窓口受け付け時間を短縮する。これまでの受付時間8時半から5時は職員の勤務時間と同じで、窓口業務終了後に会計や確認作業などの事務処理を行うため、時間外勤務が発生してしまう。そこで、時間外勤務を前提とした労働形態を解消することで、職員のワーク・ライフ・バランスを改善し、生産性の向上や優秀な人材の確保につなげるため、窓口受付時間を9時から16時にするとした。対象地域は市役所全フロア、上下水道、庁舎、銀行公金受付時間も短縮されるというものだそうですが、松本市役所でも最近導入を考えたそうです。

村としてはいかがでしょうか。お聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 窓口受付時間の短縮についての御提案でございます。

現在、県内においても長野県庁をはじめ、松本市、諏訪市で実施またはテスト施行が行われており、また岡谷市でも、本年5月から施行する予定であると報道をお聞きしたところでございます。

議員から御紹介いただきました福岡県古賀市の事例では、窓口受付時間を90分短縮したことが全国的にも話題となりました。この背景には、DXの推進によりまして、住民や事業者が来庁せずにスマートフォン等から申請できる手続が増え、来庁者数が減少したことがあるとされております。結果、職員の残業時間が前年同期比で古賀市では14.4%削減されるなど、業務効率や生産性の向上にもつながったとされております。

本村におきましても、例えば、住民票の窓口交付の割合は既に50%以下となっております。一方で、手続のオンライン化や来庁しない手続が徐々に進んできております。一方で、本村は比較的コンパクトな自治体でありまして、住民の皆さんが直接窓口で相談や手続を行う機会も依然として多く、窓口サービスの役割はまだ大きいものと認識をしております。

今後は、オンライン申請など手続の多様化の状況も見ながら、窓口の受付時間の在り方について検討していく必要があると思います。職員のワーク・ライフ・バランスの向上、人材確保、働き方改革といった観点も踏まえながら、住民サービスとのバランスを取りつつ検討してまいりたいと考えております。

議員からの御提案は、今後の行政運営を考える上で重要な視点であると受け止めております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 時期を見て、適切なきに働き方改革を前進していただくようお願いいたします。

4番に移ります。生活重視のごみ収集を。

入札制でなく、区割り分担制にできないかというものですが、ある日の可燃ごみ収集の日

に、10時半頃、時間を守って8時に出されたごみがまだ集積場にあった。不審に思い担当に聞くと、2台にわたってごみ収集車を入札にて担当できなくなったという。そして、その後、大きなパッカー車が春日街道を南から走ってきました。

現実に起こったことですが、ある町で3～4年前にごみ収集において入札不調となり、再設計するという事案が生じたそうです。そこで、町内4業者が組合をつくって、業者ごと経営計画を立てて、お互いが町のごみ収集に責任を持って住民に迷惑かけないよう4者での区割り分担とし、それぞれの計画の妥当性を検討。町は組合を検討の相手方としたというものだそうです。

村もそのようにする考えはあるかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） ごみ収集に関しまして、住民の利便性や安定した収集体制を重視すべきではないかという御指摘であると受け止めております。

本村のごみ収集・運搬の現状であります。可燃ごみ、不燃ごみ、缶・瓶・ペットボトル、資源プラスチックなど、ごみの種類ごとに事業の性質を勘案いたしまして、随意契約方式により村内の複数事業者から見積りをいただいた上で契約を締結し、収集運搬につなげております。

本村は比較的コンパクトな地域であることから、収集箇所、収集回数が最も多い可燃ごみの収集運搬業務であっても、議員から課題を示していただきましたところではありますが、現時点では、1事業者でも対応することが可能であると担当課では判断をしています。受託事業者の急な倒産などに備えたりリスク分担の観点もございませう。そういった観点からも、区割り制による収集について、担当部署において検討した経過がございませう。

その際には、区割り制で収集運搬を行う場合、収集地区の振り分け方によっては収集ルートの見直しが必要となり、現在定着している収集日程を変更せざるを得ない可能性もあるというところございませう。

現在、可燃ごみについては、月・木または火・金の収集日程が定着をしておりますが、こうした日程の変更が生じた場合、これは一時的ではありますが、住民の皆様様に混乱や不都合をおかけすることも懸念されたというところございませう。

こういった検討をいたしました。現状では、現時点では現在の収集運搬の方法が住民生活への影響も少なく、最も適切な方法であると判断をしたところございませう。ただし、今後も地域事業者との意見交換を行う中で、先ほどのお話では、地域の事業者が主体的に組合をつくって対応されたというふうには捉えましたが、そういった動きがあれば、本村としても組合または各事業者と意見交換をしながら、ごみ収集運搬の在り方について検討していく姿勢は持っているというところは御理解いただければと思ひます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 初めての入札の結果で、時間が守られなかったり、日は間違えたり、いつまでもごみが残っていたりというようなことのないように、村長としても十分責任を持って、村の責任でごみの収集をお願いいたします。

5番に移ります。女性目線の防災備蓄を配備。

東京都品川区では、子育て家庭や女性向けの防災備蓄物資を配慮することにした。過去の災害時避難所では、子育て家庭や女性目線のニーズが十分に配慮されていなかったことを踏まえ、2022年12月に避難所生活での女性視点の対策検討を目的に、女性職員プロジェクトチームを発足、その結果、お尻拭きやおむつ処理袋、授乳服、授乳ケープ、女性用下着、防犯ブザーなどを、2025年1月から3月にかけて順次配備することにした。

同区では、既に離乳食やファミリー用テントなどを確保しているが、さらに物資を充実させるだけでなく、ソフト面でも避難所の生活環境の改善を目指すことにしているという。

アンケート調査などをして、防災備蓄品を何が必要か検討しているかお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 女性目線の防災備蓄品を配備してはという御質問の中で、まずは、防災備蓄品として何が必要か、アンケート調査を行っているのかという御質問をいただいております。

本村の防災備蓄につきましては、国のガイドラインや長野県、そして、南箕輪村の地域防災計画を踏まえて、食料、飲料水、簡易トイレ、簡易ベッドなど、災害時に必要となる基本的な物資を中心に計画的に整備を進めております。

御質問いただきました備蓄品に関する住民アンケートについてであります。住民の皆様を対象とした防災備蓄品のニーズ調査としてのアンケートは、現時点では実施はしておりません。

一方で、防災訓練や避難所運営訓練、地域防災計画の見直しの際には、女性の消防団員、自主防災会、防災士、赤十字奉仕団、子育て支援関係者、福祉関係者などから意見をいただき、必要な物資や避難所環境の改善について検討を進めているところでございます。

例えば、女性の視点に配慮した備蓄として、先ほど議員からも様々御指摘いただきました。例えば、生理用品などの物資は、一定程度備蓄を現在行っております。また今年度は、各地区で実施をいたしました避難所体験ゲームを中心とした防災・減災セミナーをきっかけに、自主防災会、赤十字奉仕団が連携し、生理用品や衛生用品などをまとめた女性用防災キットを避難所に備える取組が始まっている地区もあります。

このように、地域の防災組織と連携しながら、住民の声を反映した備蓄内容の見直しが少しずつ進んできておるところでございます。

女性の視点を取り入れた防災対策の重要性が示されております。今後も地域の防災組織と関係団体と連携をしながら、必要な備蓄品の充実と避難所関係の改善に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） あらゆる面を考えながら、防災備蓄品を満遍なく整備していただきたいと思います。やはり東日本大震災ということで、ある町では、何の訓練をするのか、防災訓練の内容を教えない訓練をしたそうで、そういった真に迫ったアンケートなど、何が必要かということは大事ではないかと思っております。

2番に移ります。

避難所での環境整備は十分か教えてください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 避難所での環境整備は十分かという御質問でございます。

本村の避難所環境につきましては、国や県のガイドライン、村の地域防災計画を踏まえ、食料や飲料水、簡易トイレ、簡易ベッドの備蓄をはじめ、パーティションの整備など、避難生活に必要な環境整備を順次進めております。

また、女性目線の配慮も必要であると認識しておりまして、生理用品や衛生用品の備蓄、繰り返しになりますが、プライバシー確保のためのパーティションの整備など、そういったニーズにも配慮した備蓄を進めておるところでございます。

しかしながら、避難所環境については、女性、高齢者、子育て世代など、多様なニーズへの対応が求められておりまして、現状で十分であるとは思っておりません。引き続き改善をしていかねばならない、そういったところでございます。

現在、本村では、避難所運営訓練や地域防災の取組の中で、女性消防団員や自主防災会、防災士、赤十字奉仕団などの意見も取り入れながら、避難所環境の改善に取り組んでおります。また、長野県においても、避難所運営マニュアル策定指針の見直しが予定されておりまして、女性専用スペースの設置や防犯対策の強化など、ジェンダーの視点を踏まえた避難所運営の強化が示されております。

今後はこうした県の指針も参考にして、備蓄品の充実に加え、避難所のゾーニングや防犯対策の強化など、より安心して避難生活を送ることができる環境づくり、また、その準備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） よろしく申し上げます。

6 番目、最後の質問です。居場所づくりの工夫は。

こども館や村民センターの雰囲気が変わった。その目的と工夫は。

こども館に久しぶりに訪れた。こどもの居場所づくりのため、開放的な雰囲気であった。ピアノ、暖炉など、また村民センターなどは、絵画や有孔鍔付土器など工夫されていた。教育長、公民館長のアイデアだという。その趣旨をお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 唐澤議員の質問に回答いたします。

居場所づくりの工夫について、特にこども館や村民センターの雰囲気が変わった。その趣旨についての御質問でございます。

初めに、こども館の雰囲気の変化についてお答えいたします。

発端は、箕輪町のみのわBASEのように、放課後に中学生が気軽に立ち寄って、おしゃべりをしたり宿題をしたりする場所が南箕輪村でも欲しいという声が寄せられたことであります。

新しい施設をつくることは大きな予算と時間が必要でありますので、まず、子供が集うこども館の施設を有効活用できないかと考えました。取り組んだことは、こども館の研修室1、2の可動式の壁をふだんは収納状態にして、オープンスペースをつくることであります。昼

間の研修等で壁が必要な場合は、仕切りを行って活用するというふうに工夫をしました。

研修室1、2との壁を収納し、既存のにぎわい夢広場のスペースと合わせたことから、見た目にもゆったりとしたスペースが誕生しました。机を2つ合わせたものを5～6か所つくり、小グループで自由に使えるようにしました。必要に応じて、パーティションで他の利用者の視線を気にせず利用できるようにしております。

研修室は研修室としてという固定的な考え方ではなく、必要に応じて様々な活用ができるというふうに、考え方を柔軟にした結果であります。さらに、ゆったりとした心地よい雰囲気利用できるよう、電子ピアノの自動演奏で常時クラシック音楽も静かに流れております。冬の薪ストーブの炎も心を癒やしてくれます。放課後利用する中学生の姿も少しずつ増えており、中学生の放課後の居場所の一つとなっております。

次に、村民センターの雰囲気の変化についてお答えいたします。

先日の昼間、2階の学習室でオカリナサークルの活動を終えた利用者の方々が1階のロビーに降りてきながら、「前は殺風景だったけれど、いろいろ展示があって楽しいね。」「前は暗い感じだったけれど、明るくなったね」と話されていまして。殺風景で何となく暗いという感じというイメージを何とか変えたい、これが一番の願いでした。殺風景、暗い感じというデメリットな環境を逆手に取って、メリットに変えていくチャンスはないかなと考えました。

殺風景、暗い感じというイメージを一変させて、文化的な香りのするちょっとおしゃれな村民センターにしたいと願い、公民館の有賀館長と連携をする中で、主に3つの取組を行いました。

一つ目は、文化的な情報を発信する場としての機能の充実です。村民センターには、ピクチャーレールのついたたくさんの壁面があります。この壁面を効果的に活用して、文化情報を発信できないかと考えました。

最初に考えたのは、有賀殿夫さんのすばらしい絵画作品の展示です。1年半ほど前に有賀殿夫さんから、村に絵画数十点とたくさんのスケッチブックが寄贈されていまして。今までに、庁舎に4点、村民センターに4点、こども館に1点の絵画が展示されていまして。その3か所を有効に活用して、来館者に有賀殿夫さんの日本画を鑑賞していただきたいと考えて、絵画の展示を順次進めました。壁面の汚れをできるだけ落とし、必要な場所にフックを増設して、村民センター1階に12作品、階段と2階に13作品、こども館に10作品を展示し、ミニ絵画展としての機能を持つ村民センターになりました。

他の展示物としましては、山口進さんの版画、西駒ヶ岳馬の背、高橋修司さんの版画、木の実、3代前の南箕輪中学校長戸谷省吾さんの鳥の写真25点があります。また、1階のロビーにはアートギャラリーを設置して、フォトコーナーには経ヶ岳の魅力と題して、経ヶ岳友の会の原義勝さんの作品、陶芸コーナーには、公民館長有賀克明さんの作品も展示してあります。トイレ前の自動販売機の周辺には、平成11年頃の村の航空写真、星野富弘さんの絵はがき、念ずれば花ひらくで有名な坂村真民さんの詩、信州の山々の写真を掲示してあります。

こういったコーナーは、村内の方々の文化作品等を紹介できるコーナーとして今後位置づけ、作品提供をお願いしていきたいと思っております。

さらに、各種掲示板等の隅には、幾つかの短歌も紹介しております。島木赤彦の「みづうみの氷は解けてなほ寒し三日月の影波にうつろふ」。若山喜志子の「細々と氷の下をゆく水

の己を通す水のさやけさ」といった信州ゆかりの歌人の短歌をはじめ、幾つかの短歌も紹介しています。今は志貴皇子、「石ばしる垂水の上のさわらびの萌え出づる春になりけるかも」といった春の短歌に変わっております。四季折々に応じた作品を今後紹介していく予定です。

一方、今まで掲示されていた禁煙や丸々禁止の貼り紙はできるだけ取り除き、禁止という語句を使わない表現にした掲示への転換を行いました。例えば、立入禁止という文言はS T A F F ONLYという具合です。

そのほか、インフォメーション掲示コーナーやアートギャラリー展示コーナーの設置、しかも、タイトル表示をできるだけ柔らかい字体等で行う等の工夫、おしゃれなカフェ等の入り口にある黒色の案内掲示板の購入、パンフレットを置く机にテーブルクロスをかける等、少しでも感じのよい空間になるよう努めました。

以上が、壁面を活用した情報発信の取組の概要です。

次に、ロビーを活用した文化的な情報発信について紹介いたします。

先日は、堤先生の文化講演会とコラボする形で、1か月間、久保上ノ平遺跡の土器の展示会を実施しました。多くの方々に御鑑賞いただき、大変うれしく思っております。今月は東日本大震災を忘れることなく、日々の防災について考える機会として、危機管理課による防災コーナーの展示を大ホール前のスペースで行っております。

このように、その時期に応じて、1階のロビー周辺にて情報コーナーや展示コーナー、リサイクル本のコーナーの設置も計画しております。公民館活動のサークルで活動されている方々のミニ展示会も随時実施するなど、ロビー等を活用した様々な情報を発信していきたいと思っております。

また、1階ロビー階段横に音楽を楽しむために、誰でもが気軽に弾けるようにピアノを設置しました。現在、ロビーには静かにクラシックやジャズの調べも流れており、おしゃれな雰囲気を楽しめる空間となっております。

村民センターには、絵画、版画、写真、陶芸、短歌、音楽等の文化情報が展示されていて楽しいよという雰囲気をつくり出していき、来館者や図書館に行く際に通る方々にとって興味を持ってもらえるよう、情報発信の場としての機能を高めたいと思っております。

2つ目は、村民センターの図書館化としての機能の充実です。

村の図書館は、現在充実した図書館活動を展開していますが、やや手狭な感じがあります。落ち着いて学習できる場所が欲しいというニーズがありましたので、2階の学習室をプログレスルームと改称して、平日は夜8時まで、休日は夕方5時まで利用できるようにしました。昼間は各種サークルの方々が利用しますが、夕方からは中高生を中心に、テスト勉強や受験勉強ができる場所としました。なりたい自分になるために、自分自身を進化、前進、プログレスする場所です。

年末、年明けには大学の共通テストを受験する高校生の利用が多く、地域の中高生にこの場所の存在が少しずつ広がっています。延べ人数ですが、12月が37人、1月が58人、2月が109人、3か月で204人が利用をしています。また、先日の日曜日には、「村民センターを学習室として開放していただいたおかげで、息子が頻繁に利用させていただき、本日、国立大学に無事合格いたしました。本当にありがとうございます。」といううれしいメールも届いております。

今後とも、多くの中高生をはじめ、自分自身をプログレスしたいと思う地域の方々の利用者が増えるよう、周知に努めたいと思います。

このプログレスルームの廊下には、作家新田次郎氏の言葉「読むことは築くこと 考えることは創ること」をタイトルコーナーとして、若者を対象とした本や言葉の紹介をする場所としました。現在は、司馬遼太郎の「二十一世紀に生きる君たちへ」の作品や、「竜馬がゆく」「世に棲む日日」「燃えよ剣」「坂の上の雲」等の書籍を展示しています。これからの日本を背負う若者が若いうちにぜひ読んでほしい本の紹介、自らの生き方を探るときに参考になるであろう先人の様々な言葉や日々の取組等の情報提供もしています。今後は、定期的に情報を更新していく予定です。

また、庁舎側からの入り口にも「読むことは築くこと 考えることは創ること」をタイトルコーナーとして掲げ、図書館に行く際に小さなお子さんが通ることを意識して、絵本やかわいらしい小物も展示してあります。村民センターのいろんな場所に図書館に関する情報を提供をしていく。これが村民センターの図書館化であります。

3つ目は、みんなが集い、ふれあい、つくり出すイベントコーナーとしての機能の充実です。

展示物関係の情報発信を静、静かなものとするれば、皆が集うイベントの企画は動、動くものとしての機能です。

今計画しているのは、MMKロビーコンサート、南箕輪村公民館のMMKを取ったロビーコンサートの企画です。この企画は、公民館有賀館長と話し合う中で生まれてきた企画であります。春夏秋冬、年4回、土曜日の午前中、2時間開催のコンサートであります。

第1回は、4月18日土曜日であります。ピアノ演奏会に特化して、1人10分程度の演奏を先着順で10名、現在募集中であります。ピアノを弾いてみたい人が、子供からベテランの方まで気軽に参加できるミニロビーコンサートです。観客も30名から40名程度の手作り感のあるものを予定しています。

2回目以降は、ピアノに加え、合唱、ギター、オカリナ、ハーモニカ、フルート、バイオリン等、様々な楽器演奏、合唱等の発表の場として考えております。公民館活動のサークルや講座の参加者の皆さんのミニ発表の場として、保育園や小中学生の音楽活動の発表の場として、また、当日は、絵手紙や書画等の静なる作品の発信の場としての機能も併せたイベントにしていく計画です。

図書館の活動とのコラボも考えており、社会教育係、公民館担当、図書館担当が連携して企画運営していくことを通して、村民の方々を中心とした新たな集いの場、コミュニケーションが生まれる機会になればと思います。

既存の施設を有効活用する方針の下、地域の方々の持つておられる文化的資源を展示して、文化の薫りのするちょっとおしゃれな村民センターの壁面構成の推進、地域の方々が集い楽しむイベント企画を通して、居心地のいい空間と時間、コミュニケーションづくりの演出について述べさせていただきました。これも、地域の皆さんの社会力を発揮いただく環境づくりの一環として考えております。

村民センターのリニューアル等につきましては、「素顔がいいね みなみみのわ」の中でも2回にわたって放映されておりますので、御覧いただければ幸いです。

以上でございます。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ただいま、こども館や村民センターの居場所づくりの目的や工夫などをお聞きして、村の生涯学習、社会教育は、本当にこれから発展するのではないかと力強く教育長のお話を聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前 11時29分

再開 午後 1時30分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和。

東日本大震災から15年になります。今もなお注目されるのは、命を救った防災教育です。避難行動を振り返って、助かった理由は3つあると。一つ目は、津波の特徴をよく知っていた。二つ目は、避難訓練を繰り返し行っていた。三つ目は、率先して避難をする意識が高かったこと。自分だけが助かればいいということではなく、周りの人たちにも避難を促し、間接的に誰かの命を救うことになったと。防災教育の大切さをいま一度考える機会にしていきたいと思います。

質問に入ります。

2期目を迎えた村長が公約に掲げた政策について伺いたいと思います。

公約には、いつまでも幸せに暮らせる村として、6つの柱を軸に30項目が書かれています。時間の制限があるんで全部は伺いませんが、今日は、その重要だと思うもの6項目を伺いたいと思います。

最初に、時代に合った持続可能な自治会の検討と行政からの支援の継続について伺います。

村では、持続可能な自治会検討委員会で、自治会の村からの委託業務を見直してきています。午前中も同僚議員から何点かあったと思いますが、資源ごみ収集の立会いだとか村広報紙の配布、交通部、防犯部、健康部、分館、募金、来年度からは募金の関係ですか、集金などが挙げられ、変更してきております。

各地域で、変更してよかったのか、悪かったのかの評価・検証は必要だと考えます。例えば、資源ごみの収集立会いですが、このまま続けていくのか、方法を変えるのか。また、現状での課題として実際にあったことなんですが、委託先業者が忘れていて収集できなかった地域もありました。そんなときの発生したときの対応だとか、委託先が収集日を忘れてることなど、そんな体制のルールづくりなどが必要なのかなと思います。

また、村広報誌の配布についても、委託して全戸配布をしているわけですが、以前、各区に下ろして配布していただいたときは、月初めのほぼ1日には配布が終わっていたと思います。全域を何人かで配っているのでもうしようもないことなんですが、今は3～4日かかる聞いております。委託されて配布している方が、苦情を言われることなんかもあったと伺っております。

委託されて配布するのに、今は29日なんですかね。月末の29日に差し込みをして、各その

委託業者に下ろしていると思いますが、それをもう少し早くする必要なんかも考えられるのかなと思います。これは初めての取組で行っていることなので、課題が出てくることは予想をしていたとは思いますが、1年過ぎた時点で、どんな評価・検証をしていくかというのが必要なんだろうなというふうに私は考えます。

また、区への委託金がそのために減ったという区長会からの懇談会の中でも伺って、運営が厳しくなったというような区長さんからのお話も伺っております。この支援の継続と書かれている内容についても、どんなことなのか伺いたいと思います。

また、午前中もありましたが、集落支援員の関係なんです、村の要綱にも書かれているんですが、任務とすれば8項目挙がっているんですが、村長が指定する地区への支援に関するのかなと思います、この要綱の中では、活動時間は週に原則37.5時間、報酬については、予算の範囲内で支払うというような内容も書かれております。このことによって、区の役員との公平性がどうなるのかなというの私は懸念するところであります。

そんなところを含めて、村長の答弁をお願いしたいと思いますが。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の御質問にお答えをいたします。

私の2期目の公約から、まずは、時代に合った持続可能な自治会の検討と行政からの支援の継続についての中で、行政協力業務の見直しの評価・検証、そして、自治会への支援の継続の意味、さらには集落支援員と区役員の公平性について、3点御質問いただいておりますので、1点ずつお答えをいたします。

まずは、行政協力業務の見直しの評価と検証についてです。

これまで自治会に委託をしておりましたごみ収集時の立会い業務や広報紙の配布業務につきましては、自治会が担う業務から村が行う事業へと位置づけを変更したことにより、業務の責任の所在が明確になったものと考えております。御指摘いただきました広報紙の配布に関する課題につきましては、本年5月号から発刊時期を前倒しをして違いが生じないように、仕組みを調整してまいりる予定でございます。

資源ごみの立会いにつきましては、現在、委託事業者により実施をいただいておりますが、議員御指摘のとおり立会いが行われない場合には、御不便や御不安をおかけすることになります。そのため、発注者である村としても、その状況については重く受け止めているところでございます。1回ではありましたが、事業者には改めて業務手順の確認や連絡体制の徹底をお願いしたところでございます。

次に、自治会への支援の継続についてであります。

議員の御質問における支援の考え方につきましては、私としては、主に2点あると考えています。

一つ目は、行政が前面に立ち、進めてまいりました持続可能な検討委員会の取組についてであります。この取組は、令和5年から令和7年度までの3年間をひと区切りとしておりますが、その成果として作成した自治会運営ガイドラインの周知や活用、また、行政協力業務の見直しに伴う課題への対応などについては、引き続き行政として責任を持って取り組んでまいります。

二つ目は、自治会活動を支える担い手への支援であります。これまで地域コミュニティや

自治会活動の多くは、住民の皆様が無償あるいは僅かな手当で担ってこられました。しかし、今後は担い手の減少が見込まれる中で、これまでと同じ形で運営するには難しくなってきたと感じています。

一方で、地域がこれからも暮らしやすい地域であるためには、これまで自治会の皆様が担ってきていただいた活動は欠かすことができないものであります。そこで、現在進めております集落支援員の配置に加えまして、環境整備や草刈りなどの作業について、例えば、有償ボランティアの仕組みを活用していくことも検討しており、こうした地域活動を支える支援については、行政が一定の役割を持って担っていくべきものと考えています。

これらの取組は、第6次総合計画に掲げる協働の村づくりや地域コミュニティの活性化を具体化するものであり、今後も地域と行政がそれぞれの役割を担いながら、持続可能な自治会運営を支えてまいります。

最後に、集落支援員と区役員の公平性についてであります。自治会の中で集落支援員が担うことのできる業務は多岐にわたるものと認識しております。自治会の在り方についての話合いの促進や集落支援によるサポートが手厚くなることで役員の負担軽減が進み、結果として、金銭面を含めた不公平感の解消にもつながっていくものと考えております。

同時にそのような方向に進むよう、集落支援員の活用方法については、今後村として、各区へ情報提供や助言を行いながら取り組んでまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 私は、村が今まで進めてきたことは間違いはないと思っています。その中で、変えていけるもの、変えていけないものがあると思いますが、しっかり検証をしていただきながら、変えていくものは変えていっていただきたいと思います。

また、議会から村民の声を基にした要望書の中で、これは6項目ぐらいあったと思いますが、2番目に、持続可能な自治会検討委員会において行政協力業務が削減され、一方で、補助金が大幅に削減されたと。地域コミュニティの維持・発展のために、区への助成金増額を検討されたい。また、行政協力業務削減の効果についても検証されたいという要望を出しておりますので、これも確実にお願いしたいと思います。

今、この社会的には、地域コミュニティについていろいろな見直しをされる時代で、また、地域コミュニティが非常に大切に、これからどういう方向で活動して発展するまではいかなくもかもしれないんですが、一人一人が絆を固めながら地域コミュニティづくりに進んでいくというのがかなり難しい時代にはなっているんですが、必ず必要であるということで、行政としてどんなことができるかというのをしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

次に行きます。

これも地域コミュニティに関係があるんですが、社会的孤立への対応について伺います。

自治会の取組ともこれは関連しますが、村が行っているボランティア活動、これは、午前中にもありました支え合いの取組とも関係します。また、以前から提案している地域での居場所づくり、子供から高齢者まで、各地域の中心となる団体やグループなどを核にして展開する必要があります。地域ごとのこども食堂、地域食堂、サロンなどがあると思います。村としてどう地域を元気にしていけるか、応援していけるかという施策の構築が必要だと考え

ます。

自治会の検討委員会でも一番の課題に挙がってきた区・組への未加入者の課題がこれは大きい課題であって、解決していくまだ答えが出ないと思います。ここの部分は。その中の課題で、例えば、福祉課が進めているこの支え合いの活動なんです、ボランティアさんは区や組に入っている方が非常に多いと思います。

そこで、ボランティアをお願いする側が未加入者の場合、これはなかなか区にも組にも入っていない人をどうして俺がやらなきゃいけないのっていうようなお声も聞いたことがあります。なかなか難しい面が出てきていると思うんですよね。これは、加入者も未加入者もこの居場所づくりというのは非常に大事な時代に入ってきていて、未加入者についてはメリット・デメリットがかなり言われているんですけども、私が思うには、この孤立を深めないためには、村民の公平性をどう担保していくか。村の行政として、村民である人たちを公平にやはり扱っていくにはどうしたらいいかという前提で考えていく必要があると思うんですよね。

社会的孤立への対応、これは、村長の公約の中では高齢者を対象にして言っていると思うんですが、先ほど教育委員長からもあった小中の居場所づくりを今、進めていただいて、私はすごく評価できる取組だなと思います。また、ユースセンター的なものも必要になる時代になってきています。ですから、これを村長としてどう進めていきたいのかというのを伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2期目の公約からというところで、まずは、私の公約の中でお示しした社会的孤立への対応というところをお答えさせていただければと思います。

令和6年度の機構改革では福祉課に相談係を設置し、専門職同士が顔の見える関係の中で、解決できる課題だけでなく、解決に時間を要する解決できない課題についても継続して対応していく、いわゆる伴走型支援を充実させることを目的として、相談窓口の一元化を行いました。

私が公約として掲げている趣旨は、議員からもありましたが、この伴走型支援をさらに充実させることにより、身寄りのない高齢者や世帯などが社会的に孤立することのない地域づくりを進めていくことが第一でございます。

これは、本村の将来人口推計を見ますと、75歳以上の高齢者は2025年と2045年を比較して、2,200人から2,800人へと600人増加をいたします。年間で約30人ずつ増加していく、これはかなりの勢いで増えてまいります。そういった人口構造の変化を見ますと、やはり社会的に孤立することのない地域づくりを進める上では、こういった伴走型支援の重要性は、今後さらに高まっていくのではないかと感じています。そのため、相談体制のさらなる強化や必要に応じて人員体制を増やしていく、そういったことも必要であると考えております。

これらの取組は、第6次総合計画に掲げる誰もが安心して暮らせる地域づくりや地域共生社会の実現に資するものであり、行政と地域が支え合う仕組みづくりとしても重要な取組でございます。

一方で、百瀬議員から御指摘いただきました居場所づくりの活動につきましても、特に高齢者だけでなく、若い世代を含めた社会的孤立の防止という観点からも、大変重要な取組だ

と思っております。その面、私のほうでも、居場所づくりの推進というところで別項目で掲げておりますので、ここの部分は、孤立を生まない地域づくりにも寄与していくものと存じます。

先ほどのその公平性というところですかね。私の中の感覚では、あまりその区や組に入っている、入っていないというところは、それほどこの社会的孤立という意味では影響はしてこないのかなど。区に入っていようが入ってなかろうが、そういった社会的孤立を防いでいきたいという思いは皆同じでありますので、そういった感覚がありますが、人によって、やはりその区に入っていないと、そういったことをちょっと疑問に思う方もいらっしゃるというのは、おっしゃるとおりであります。ここの部分、今ちょっと初めてお聞きをして、なかなかうまくは答えられませんが、そういった課題があるというところを認識して、担当課とも相談をしながら進めていければと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） そうですね。すみません。ちょっと私のほうが膨らませて質問してしまったので、村長、答えにくい部分があったかもしれないです。すみません。

これからの世の中、孤立化、かなり早めにやはり対応していかないと増えていくばっかりになってしまうし、関わりを持たなければ、非常に楽な生き方ができるという考え方をされている方もおるとは思うんですけども、そういう方はそういう方ではないと思いますが、関わりを持ちたいと思っている方も中にはやはり大勢いる。話をしてみると、どうやったら地域の貢献できる活動ができるんですかというような質問も受けたことがあります。

ですから、これは行政がやるのか、地域でやるのか進めていくのかは置いといて、そういう方も中にはいる。南箕輪村は移住者が多い村ですから、関わりたくても関わりのきっかけが分からないという方たちが結構いるんだなというふうに私は捉えていますので、この取組もしっかりと視野を広げながらお願いできればと思います。

次に、育休退園を廃止するほか、村の特別栽培米を提供し、保育園への御飯の持参を廃止しますについて伺います。

これは令和8年度、ホームページから、保育園の入園案内ですかね。この赤い字で大きく目立つように注意までつけていただいて、育休退園が廃止となりますというような形を出していただいています。一歩進んだかなと思います。令和8年度の村の入園案内には、育休退園が廃止になりましたと赤字で書かれております。この件は議会からも要望を出していた案件なので、本当に一歩進んだ評価できる取組だと思います。

保育園での3歳児以上の御飯持参の廃止については、一部の保護者からも相談されたことがあります。来年度から村では、小学校・中学校の給食費の保護者負担が大幅に減額になります。年間負担額は小学校で1万3,000円、中学校で3万6,000円になります。

一方で、保育園では3歳児以上は保育料は無料ですが、副食費が毎月3,000円の負担がかかります。プラス御飯を持っていかなければいけない。年間にすると、これは中学生よりか高くなるという計算になると思いますが、また、2歳児の保育料についても、私は村として多少なりとも支援できる方法で検討していく必要があると考えますが、この件について、村長いかがでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 保育園へのお米の持参を廃止したいという私の公約についての御質問をいただいております。

現在、保育園では、未満児には全食、3歳児以上児には、行事食の際に村の特別栽培米である風の村米だよりの金芽米を提供しております。3歳以上児の全ての給食で風の村米だよりを提供することについては、現在、導入に向けて検討を進めております。しかしながら、現場では幾つかの課題が生じておりますから、そういった現場からの意見を丁寧に聞きながら、これから末永く続く事業ですので、一つ一つ課題を整理をして丁寧に進めておるところですので、もう少しお時間をいただければと思っております。

給食費につきましては、3歳以上児は御指摘のとおり、副食費として月額3,000円をいただいております。この副食費3,000円の設定につきましては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の際に、国の公定価格4,500円に対し、村が1,500円を負担する形でスタートしております。

その後、人件費の上昇や保育士の処遇改善などにより、この公定価格が400円引き上げられておまして、現在は4,900円となっております。しかしながら、村では、この上昇分を副食費に転嫁することはせず、この副食費3,000円は据え置いたまま、村が負担する金額を1人当たり1,500円から1,900円へ増額することで対応をしてきております。

さらに、実際の給食費費用につきましては、物価高騰の影響により、食材費や燃料費が年々上昇しております。管理栄養士や調理員の努力により工夫は重ねておりますが、現在の実績のところでは、3歳以上児の給食費は1食当たり平均300円程度となっております、1か月を20日間といたしますと、約6,000円となります。これは、国の公定価格4,900円を1,100円上回っている状況です。したがって、整理をしますと、現在は、保護者負担の副食費3,000円と村の補助費3,000円を合わせた6,000円程度で3歳以上児の給食を提供している状況であります。

また、令和8年度からは中学生の給食費負担軽減を行う予定でありまして、確かに家庭から持参しているお米を含めれば、中学生以上の負担が保育園で生じるのではないかという御指摘については、そのような側面があることも認識しております。

今後、3歳以上児の全ての給食において風の村米だよりを提供できる体制が整った場合においても、私としては、現時点では副食費3,000円は維持していきたいと考えています。担当課に相談したわけではないんですが、私の思いとしては思っております。

今後も現場の意見を丁寧に聞きながら課題を整理しつつ、スピード感を意識して早期の実現を目指し、保護者負担の軽減にもつなげていきたいと考えています。

この取組は、第6次総合計画に掲げる子育て支援、母子保健の充実や農業・林業の活性化につながるものであり、子供たちの健やかな成長と地域農業振興の両面から進めていきたいと思っております。

なお最後、2歳児の保育料につきましては、議員から御指摘をいただきました。現時点では、担当課において特段の見直しの検討は行ってきておりませんが、その必要性をただいま議員よりお示しいただきましたので、その視点で考えていくよう、担当課にも伝えてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） いろいろ保育園についても、小学校・中学校もそうなのですが、国の制度で下りてくるものなので、国の中の制度の中で各自治体がどんな方法でやっていけばいいかという知恵を出したり、お金を出したりというところになるんだと思いますが、やはり、世間的には少子高齢化が進む少子化の中、南箕輪村はおかげさまで子供の数が増えているといううれしい悲鳴なんです、その中で、やっぱり子育てがしやすい村というところをまた考えていただいて、一歩進めていただければと思います。

次に、厚労省の推奨プログラムを具現化し、データヘルスと連携した健康づくりを推進しますについて伺います。

厚労省のホームページでは、標準的な運動プログラムとして、平成29年から令和元年度厚生労働科学研究、健康増進施設の現状把握と標準的な運動指導プログラムの開発及び効果検証と復旧・啓発によって制作された運動プログラムがリーフレットにまとめられましたということで、ホームページを見ましたが、成人を対象にした運動プログラムとか腰痛の人を対象にしたプログラムとか、何かいろいろあるそうです。9つですかね。

このプログラムは、生活習慣病の発症や重症化リスクがある方を対象とした疾患、高血圧、糖尿病、高脂血症など、年齢などを勘案し、9つのプログラムに分かれております。対象者ごとに具体的な運動の種類、ウォーキングだとか水泳、筋トレなどの量や、速度、負荷量、運動時間などが示されており、それぞれがリーフレットにまとめられております。

データヘルスを利用した健康指導は以前私も質問させていただき、少しずつ村では進んでいると伺っております。この運動プログラムを具現化して健康づくりを推進するということは、このリーフレットに書かれたプログラムの中身を見ると、水中歩行だとかエルゴメーター、これは自転車漕ぎの機械なんです、あとトレッドミル歩行、これはランニングマシンなんかを使ったウォーキングになります。筋力トレーニングを効果的に行うというようなプログラムにもなっています。

このハード面、ソフト面を含めて、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今回、厚生労働省は、健康づくりのための身体活動運動ガイド2023において、健康維持増進のため、1日60分以上の歩行に加え、新たに、週2回から3回の筋力トレーニングを推奨するようになりました。本村はこれまで、てくてく教室などを通じてウォーキングの普及に取り組んでまいりましたが、この厚生労働省の新たな指針を踏まえ、現在は、村の健康運動指導士による各種事業において、筋力トレーニングの要素を積極的に取り入れております。

具体的には、筋力トレーニング講座及びストレッチ教室を今年度からそれぞれ月2回開催に拡充するとともに、ちょっと頑張る筋トレ講座、リフレッシュストレッチ講座を新たに開始をしたところでございます。

また、検診後の運動指導にも力を入れておまして、今年度は2月末までの11か月間の数字であります、延べ306人の方に御参加をいただくことで、多くの皆さんに実践的な生活習慣改善を支援することができております。これらの取組は、第6次総合計画の重点目標に掲げる、健康と安心が織りなすいきいきと暮らせる村づくりに向けたものであり、健康寿命の延伸と生活習慣病予防の推進という基本目標に直結する施策であります。

さらに、データヘルス計画と連携した健康づくりも推進しております。本村では、レセプト情報や特定健診データを分析し、PDCAサイクルに基づく効果的な保健事業を展開するようにしております。保健事業として具体的には4つありまして、糖尿病性検証やメタボリックシンドローム等の重症化予防事業を実施しております。健診結果に基づき対象者へ個別保健指導を行い、病気の進行防止を図っております。

第2に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施であります。国保、後期高齢、介護データを一体的に分析し、フレイル予防を含めた包括的支援を行っています。

第3に、小児期からの肥満予防による発症予防であります。

第4に、健康教室等によるポピュレーションアプローチを展開し、村民全体の健康意識向上を図っております。

これら4つの保健事業全てが順調にできているわけではありませんが、それぞれ進捗状況は異なりますが、今後さらに高めていけるよう取り組んでまいります。

また、このそもそもの健診の受診率向上につきましても、予算特別委員会の特別会計のほうで御説明したとおり、令和8年度から新たな仕組みを導入しまして、未受診者への効果的なアプローチを強化してまいります。

この公約につきましては、第6次総合計画の健康福祉分野の基本方針を具体化するものでありまして、1次予防から重症化予防、さらには、医療費適正化までを一体的に推進する総合的な取組として進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） これは、非常に大切な取組になってきていると思います。やはり若いうちから重症化しないというか、生活習慣病にかからない。今、やはり食事も大切です、軽度の運動も大事になってくると思います。また、睡眠なんかもかなり大切な要素なのかなと思います。

来年度、大芝の湯を大規模で改修していくわけなんですけど、その中に、今回改修対象になっていないんですが、ふれあいプラザがあります。温泉プールというんですか、プールの中で歩行できる。あそこをやはり充実させていく必要もあるんだろうなと思います。前室が器具なんかを置ける広いトレーニングルーム的なものになっていますし、そこに指導員がつけば、村民も利用しやすくなるのかなという。指導者もそこでしっかりと指導ができていくんだろうなと思います。そこら辺は村長、いかがでしょうかね。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝の湯の改修設計を進める上で、最初、設計会社からは、予算を気にせずに本当に十数億円の提案が上がってまいりました。その中では、もちろんふれあいプラザのお話もありましたし、あとは岩盤浴だとか、庭のところを下りられるようにするだとか様々なものもありましたが、御存じのとおり、現在もかなり10億円近い金額になっておりまして、全体予算十何億円というのはさすがに難しいというところで、様々な事業を削っていく中で、ふれあいプラザについても相対的には難しいだろうと、利用者数とかも含めて、今回の改修に含めるのは難しいだろうというところで、今回の改修からは外させていただいた経緯がございます。

確かにふれあいプラザのところ、前室にちょうどこのぐらいの部屋がありまして、そこに筋力トレーニングを置いて、歩行トレーニングと軽度なトレーニングができれば、利用者はかなり見込まれると思います。私もそういったことはできないのかなと思案したこともございます。大芝高原でもしトレーニングジムをつくるならあそこだろうと私も思いますので、そういったところ、今、村の健康運動指導士2名と充実した体制になっております。健康運動士とも相談し、担当する健康医療課長とも話を進めながら、そういった国も筋力トレーニングを推奨しておりますので、さらに今の村の取組も十分増えてきてやってはおりますが、そういった拠点づくりというのも大切な視点でありますので、検討させていただきます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 前室にエルゴメーターが3台ですか、使われていないもの、トレッドミルなんかも1台置いてあります。それも使われていないと思います。使えないものは処分したり、新しいものを入れてまた考えていくとか、そこら辺も含めてしっかりとお願いできればと思います。

次に、屋根設置の太陽光発電の設置を推進しますについて伺います。

この件も、私や同僚議員が何回も一般質問で取り上げさせていただいております。令和8年度予算の中では、脱炭素推進補助金として、太陽光発電設備と住宅断熱リフォームに対して補助補助金が1,500万円のせてくれてあります。これも一歩進んだかなと思います。

南箕輪村はゼロカーボン推進補助金交付金要綱の制定をする中で、住宅断熱補助金交付要綱は廃止しますというような説明も受けました。これは、太陽光発電は進めていただくということになりましたので、そこは答弁は省かせていただいて、その要綱について多少お聞きしたいんですが、住宅新エネルギー施設設置補助金というのもあります。

今回、断熱も含めたゼロカーボン推進補助金というのをつくるということで、あと住宅リフォーム補助金というのがあります。改修工事について、断熱リフォームとリフォームは改修工事が伴っていくものだと思います。ゼロカーボンとか新エネルギーっていうのは設置をしていくもの、工事も多少あるかもしれないんですがというような、これは、住民にとってすごく分かりにくい要綱になっていってしまうなというふうに思うんですが、そこら辺について、太陽光を進めた評価できる取組です。そこについても村長、答弁があれば言っていたら、要綱が3本あるのはどういうふうにこれからしていくのかというのが、お考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 屋根設置の太陽光発電の設置についての御質問であります。

今、議員から御指摘いただいた部分で、村の認識と一部相違がある部分を訂正させていただきます。

3本こういった関連補助金が制度としてできるのではないかという話でしたが、住宅断熱リフォーム補助制度、今年、令和7年度にやりました。それにつきましては、今回新たに令和8年度から始める南箕輪村ゼロカーボン推進補助金制度の中に断熱が太陽光と一緒に入ってまいりますので、村民からしてみると、住宅リフォーム補助制度と南箕輪のゼロカーボン推進補助金制度という2本の制度が走ることとなりますので、今、3本という話になりました。

たが、そこは訂正をさせていただければと思います。

確かにこの2つ補助金があることで、住民の皆様から分かりづらいというところもあるかと思えます。家に関しては、正直、耐震だとか様々なものが建設水道課、産業課、住民環境課、空き家ですと地域づくり推進課というところで、この家に関しては、私も非常に多岐にわたってしまっているなどというのはあるんですが、なかなか担当課でもその辺の課題意識は持っていますが、ちょっとどこかにまとめるというのもなかなか難しいというのが現状であります。

ですので、その分そういった混乱が生じないように、令和7年度の村報でも、一度補助金制度をまとめさせていただいて広報をさせていただいておりますので、令和8年度、またそういった制度が変わってまいりますので、特にこのゼロカーボン推進補助金制度は住民の皆様幅広く使っていただきたいものですから、そういったほかの補助金制度とのすみ分けがうまく伝わるよう広報等も工夫して、住民の皆様にお知らせをしてみたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） せっかく良い補助制度をつくっていただいたので、やはり村民に分かりやすい発信をしていっていただきたいなと思えます。

次に、交差点改良を掲げて、ラウンドアバウトの導入を検討しますについて伺います。

これは村長、村の中でどこですかと、雑談だか何かで話をしたことがあるんですが、なかなか難しいですねというお話を聞いてるんですが、一応公約として掲げてありますので、聞きます。

ラウンドアバウトは、長野県内では令和7年3月時点で13か所設置されて、全国で3位の導入数になっております。

メリットとしては、信号機が必要ないため、災害時停電になっても維持できる。整備コストが削減できるだとか、景観維持ができる。進行方向が決まっているので事故が起こりにくいなどが挙げられております。デメリットとすれば、交通量が多い交差点には適さない。歩行者の横断方法が複雑になる。スピードを落とすため渋滞が起こるなどがあります。土地の面積が一般の交差点より広く必要でありますというような、これは、村長がうたっているラウンドアバウトの導入検討についてを伺いたいと思えますが。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） ラウンドアバウトの導入の検討についてお答えをいたします。

ラウンドアバウトのメリット・デメリットは議員が御説明いただいたとおりですので、省略させていただきます。

本村で検討している箇所ではありますが、現時点では、大芝公園マレットゴルフ場北西に位置する、現在信号機のない五差路の変形交差点であります。この交差点につきましては動きがありまして、伊那市が伊那インター工業団地へ向かうルートとして、この交差点から県道吹上北殿線までの道路拡幅工事を予定しております。改良後は交通量の増加が見込まれます。そのため、渋滞の回避や重大事故の防止、さらには災害時の交通機能確保といった観点から、ラウンドアバウトへの改良を一つの選択肢として検討しているところであります。

現在の進捗状況ではありますが、令和7年度、今年度、このラウンドアバウトを導入した場

合の検討材料とするために資料作成業務を委託いたしまして、必要な用地の面積や概算工事費などの整理を行ったところであります。

私としては、交通安全の面では、現在、何か信号機がつくつかないというところがかかなり難しいという方もいらっしゃる中、かなり太い道路が2本交差することになりますので、そういう意味では危険が高いなというところで、信号機もしくはラウンドアバウトどちらかにしていないと、交通事故がたくさん起きてしまうのではないかなと思っているところでございます。

とはいえ、信号機設置による交差点改良のほうが、現状のところ、費用面では安いというのは明らかであります。これは県が行う事業なので、村としては一切負担は生じないというところでは、そちらのほうが安くなるのは当然なんです。この費用負担も含めた伊那市との調整、地元住民の皆様との協議、さらには、このラウンドアバウトで国庫補助を受けられれば、私はラウンドアバウトにしていきたいという意向もまだ残しているというところでございます。

今後は、これらの課題について検討を進めるとともに、関係機関や地元の皆様と協議を行いながら、議員の皆様にも御相談を申し上げた上で導入の可否について判断してまいりたいと考えておりますが、こちらも伊那市の工事が遅からず始まってまいりますので、期限としては、来年度の春、夏ぐらいまでには、やるやらないを皆様と相談して決めて方向性を示してまいりたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 大芝の工場団地が伊那市のほうはあったり、伊那市のほうがそこへ取りつく道路を改修したいというお話は議会としても伺っております。

事故対策とすれば、僕もラウンドアバウトがスペース的に許されれば、そういうものができれば非常にいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、信念を貫き、自分自身に生ききった金子文子の言葉です。

全ての人間は人間であるというただ一つの資格によって、人間としての生活の権利を完全にかつ平等に享受すべきであると信じています。

以上で質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

本日3月11日、多くの貴い命が失われ、甚大な被害を及ぼした東日本大震災の発生から15年を迎えます。地震発生時刻の午後2時46分に合わせ、1分間の黙とうが行われます。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地の復興を願うため黙とうをささげたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

ただいまから2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時45分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号3番、原源次議員。

3番（原 源次） 議席番号3番、原源次です。よろしくお願ひします。

事前に通告したとおり、質問をしたいと思ひます。

まず、農業支援についてお聞きします。

南箕輪村は豊かな自然と農地に恵まれた地域であり、農業は地域経済と景観を支える重要な基幹産業です。近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、資材価格の高騰により、特に小規模農家の経営は厳しい状況に置かれています。農水省の統計においても、小規模兼業農家の減少傾向は顕著であり、地域農業の持続性に不安が生じています。当村においても同様だと思います。

昨年は米の値段が高騰し、米農家にとっては久しぶりに喜ばしい年だったと思います。また、村からも資材高騰などに対する補助として、農業経費に応じて支援をしていただきました。大変助かりました。今年度の米づくりは昨年度米が余りぎみで、米価、作付面積等が不安定、また、ここ数年来の資材価格の高騰と、農家にとっては安定しません。

引き続き、今年度も昨年並みに支援していただけないか村長にお伺いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号3番、原議員の御質問にお答えをいたします。

農業支援について、農業資材など高騰して大変である。引き続き支援ができないかという御質問でございます。

農業資材価格の高騰などにより、農業経営が厳しい状況にあることについては、村としても認識をしているところでございます。農業は本村の基幹産業の一つであり、地域の食や景観、地域経済を支える重要な役割を担っております。

その対策として、今年度は農業者物価高騰対策補助金を実施いたしました。これは、育苗費や肥料費などの農業経費に対して5%を補助するもので、農業経費が10万円以上の農業者を対象とし、申請のありました171名の農業者に交付をしたところでございます。財源は国の臨時特別交付金を活用いたしまして、物価高騰の影響を受けている農業者の皆様からは、一定の評価をいただいたものと受け止めております。

一方で、令和7年産米につきましては、全国的な米不足が話題となる中で、JA上伊那のコシヒカリ一等米の概算金が1俵当たり2万8,240円となり、近年ではまれに見る高値での取引となりました。

今後につきましては、農業資材価格の高騰が続いている状況もありますが、米価が高値で推移している側面もございます。この米価の今後の見通しについては、なかなか見通すことが難しい不安定な状況というのは、議員おっしゃるとおりかと思っております。

産業全体のバランスという観点もあります。今後の米価の動向や酪農など、ほかの農業経営の状況も注視しながら、必要に応じて、令和8年度の支援については検討をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3番（原 源次） なかなか村長さんも実家のほうで米を作っていて分かると思うんですが、今年、米を作れど。それで、来年減反だと。そういうことがあると、なかなか米作りをしても急にはできないと思いますので、長期にわたっての何とかいい御回答ができればお願いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

次に行きます。

認定農業者だけでなく、兼業農家や半農半Xといった小規模農家を対象に農業機械への補助など、支援に乗り出す地方自治体が出てきました。現場では、専業農家だけでは農地を守れず、規模拡大に限界感が出ています。規模にかかわらず支援して、多様な形での担い手を確保し、地域農業を維持したいと新聞に出ていました。

大規模農家、認定農業者などは国・県の補助支援がありますが、小規模農家には、大規模農家政策の中で十分な支援がありません。現状では、認定農業者、大規模農家になるのはハードルが高く、目指すのは大変難しいです。小規模農家にとっても機械化は欠かせません。

小規模農家は農業生産だけでなく、地域の景観維持などを担う重要な存在です。兼業農家等であっても地域農業の活性化、発展させていくため、機械化の促進のために、小規模農家支援は必要と考えます。

県などの農業者物価高騰対策補助金の活用だけでなく、村独自の支援をお願いできないか、村長にお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村内の担い手農業者への支援といたしまして、令和7年度、今年度から、担い手農業者農業機械等導入補助金を新たに開始をしております。これは、担い手農業者である認定農業者が農業機械や施設を導入する際の費用の一部を村が補助するもので、農業機械価格の高騰に苦慮している認定農業者を、まずは支援をすることを目的とした制度でございます。

現状、国や県の農業関係補助金は団体や大規模農家向けの制度が多く、認定農業者であっても申請が難しい場合があります。このため、村として、地域の中心的な営農を担う認定農業者に対する支援策として位置づけているところでございます。申請の多かった農業機械は草刈り用のモアであり、補助金額の上限は30万円としておりますが、補助制度を活用した農業者からは好評をいただいております。このことから、令和8年度も継続して実施していく予定です。

なお、本制度の予算規模は300万円としておりますが、これは、村全体の予算編成の中で調整した結果によるものであります。本来であれば、もう少し多くの農業者に活用していただけるよう予算を拡充したいという思いもございますが、現時点では、全体バランスの関係で、この規模で実施をしております。

次に、御質問のありました中小規模農家への補助金についてであります。自給的農家や兼業農家を含めた支援の御提案と受け止めております。

農地を所有しているが、貸し付けている農家などを含めると、対象となる農家は、本村においては約1,000事業体に上りまして、対象範囲が非常に広がることが予想されます。このため、まずは、現在実施している認定農業者向け補助金の状況や効果、これを検証した上で、今後は議会の皆様にも御相談を申し上げながら、対象者や補助内容、補助金額なども含め、制度の拡充ができるか、対象者を認定農業者からこういった中小規模農家に拡充できるか、そういったことも含めて、この補助金の制度の在り方について前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 今、お伺いすると、1,000件ぐらい農業に携わっている方がいる
そうで、大変難しいかなと思いますが、ぜひとも前向きに検討していただければと思います。
よろしくをお願いします。

それでは、次に行きます。

村における環境美化についてお伺いします。

環境美化といっても広いですが、いろいろありますけれども、今回は、花いっぱい運動で
村道6号線沿いの花壇についてお聞きします。

6号線にある花壇については、平成17～18年に開始されたようです。私たち大泉130会では、
夫婦8組で16人で2区画担当しまして、花いっぱい運動に協力しています。それで、今
も花栽培が続いております。その区画の木の柵がひどく壊れて、大変栽培しにくくなってお
ります。この壊れは私たちの区画だけでなく、周囲に位置する他団体の区画も同様です。大
分古くなっていると思います。

6号線を通行する車窓から眺める花壇はとてもきれいで、目を和ませてくれます。なお、
東に向かってみると、仙丈ヶ岳や東駒ヶ岳をバックにととてもきれいに見えます。担当に話を
聞くと、栽培規模もなければ再度申込みをして、それでもなければ、花壇をなくして平面に
するそうです。

今現在、この平面になったところは2区画あります。ぜひこういう歯抜けにならないよう
に、希望団体が張り合いを持って花壇管理ができるよう、早急に修理ができないかお伺いし
ます。よろしくをお願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 環境美化について、村道6号線に設置している花壇について御質
問をいただいております。

村道6号線の花壇、御指摘のとおり、平成17年度から18年度にかけまして、長野県の支援
を受けて整備をしたもので、南箕輪村花いっぱい推進協議会を通じて、希望する個人や団体
の皆様へ管理をしていただいております。改めて、管理をして花を育て上げていただいている
皆様へ感謝を申し上げます。

現在は、13区画を9つの個人・団体が利用しておりますが、整備から約20年経過している
ことから、議員御指摘のとおり、花壇を囲む木柵の傷みが進んでおり、利用者の方々からも、
修復の要望をいただいているところでございます。

修復につきましては、南箕輪村花いっぱい推進協議会において、令和6年度の1区画、令
和7年度に2区画の修繕を実施しており、来年度以降も順次、修繕を進めていく予定として
おります。

しかしながら、議員御指摘のとおり見た目の面でも課題があり、また、育てていただける
方のモチベーションの部分でも問題があるというのは認識しております。可能なものについ
ては、前倒しを含めて検討してまいりたいと思います。

今後も、南箕輪村花いっぱい推進協議会と連携しながら、花壇の維持管理を進め、村の環
境美化の推進に努めてまいります。御指摘ありがとうございます。

議 長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 前向きな検討ありがとうございます。

我々議会のほうでも花壇を2区画栽培しておりますが、大分木杵が古くなって駄目だというような御意見がありますので、ぜひ積極的に修理していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。

未満児保育についてお聞きします。すみません、ちょっと間違えました。

同じように、村道5号線の今度は何か担当に話を聞くと、係が違うということでありましたのですが、5号線の大泉地籍にあるあずまやですが、近所の皆さんがウォーキングや中学生の通学用になっていて、大勢の人々が歩いているあずまやを休憩所として使われています。

あずまやの前に花壇のような区画があります。以前に近所の有志が栽培管理されたということをお聞きしましたが、今は管理されているようには見えません。ちなみに、せっかく設置された花壇ですので、管理整備してみてもいいということでもあります。

また、5号線の歩道については、今、植栽されているさつきや雑草などはシルバー人材センターが管理されているようですが、ぜひあずまやの近くにある花壇も整備されるようお願いできないかということで、村長にお伺いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村道5号線に設置されているあずまやに花壇があるがというところで、整備の御提案でございます。

村道5号線の浅間塚団地から春日街道までの区間につきましては、道路拡幅工事の際に歩道の設置と合わせて植樹帯を整備し、小規模公園、いわゆるポケットパークを1か所設置いたしました。

御質問のあずまやと花壇がある場所は、このポケットパーク内に位置するものでございます。村内のポケットパーク、村道6号線とこの村道5号線、2路線にございますが、設置当時は、ポケットパーク内や植樹帯の管理につきまして、地元の皆様をお願いしながら維持管理をしていただいていた経過がございます。しかしながら、近年は午前中、また午後の他の議員への答弁でも申し上げましたが、こういったことに対する担い手が減少しておりまして、地域での管理というのが難しい時代になってきております。

そのため、現在は村道6号線も含め、この村が一部の維持管理を行うようになってきております。村道5号線や6号線など、主要道路の歩道内において、清掃や草刈り、植樹帯の選定などを状況に応じて実施し、維持管理を行っているところが現状でございます。

一方、道路沿いの花壇につきましては、花いっぱい推進協議会や愛護団体、地元区などにより管理されている場所も多くございます。御提案のありました花壇の整備につきましては、今後、地元区等の皆様とも協議をさせていただいて、村道5号線沿いの歩道内にある樹木と同様の植栽を行うなど、歩道内の整備と併せて、維持管理がしやすい形に整備することも一つの案として検討してまいりたいと考えております。

また、このポケットパーク内にある樹木につきましても、植栽当時より大きく成長しておりますので、こちらも村において選定を行うなど、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） ぜひ積極的にお願いできればと思います。

続いていきます。未満児保育についてお聞きします。

村では、たけのこ園を含め、6つ保育園があります。いずれも未満児、ゼロから2歳児保育を実施しています。どの園でも乳児、未満児クラスが設けられています。村長の話にもありましたが、ゼロ歳児42人、1歳児86人、2歳児115人と、多くの園児が入園しております。

話を伺いますと、今後、毎年、年度途中での未満児の入園希望が多くなる傾向があり、希望する園には入園できない子もいるようであります。また、村では待機児童もいないとのこと。このように子供が多いのはうれしい限りです。また、育休退園の見直しもあり、環境もよくなりました。

児童福祉法で、保育を必要とする子供の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、保育に関する専門性を有する職員が家庭と緊密な連携の下に子供の状況や発達過程を踏まえ、環境を通して一体的に行うことを特性としている。

未満児期は人間形成にとって極めて重要な時期で、また、自我が形成されたり、非認知能力が育まれる時期です。この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性に大きく関わってくると思います。三つ子の魂100までもというようなことわざがありますが、ゼロから2歳児頃の環境がその後の人生に大きな影響を与えたいと思います。

その未満児保育は、各園ともに保育士の確保が取れているのかを含め、未満児の保育状況についてお伺いします。村長の答弁をお願いします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 未満児保育についての御質問でございます。未満児の入園が増えている中で、保育体制はどうかというところの御質問です。

現在の村内保育園における未満児の入園率であります。ゼロ歳児が35.3%、1歳児が66.7%、2歳児になりますと79.3%となっております。未満児全体で見ますと、61.6%が保育園に通っている状況となっております。さらに、本年度から開始をいたしましたおやこひとやすみ事業の利用も増えておりまして、どの園においても、人またスペースに余裕がある状況とは言えないというところでございます。

職員配置につきましては、ゼロ歳児は3人に対して1人、2歳児は6人に対して1人とする国の基準どおりの配置を行っています。1歳児については、5人に対して職員1人を配置し、こちらは、国の基準より手厚い体制としています。

一方で、未満児保育は3歳以上児と比べ、より手厚い職員配置が必要となりますが、全国的な保育士不足の中で、保育士の確保は本村だけでなく、全ての市町村において大変厳しい状況にあります。そのため、現在、未満児を受け持つ職員であります。全体60名のうち21名が保育補助員となっております。39名が保育士資格を持っている保育士で、21名が保育補助員となっております。

令和6年度の保育士の抜本的な処遇改善後、有資格者の割合は高くなってきているというところでございますが、現状では、この21名の保育補助員の力を借りないと、保育園の運営というのは成り立たないというところも正直なところでございます。

今後も保育士の確保に努めるとともに、保育士を中心にこういった保育補助員の皆様の力もお借りしながら、保護者の皆様が安心してお子様を預けていただける保育環境の確保に努

めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） やはりここでも保育士が不足しているということではありますが、ぜひ大勢の保育士の資格を持った人に保育をしていただけるようお願いできればと思います。

4 番目の質問に行きます。

県の施設であります村内にある県営住宅についてお伺いします。

現在、村内には2つの県営住宅があります。浅間塚団地と中込団地がありますが、本日は浅間塚団地についてお聞きします。

浅間塚団地については、平家で建築後50年以上経過し、老朽化が進んでいるように見えます。何件か入居しているように思われますが、どのような状況ですか。

また、浅間塚団地については村の中心部に位置し、公共施設や学校、保育園に近く、住む場所、生活としては最適かと思えます。それで、老朽化の進んでいる住宅団地は、若い村、子育て日本一を目指した村にあっては似合っていないと思えます。古い住居では、入居希望があっても考えてしまいます。

現在、村内では、若者が快適に住みやすい住宅を建設して人口増を図っています。そこで、若者が住んでみたい住宅や高齢者が快適な生活ができるような新しい住宅団地にして、村の人口増につながるよう、県に強力に要望していただきたいが、村長の考えはどうかお伺いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 県営住宅の要請について、浅間塚団地の入居状況等を申し上げます。

浅間塚団地は、昭和40年から43年にかけて建設された簡易耐火造り平家建ての公営住宅で、現在、総戸数は39戸となっております。管理運営につきましては、長野県住宅供給公社伊那管理センターが行っています。

御質問いただきました入居状況であります。令和7年2月末時点で、入居世帯数は11世帯であります。残りの28戸については、現在、募集停止となっております。県に確認したところ、県の方針として、浅間塚団地は今後新たな募集を行わず、将来的には廃止していく予定と伺っています。維持管理につきましては、長野県住宅供給公社において定期的な点検を行うとともに、生活に支障を来す破損等があった場合には、必要な修繕が実施されているとお聞きをしております。

ただし、今後廃止を予定している団地であることから、住環境の向上を目的とした大規模な改修工事などは行わないという方針を、既に県のほうからいただいているというところでございます。

県営住宅は住まいのセーフティネットとして、今、住んでいる方にとっては重要な役割を担うものでもありますので、その辺りとのバランスも兼ねながら、今後については、今のあくまでも県が管理運営している施設でありますので、議員おっしゃるとおり、場所としては大変すばらしい場所にあるというのは私も同意見でございます。そういったところ、県営住

宅が住まいのセーフティネットという面もそうは言っても大事な面でもありますので、今、暮らしている方々との生活も大切にしながら、今後の方向性については見定めていかなければならないというところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） そういうことはよく分かります。住んでいる方の補償はしなければいけないんですが、どうも通ってみるたびに障子が破けていたり、何かみすぼらしく感じますので、ぜひ強く要望していただければと思います。

そこで提案なんですけど、その土地を県から払下げというのはできますでしょうか。お聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今、御質問いただいた件、過去に県から何か払い下げられた部分があれば参考にはなるかなと思ったんですけど、現状その部分、今の管理職の皆さんでは把握できていないというところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、土地としては村の一等地にあると私も感じておりますので、そういった県からの働きかけがあれば、議員の皆さんとも相談しながら、あの土地を村の公用地として活用していくという考え方はあるのかなと感じております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原議員。

3 番（原 源次） 県のことでございますのでちょっと分かりませんが、もし可能ならば払い下げていただいて、南箕輪の郷土館とか文化施設が足りませんので、ぜひそういうのを建設していただければいいんじゃないかなと思っています。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

議席番号6番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎文直でございます。

今日、本日最後の一般質問をしたいと思っております。2点について質問をいたします。

初めに、第1点目は、大芝高原に関係することでございます。そういう中でこの質問を考えていたときに、かつての大芝高原と基本的に村の開発と水の問題というのでは、村はいろいろ苦労してきたんだなという思いをしながら書いたところであります。

この南箕輪村は、天竜川の西にずっと続いていますけれども、まず天竜川のすぐに西にある伊那土地改良区の地帯でも、開発とともに水田が開けた。その西の西天竜土地改良区のところでも、開墾とともにそれ以外の平地林や桑畑からすばらしい水田地帯が出現をしたと。その西天竜の西の西部開発地帯につきましては、第二西天竜という計画もあったんですけれ

ども、米の減反政策の登場とともに送水管による西部畑地帯のかんがい事業ということで、畑地帯に水を供給するというので、今まで水のないこの南箕輪の土地で、いかに先人の皆さんが水に対して苦勞してきたんだなということを改めて感じたところであります。

そして、最後にこの大芝高原、大芝高原にもかつては水というものが何もなかった状況の中で、大芝高原の開発とともに水を何とか引いてこようと、こういうことで、大芝高原より何キロメートルか西にある大泉川をせき止めて、地区の権利者の御理解もいただいて水を引いてきて、それが今の大芝湖になるし、村の第二水源、それから、かつては大芝のプールにも水を供給し、記憶の中では、陸上競技場でスケート場も造ったこともあるという、こういう中での大芝高原の開発の中に水を引いてくる努力というのが大きな存在だったなと、こういうことを思い浮かべながら、今後の大芝高原の整備の計画ということでお尋ねをしたいと思います。

大芝高原の整備につきましては、いろんな施設が老朽化してきています。その中で、村でもプロジェクト計画を持ちながら、今後整備をされていく計画であるということについては、希望を持ってぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

その中で、いろんな施設がある中で、かなり老朽化し、何年もたっているという施設もございます。そういう中で、今現在での考え方をお聞きしたいというふうに思います。

1番目の、大泉川の上流から出水をして、配水池や大芝湖に引水している送水管がございます。伊那史跡でいくと、吹上の地積から水を取水して、林の中、大芝高原の伊那市との境のところを導水管を持ってきて、大芝湖の水のところまで引いてきているというそういう管がございます。設備後、数十年間経過しているわけでありまして。

今現在の状況、壊れているという状況は特に聞いてはおりませんが、数十年を経過している中で、今後の大芝高原の観光施設や何かに潤いを与えるこの施設の保全は非常に重要かと思っておりますので、この辺のこの送水管の保全状況については大丈夫なのかという点で、まずお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

大芝高原の今後の整備の計画はという御質問で、送水管の保全は大丈夫かという御質問でございます。

大泉川上流から取水し、大芝湖へ送水している送水管の保全であります。まずはこの送水管の近年の動きであります。令和5年度に伊那市の伊那インター工業団地造成に伴い、市道に埋設されていた約150メートルの区間について耐震管へ更新し、村内に少しづらして、村内に埋め戻すような形で耐化工事を実施したところでございます。埋め戻しというよりは、耐震管に変更いたしましたので、新たな耐震管を設置したというところでございます。

次に、日常の維持管理につきましては、埋設箇所以外で確認可能な範囲については、定期的に点検を行っております。特に取水口につきましては、こちらは毎日、土日も含めまして、目視により確認を行っております。沈砂池についても砂等の堆積状況を確認し、必要に応じて、泥上げ作業を実施しております。

その他の埋設区間につきましては、埋まっておりますのでどうなっているかというところは確認は難しいですが、もし破損など発生した場合には、すぐに修繕工事として対応するこ

とができるように、管材などの部材を現在あらかじめ確保しておきまして、有事の際にはすぐに対応できる、そんな状況でございます。

今後も大芝高原の施設運営に支障が生じることはないよう、引き続き適切な点検と維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 半世紀近く経過している施設でありますので非常に心配しておりましたが、計画的に管理、それから将来のことを思いながら資材の確保もされているということで、非常に安心をしているところであります。今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

2番目のその送水管から出てきて、この水は今多くは大芝湖に流れ入る水路になっています。埋設管のところから大芝湖に行くまでの間は開渠があります。先日も公民館活動の中で、小鳥の観察だとかをする先生がもうおられます。そういう中で、あそこの開渠になっているところに小鳥が来て水浴びをしたり、水を飲んだりとかいうことをしているということで、非常に大芝高原の散策をする皆さんにも人気のある場所だという話もお聞きをしました。そういう意味で、潤いのある大芝高原、こういうのもほかにはなかなかないもんですから、大事にしていきたいなというふうに思います。

ここについても、見るところによると、設置以来そのままになっている。現在の状況はどうなっているのか。川底を改良したりして小鳥がさらに増えるようになれば、大芝高原に来て散策をしたりしたいという来園者が増すというふうには思うわけであります。この点について、現在の状況だとか改良の予定があるのかどうか、この辺についてもお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝湖に流れる開渠についての御質問であります。

大芝湖の西側から流れ込む開渠の水路は、大泉川から取水している水と湧水などによって構成されております。現在の構造は、川底がコンクリート張り、側面は石積み状となっております。議員御指摘のとおり、この水路周辺には小鳥が集まり、散策をされる方々にとっても癒やしの空間となっていることは、本村としても大変有意義なことであると認識しております。

令和8年度には、今、予算審議をしていただいておりますが、大芝湖改修に向けた設計業務を計上させていただきました。これは、大芝湖の固定のしゅんせつだけでは永続的な水質改善が人口湖であることから難しいことから、大芝湖の構造的な見直しを含めた水質改善を検討するためのものであり、湖への流入量や水の滞留状況、植生、地形などの調査を行う予定としています。

議員の御提案のような自然環境を生かした整備の視点も大切にしながら、大芝湖周辺がさらに魅力ある空間となり、来訪者の増加にもつながるよう、改修設計を進めてまいりたい考えであります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 大芝湖の管渠問題については、これからの大きな課題であります。そこに供給する水につきましては、いかにこの無駄な水を減らして、有効利用できる水を確保するということがこれからも大事だなというふうに思いますので、ぜひこの大芝湖の改修計画に伴って、例えば、漏水があるところだとかいう部分については、積極的に改善をしていくというような対応をこれからもぜひよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、2番目の項目について質問をしたいと思います。

村内の平地林の防火対策についてであります。

1番目につきまして、全国的には非常にこの山林火災が多発しております。報道によると、各地域で住宅の近くまで火災が発生をして、危険な状況が迫っているような報道もされます。

これは、私なりには異常気象というものが進みつつありまして、この土地が温暖化によって非常に乾燥状態が続く。それによって、一たび火災が起きれば、大火災になるというような点もあるのではないかなというふうに考えております。人命や住宅等の火災にも大きな影響を与えているということでもありますので、できればそういうことにならないような対策をふだんから試んでいくということも大事ななというふうに思います。

そういう意味で、我が南箕輪の村の中を見ると、天竜川の右岸には南北につながる河岸段丘があります。その河岸段丘沿いには、北から南までいわゆる神社林だとか区有林とか、もちろん個人の山林もありますが、通称里山というのが続いているわけです。近年は、山林のすぐそばにも住宅が建築をされている地域もあります。一たび山林火災が起きれば、住宅等にも影響が及ぶことになるかというふうに思います。

同時に神社林ですから、その中には各地域の神社等があります。ふだんから皆さんがお参りに行ったりするその神社等で火災が起きたときには、またこれも非常に大火災になるだろうという心配の声、私も近くに住むものですから、神社の関係者の方から心配の声が聞かれました。

そういう意味で、この火災発生時に対処できる消火設備の状況と設置計画を尋ねるところであります。消火栓設備は、住宅の近くだとかそういうところにも設置されているところもありますけれども、住宅地がないようなところにつきましては、どうしても消火設備が遠くなってしまいうような状況が見受けられるようなことがあります。

そういう意味で、これからはこの里山の火災に対する対応というのも考えなきゃならないというふうに思いますので、まず、この消火栓設備の状況と山林火災に対応するような設置計画があるのかどうか、この辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村内の平地林の防火対策について、まずは、消火栓設備の状況や設置計画について御質問をいただいております。

天竜川右岸の河岸段丘沿いに広がる神社林や区有林につきましては、住宅地に隣接する箇所も多く、議員御指摘のとおり、火災が発生した場合には、周辺住宅への影響も懸念される地域であると村としては認識をしています。全国的に山林火災が多発をしている状況も踏まえ、神社関係者や地域の皆様から寄せられている不安の声については、村としても真摯に受け止めているところでございます。

本村における消防水利につきましては、上水道消火栓、防火水槽、自然水利などを組み合わせて整備をしております。令和8年3月1日現在で、南箕輪村全体で消火栓が442基、防火水槽が104か所設置されております。

このうち、今回議員から課題として挙げていただいている天竜川右岸の河岸段丘沿いの森林周辺と想定される中段地区からJR飯田線までの範囲では、こちら一つ一つ数えましたのでちょっと間違いがもしかしたらあるかもしれませんが、確認した次第では、消火栓が198基、防火水槽が53か所となっております。村内消防水利のおよそ半数がこの地域周辺に配置されている状況であります。これは恐らく、古くからこの周辺に集落が形成されてきたという経緯も大きく関係しているのではないかと存じます。

一方で、本村の消防水利の整備は、消防庁の基準及び南箕輪村消防水利施設の設置基準に基づき、原則として住宅地を中心に配置してきた経過があるため、こういった神社林や区有林などの森林の内部には、消火栓や防火水槽は整備がされていない状況でございます。また、平地林周辺では道路幅員や地形条件、配水管の延伸が難しい区域など、そういった制約もありまして、消火栓が十分に配置できていない場所があることも把握はしています。

こうした状況を踏まえ、村では消防団及び広域消防と連携し、平地林周辺の水利状況や初動対応の課題について確認を進めています。また、消防団の皆様には、毎月の訓練の中で林野火災を想定した訓練も取り入れ、対応力の向上を図っているところであります。

今後であります、神社関係者や地域の皆様の御意見を伺いながら、消火栓からの距離や水利確保の状況について消防団とともに点検を行い、必要に応じて、防火水槽等の整備も含めた消防水利の確保について検討してまいりたいと思っております。

地域の安全確保を最優先に、消防団及び広域消防と連携をしながら、里山、平地林周辺における火災への備えを強化してまいりたいと考えます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6番（山崎 文直） 今まではそんなに重要視をしてこなかったこの里山のところにおける火災も、これからの時代としてはこの乾燥状態が続く、これは一時的なものでなくて、今後長年にわたって続くだろうというふうに思いますので、ぜひこの里山近くのところの消火栓の設備だとかについても、ぜひ計画の中で順次整備をしていっていただくということをお願いをしたいというふうに思います。

2番目の質問であります。

ということで、消火栓設備の設置についてはぜひお願いすると同時に、この南箕輪村も幾つかの河川があります。里山の近くにある河川もありますし、西天竜の排水路も夏季の状況においては水が通っているということで、もし山林火災等があれば、この水路もぜひ活用できるのではないかなというふうに思いますが、いわゆる消火栓以外の水利の状況も把握しておくことも必要かと思っております。

ちょっと先ほどの話に戻ったりするんですけど、この防災マップもいただいております。この中に、消火栓の記載だとか災害があったときの自然水利、それから用水路、そういう等の火災のときに有効に利用できるということも明示をしていくことも必要かなと、こういうふうに思いますが、この辺のところについての今の現状はいかがでしょうかということで、よろしく申し上げます。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 防災マップに関する質問に関しては、私の後に危機管理課長から答弁をさせていただきます。

まず、消火栓以外の水利の把握についてお答えをいたします。

平地林周辺では、道路や地形の制約によりまして、先ほども申しましたが消火栓の配置が難しい区域もあるため、火災時に確実な消火活動を行うためには、河川や水路など、自然水利の状況を把握していくことが重要であるのは、議員がおっしゃるとおりでございます。

現在、消防団では、森林火災などを想定した活動の中で、河川や水路などの自然水利について、各分団ごとにおおむね把握している状況ではあります。

一方で、消火栓や防火水槽の位置情報は消防団全体で共有をされておりますが、この自然水利については、地元の分団以外では十分に共有されていない部分もあり、団全体として情報共有ができるかというのが課題であると認識をしています。今後は、消防団本部を中心に自然水利の状況を整理し、実際に消火活動に使用できるかどうかについて道路幅員や消防車両の進入可否、取水のしやすさなど現場条件も含めて確認を進め、水利情報を消防団全体で共有できるよう取り組んでまいりたい考えです。

また、本村では、西天竜幹線水路より西側の地域において自然水利というのは限られておりますから、西部南箕輪土地改良区の畑地かんがい施設を災害時に活用できるよう協定を締結しており、必要に応じて、消防水利や自然水利に次ぐ水源として活用できる状況でございます。

消防団及び上伊那広域消防本部と連携し、消火栓以外の整備状況について改めて整備を進めるとともに、自然水利を活用した訓練の実施、必要な区域への防火水槽の整備検討などを行い、平地林火災にも対応できる消防体制の強化に努めてまいります。

私からは以上です。

議長（笹沼 美保） 宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、山崎議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点確認ですが、防災マップのような水利のマップというのが必要ではないかという御質問でよろしいですか。

現在、防災マップの中には、水利に関する情報が掲載をされておられません。基本的には、危険箇所あるいは避難所の箇所、あるいは避難場所等の記載をさせていただいております。主立った施設等もそこには掲載をさせていただいております。

水利マップについては、消防署のほうではもうデジタル化が進んでおりまして、GPSとか、車でいうとナビゲーションシステムの中に水利のマップが全て落とされている、毎年毎年各市町村と更新を進めながら、常備消防のほうは進めております。

また、非常備消防のほうでございますが、南箕輪村消防団にはホームページがございまして、水利情報のマップがウェブ上閲覧できるような状況になっております。ただ、議員御質問のとおり、全ての方がウェブとか、インターネットを経由したのを見るのが得意である方、不得手の方がいらっしゃるかと思っておりますので、今、御質問いただいた点をどのように生かしていけるのか、防災水利マップみたいなものをまた消防団、先ほど説明しました

常備消防、上伊那広域消防本部と意見交換を交わしながら、検討のほうをさせていただければと思います。

以上となります。

議長（笹沼 美保） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ありがとうございます。デジタル化だとかそういう部分については、今後ともぜひお願いしたいと思います。

とにかく村の消防団員も定員に満たない状況の中で非常に苦勞されているかと思ひますし、若い皆さんは、この地区の中の水利状況というのなかなか把握するのが大変だろうなというふうに思ひますので、今後とも機会を通じて自然水利、そういうところも点検をしながら、いざ起きたときにどういふ配置にするか。

先日も火災がありました。火災があつたときに、地元の人たちが応援に来る団について、適切な誘導ができるよなということが非常に大事かなというふうに思ひますので、今後とも御努力をお願いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（笹沼 美保） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っておりますが、明日12日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願ひます。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午後3時53分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 1 2 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

4 番 三 澤 澄 子

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	武	井	厚			
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	藤	澤	勇		
住	民	環	境	課	長	唐	澤	大	加	藤	篤							

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和8年3月12日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） おはようございます。〔一同起立〕

〔一同「おはようございます」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

議席番号4番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤澄子でございます。最後の質問となりますので、よろしくお願いたします。

最近ちょっと花粉の状況がすごくて、ちょっと調子が悪いのでお聞き苦しいことがあるかと思いますが、御容赦願います。

それでは、昨日11日は東日本大震災15年の節目であり、議会でも黙祷をしたところであり、15年前の3月11日は3月議会の最終日で、3時の開会を待って百瀬議員の席に座っていました。突然にマグニチュード9.0の地震が発生。思わず、大きな声と長く続く揺れにじっと耐えていました。

今月の9日時点でも、死者は1万5,901人、行方不明者6,901人と報道されています。ハード面の復興を巡っては整備が完了していく中、被災者の心の傷や生業の復興は続いており、復興はまだ道半ばです。全国の避難者はまだ2万6,281人、原発の事故で今も一部で避難指示が続く福島県は、故郷へ帰還できない住民が多くいます。

8日には、原発も核兵器もない平和な社会を未来へという福島第一原発事故から15年、「フクシマを忘れない3.8上伊那アクション」を行いました。原発再稼働を強行する新潟の柏崎刈羽原発の戦いを学びました。私たちは震災を忘れず、それぞれの地で連帯していきます。特に、東京電力第一原発の甚大な被害をなかったことにし、終わったものとするかのように再稼働、新增設に進む動きには反対します。地震大国の日本では、どこでも起こり得る環境破壊に対して、安心・安全の地域づくりに住民の立場で取り組むことが求められていると思います。

そういう意味で、今回の質問は、地方自治の本旨を問うものとなります。

地方自治法では、地域住民が自らの意思と責任で地域の課題を解決する住民自治として、住民生活の福祉増進を第一に掲げています。昨年というか、今年度、令和7年度でありますけれども、全国から村への行政視察が北海道から九州まで14件あり、その多くに住民の立場で関わってきました。多くは、なぜ人口が増えるのか、移住定住の取組などが問われています。

村では、この人と人、人と自然がつながる村というもので冊子で説明を常にしているわけでありましてけれども、この中に書かれていることの中から課題だと思うことを3点、村長の政治姿勢についてを質問いたします。

それでは、1として、南箕輪村こども館の課題についてであります。

昨日の太田議員の質問でも、機構改革により子供の窓口一元化をして、母子保健部門、子育て支援部門、学校教育部門をこども館に集約した成果について挙げられていました。1年前の3月議会でも、こども館について質問をしております。

こども館は、子供たち、子育てに関わる全ての人が集い、学び、遊び、相談の場として活用するとされています。しかし、こども館の活動の多くを占めるのは放課後児童クラブであり、それも、南箕輪小学校とこども館に分散されています。本来のこども館としての利用ができるようにするために、放課後児童クラブを南箕輪小学校に集約する計画はあるかどうかをお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 議席番号4番、三澤議員の質問、南箕輪村こども館の課題についてお答えをいたします。

放課後児童クラブを南箕輪小学校に集約する計画はあるかというお尋ねであります。

こども館は、来年度7月18日で開館10年目を迎えます。こども館が節目である10年目を無事に迎えることができますのは、ひとえに議員各位をはじめ、村政を支えてくださる村民の皆様、そして、現場で子供たちを支え続けてくださった関係者の皆様の多大なる御理解と御厚情のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

これまでの経緯を振り返りますと、平成27年度当時、放課後児童クラブの利用児童数が増加し、南箕輪小学校と村民体育館の2か所に分かれて開所していたこともあり、児童や保護者の皆様に大きな負担となっていました。こうした課題を解消するとともに、放課後児童クラブ、子育て・教育・支援の相談室、そして、児童館などの機能を一体化した複合施設として、現在のこども館を建設するに至りました。

開館後は児童クラブの運営により、遊べない、人が集えないといった状況が生じないよう、可能な範囲で施設を利用していただけるように努めてまいりました。しかしながら、多様化するニーズに応えること、また、村長公約であるこども館の多機能型施設化の実現に向けたことなどを踏まえ、現在、こども館で実施している放課後児童クラブ事業を、南箕輪小学校の1か所へ集約する方針を決定いたしました。

計画といたしましては、令和9年度の南箕輪小学校での放課後児童クラブを一元化した開所を目指し、令和8年度中に旧学校給食センターの改修工事や、現在使用している児童クラブ室から理科教室への通路の整備等、必要な施設整備を行う予定であります。

以上であります。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。集約する計画だということで、今、安心したところであります。こども館がそうした機能が果たせるように、これからしっかりと取り組んでいくことと思いますが、2として、機構改革に当たり、機構改革のときに村長は、空きになる旧給食センターの活用を検討していると言われていました。給食センターが2024年に移転してから、議会からその活用について再三求めてきましたが、2年間全く手つかずになっていました。

先日の全員協議会で、やっとなんか突然というか設計図が示され、その予算も初めて説

明されています。通告の前にそのことを聞こうと思ったら、もう内容がちょっと発表されましたので、ちょっと質問を変更しますが、今度、給食センターの後利用は、多目的教室、教育支援センター、準備室、それから、トイレを一部増築して整備するということであります。

特に、私たちが福祉教育委員会でも視察したときにお聞きしたことですけれども、不足しているとされた教育支援センター、旧中間教室ですね。私たちもいろいろ提案してきましたけれども、これを一つ増設することによって十分かどうかをお聞きしたいと思います。それで、南箕輪小学校には何か所が設置されているのかをお聞きします。

また、補助金が2月26日までは内示が出ていたものが取消しになった経過について、もう一度ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

1年前の一般質問でも、小体育館東側のスペースに新たに放課後児童クラブ建設を検討しているという説明もされております。その後の検討はされているのかどうかもお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 旧学校給食センターの活用状況並びに小体育館東側への移転計画についての御質問であります。

旧学校給食センターの活用状況につきましては、現在、施設の一部を学校給食の配膳室として継続利用しております。この施設の後利用につきましては、当初、放課後児童クラブ室への転用を検討していましたが、体育館など児童の動線となる場所から離れていたり、学校施設の安全、防犯の面で不安があったりするなど、利便性、安全面において課題が多く、放課後児童クラブ室としての利用は困難であると判断した経緯がございます。

また、小学校体育館東側に児童クラブ室を建設することも一時計画されましたが、こちらも利便性、安全性について課題が多かったため、採用には至りませんでした。

このため、旧学校給食センターの建物については、学年集会等が可能な多目的教室や校内教育の支援センター、中間教室と言われているものの整備、そして、体育専科教員の準備室や、用務員控え室の確保など、またトイレの増設も含め、多目的な教育施設として整備する計画であります。

今、三澤議員お尋ねの校内教育の支援センターでありますけれども、現在のところは1か所ありますけれども、そちらが児童クラブとして利用される予定でありますので、この旧学校給食センターのほうに少し広めの中間教室の教室を用意すること、そして、通常の昇降口ではなく、なかなかちょっと学校に来づらいお子さんたちですので、すぐに中間教室に入れる場所に昇降口を設ける等の配慮をして、ここを多目的に活用する計画であります。

また、補助金等につきましては、2月まで内示をいただいていたわけですがけれども、学校の建物との一体化というところの条件を満たさないという報告があり、取り下げざるを得ないというような状況になっているということでもあります。

いずれにしても、令和8年度に改修工事を実施する計画であります。より子供たちにとって使いやすい、学びやすい後利用ということを考えております。議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） それでは、3番目として、こども館を模様替えし、にぎわい・夢

広場という名前がついていると思いますけど、学習室も自由な使い方ができるようになりました。昨日も太田議員のほうに説明されておりました。

以前は禁止条項とか、それから、ちょっと大きな声で話をしたりすると注意されるなどが度々ありまして、多くの子供たちが、ここは使いたくないというふうに言うておりました。

それで、改装してからの現在の小中学校の一般利用状況はどうでしょうか。また、他団体との連携イベント等、前はちょっとなかなかうまくいかないというところがあったわけですが、その後、開催状況は進んでいるでしょうか。

また、昨日の太田議員の説明でも、こども館の業務内容は理解できましたが、小学生の利用は下校後、1回家に帰ることとか、また、放課後児童と一緒にではなかなか利用は難しい面も多いねというようなこともありまして、今後のさらなる改善策があるかお聞きします。

今、お聞きしたように、放課後児童は小学校のほうへということでありますので、その後の使い方は、またいろんなことが可能かと思えますけれども、その点をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 子ども館を模様替えした後の、今、御質問にありました利用状況、イベント等の開催、そして、さらなる改善策についてのお尋ねであります。

1点目の小中学生の利用状況について回答いたします。

こども館では、研修室とにぎわい・夢広場にあった可動式の壁を収納し、子供たちの居場所として活用したことにより、利用者が少しずつ増えてきております。勉強や友達と話す姿、遊んで過ごす子供たちの姿が見られるようになりました。

昨年度と比べますと、小学生の利用は前年度と同程度なんですが、中学生の利用について、研修室1、2の可動式の壁を収納してオープンスペース化した12月以降の3か月間で、令和6年度の73名から本年度は114名と、41名の増となっております。今後も、放課後の特に中学生の居場所の一つとして、利活用について周知を図っていく予定であります。

次に、他団体とのイベント等の開催について、状況をお知らせいたします。

こども課を中心に各種イベントが定期的開催されていますが、関係各課や他団体との協働によるイベント等も開催しております。

具体を申し上げます。

地域づくり推進課が10月にこどもミニフェスタを開催し、子供用品のリユースを行ったところ、約300名の来場者がありました。福祉課が11月に地域支えあいフォーラムを開催し、村内で様々な活動をしている団体等が一堂に集まり、活動の紹介を行う機会を設定したところ、100名を超える参加者がありました。

こども課の母子保健係では、妊婦さんや3歳児未満の幼児を対象としたスクール等を定期的開催しております。マタニティスクールは年4回開催、延べ63名の参加。ウェルカムベビースクールは毎月開催、延べ81人の参加。おいでよこども館は年8回開催。遊びの教室、どんどこ広場、月2回程度開催、延べ30組の親子の参加がありました。

こども課の子育て支援係の企画では、親子運動あそびを毎月1回開催。毎回10組から15組の親子が参加。こども課のこども相談室の企画では、独り親家庭や子育て中のパパ・ママ等を対象としたライフサポート講座を年4回、春のこども館、中国茶とサイエンス&シネマといった、大人も子供も楽しい春の1日等のイベントも計画しております。

他団体との共催イベントでは、大鹿村キッズ英語サークルと教育委員会こども施設係が連携して、11月にキッズミュージック&イングリッシュギャザリングを開催したところ、親子で40名の参加がありました。また、日常的に支援会議や関係者会議が頻繁に行われております。

このように、こども館においては、妊婦さんから乳幼児を対象としたスクールや遊びの場の提供、子育て中の親へのサポート事業、子育てに関わっている関係者のネットワークづくり等、子育て支援や地域交流の場としての活用が進んでいる状況であります。

3点目、こども館がさらに子供施策の中心となるための改善策についてお答えいたします。

こども館が子供施策の中心となるための改善策については、引き続き、乳幼児から高校生まで幅広い世代を切れ目なく支える拠点としての機能を、引き続き強化していくことが重要であると考えております。また、村長公約のこども館の多機能型施設化の実現に向けて現在取り組んでいるところですが、来年度以降、遊具の整備などにも着手していく予定です。

令和9年度に予定している放課後児童クラブの小学校への集約に伴い、こども館で行われている各種事業や活動内容のさらなる充実を求めて、今後、総合的に検討したいと考えております。

自由に使える場所が限られた施設ですので、各場所の有効活用、ニーズや年齢層に応じた居場所づくりとしての柔軟な使い方等について、創意工夫を図っていく所存です。限られた施設を最大限に生かせるよう、関係機関や利用者の皆様の御意見を反映させながら進めてまいります。関係機関との調整や連携を適切に行い、こども館が子供施策の中心となるための拠点として活用されるよう取り組んでまいります。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 令和9年度に向けて幅広く使える、本当のこども館の役割を果たしていくということで、今、説明をいただきました。幅広い世代にということでもあります。大いに期待しているところであります。

それでは、2として、持続可能な自治体検討の課題についてに移ります。

1として、区の運営について、課題解決を令和5年から令和7年で取り組んできました。この冊子によれば、区のどういうことで取り組んできたかという説明がこの中に書いてあるわけでありませうけど、区の運営は、過去農家を中心だった時代から大きく変わっていないと言っているんですね。ええ、そうなのかなと私は思ったんですけど。

そのため、加入率の低下や役員の担い手不足など、多くの課題を抱える時代のニーズに即した区の在り方を検討するというところで、こういう観点から検討してきたのかということをお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

持続可能な自治体検討の課題について、まずは、区の運営の課題解決に向けた取組と、時代のニーズに即した区の在り方をどのような観点で検討してきたのかという御質問をいただいております。

この持続可能な自治体の検討につきましては、私が村長就任1期目に実施をいたしました

おでかけ村長室において、地域の皆様から寄せられた御意見をきっかけに取組を始めたものであります。区の運営がかつて農家中心であった時代の仕組みを色濃く残していることから、加入率の低下や役員の担い手不足など、様々な課題が生じているという声を多く伺ったことが背景にあります。

こうした課題を踏まえ、令和5年度には持続可能な自治会検討委員会を立ち上げまして、16名の委員の皆様にご協力をいただきながら、2年間で12回の会議を開催し、区の現状と課題について検討を重ねてまいりました。

特に令和6年度の委員会では、区が抱える課題を整理、また可視化するとともに、子育て世代の意見も取り入れながら、その解決策について議論を進めてまいりました。人口構成の変化や生活様式の多様化が進む中で、どのようにすれば暮らしやすい地域コミュニティを維持し、将来にわたって持続させていくことができるのかという観点から、検討を行ってきたところでもあります。

例えば、高齢者の世帯において、現在は核家族化の進行、また、高齢者のみの世帯が増加しています。そうなりますと、過去のように子供の世代へ役割を引き継ぐことが難しくなり、結果として、高齢になった方が区から脱退してしまうケースが生じるなど、こういった社会構造の変化により、従来の運営方法では対応が難しくなっている点も共有されたところでございます。

このように、本検討は時代に即した区の在り方を見直すとともに、さらに、10年先を見据えた地域コミュニティの姿を考えることを目的として進めてきたものであり、その成果として、各区での取組のヒント集、ガイドラインを作成したところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） そういうことで進めてきたということで、進め方については理解をしているところであります。

自治体検討のときに村長が何か一番最初におっしゃったことが、村報をデジタル化するというのを挙げられたんですよね。それで、紙の村報を廃止するというのが私にとって一番先に入ってきたんですよ。また、おでかけ村長室で言われたごみ立会いや村報配布が負担であるとして、今のような改革になったわけでありまして、全体を通して終わった中での結果とすれば、先ほど言われた当初の目的のような、自治会の真の在り方の検討ではなかったんじゃないかというような声も聞こえてきています。

私は、デジタル化は何回も取り上げて反対してきたんですけれども、そのときも村長は、これは時代の流れだというふうにおっしゃって、1回そのときの意見は切り捨てられたんですけれども、結果としては、村報を全戸へ配るということになったわけでありまして。そういうことで進められてきたのかなというところがあります。

それに続いて、2として、令和6年から衛生部のごみ収集立会いを外部委託、広報紙配布は村で全戸配布になりました。区への行政委託について、令和6年度の委託費と令和7年度の委託費を教えてくださいたいと思います。また、新たに広報紙配布の委託料とごみ収集立会い委託料はそれぞれに出せるとおっしゃるので、出していただけたらと思います。

ちなみに北殿区では、令和6年度はこの行政委託費が150万9,558円、11月に支払いがあったということでありますけれども、令和7年は70万1,940円、同じく11月支払いで半減して

いるわけであります。その点についてお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 様々な委託費についての御質問でございます。

まず、広報紙のデジタル化については、アンケート調査を行ったときにも御存じのとおり、一番最初に、これは広報紙の配布を辞めるものではございませんというところ、そういった方針は明確にしてデジタル化の調査を行っておりますので、その部分は御認識をよろしくお願いいたします。

まず、区への委託費の減額した額、そして、新たに村に予算として計上された額、それぞれ順番にお答えをいたします。

令和6年度10月からごみ収集立会業務の外部委託、広報紙の全戸配布を村で実施する体制へ切り替えました。令和6年度につきましては、10月から年度途中から変更でありましたので、区へお支払いしている行政事務委託費については減額せず、従来どおり1年分お支払いをしたところでございます。

令和6年度までの行政事務委託費は、行政事務、ごみ処理手数料、すこやか係負担金、この3項目について、それぞれ均等割と世帯割を組み合わせで支出していた背景がありました。その均等割、世帯割の数字を基に令和7年度から見直しを行いまして、まず、広報紙配布に関する部分につきましては、行政事務の均等割5万円は維持した上で、広報配布分としての世帯割りを1世帯当たり1,300円から650円へ減額をいたしました。

次に、資源ごみ収集立会いに関する部分については、ごみ処理手数料の均等割2万5,000円を廃止し、世帯割90円はそのままいたしました。

また、すこやか係については係自体が廃止となったことから、均等割の5万円、そして、世帯割の130円ともに廃止をしています。その結果、区へ支払った行政事務委託費の総額は、令和7年度、変更する前が778万3,600円だったのに対して、令和7年度が365万5,070円となり、412万8,530円の減額となっています。

一方で、これまで区が担っていた業務を村が実施することになったことから、村の予算として増額した費用は、令和7年度の決算見込みではありますが、広報紙配布業務が292万5,456円、ごみ収集立会業務が312万9,984円、合計で605万5,440円となっておりますので、それぞれ差引きをいたしますと、区の委託費の減額額、そして、村の新たな支出額を差し引きしますと、全体としておよそ200万円程度の費用増となっております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 前と後の状況をお聞きしました。

続きまして、3として、議会だより152号、モニターの声を資料としてつけてあります。議会としては、モニター制度を取り入れて、より読まれる議会だよりに取り組んできたところではありますが、議会への要望、質問、提言もありますが、多くは村政に対する率直な要望をしっかりと書いていただいています。

資料としてつけてあります村への要望というところをちょっとお読みしたいと思います。

区への行政委託料の縮小について、現在、村が進めている区業務のシルバー人材センターへの委託移行と、それに伴う行政委託料の縮小について申し上げます。この施策は、本来意

図された区及び区民の負担軽減にはつながらず、むしろ区運営に深刻な支障を来しているのが現状です。実際ある区では、行政委託料が半額近くまで削減され、不足分を補うため、区費を引き上げざるを得なくなりました。その結果、財政的な負担が区民へ直接のしかかるといふ事態が生じています。コロナ禍を経て、区の活動が本格的に再開される中、昨今の急激な物価高騰も重なり、区の財務状況は極めて逼迫しております。このような状況下での委託料の大幅削減は、区の存続そのものに関わる深刻な問題です。このままでは、村が目指す区民の業務負担軽減を通じた活発なコミュニティ活動の推進が実現できないばかりか、区費負担増による区離れを招くという本末転倒な結果になりかねません。つきましては、村におかれましては、現状の厳しさを直視いただき、行政委託料の増額や制度の見直しを含めた早急な改善策の検討を強く要望いたします。という内容です。

モニターさんの声にあるように、本来の在り方検討になっていないという声はあちこちで聞いております。人と人とのつながりがますます薄れ、コミュニティがさらに壊されている懸念があると思います。

村民の声を毎年12区で開催し、要望書にまとめて村へも提出してきています。見直しか改善はされるのかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議会だよりの広報モニターの声にあるように、本来の在り方の検討になっていないのではないかと。また、人と人とのつながりが薄れ、地域コミュニティが弱くなるのではないかと。この御懸念についての御質問でございます。

まず、地域コミュニティは本村のまちづくりの基盤であり、議員御指摘のような声があることについては、村としても重く受け止めております。実際におでかけ村長室においても、自治会の在り方や地域のつながりについて、様々な多くの意見をいただいているところでございます。

これまで村では、令和5年度から今年にかけて、行政協力業務の削減や自治会運営ガイドラインの策定、他団体から依頼されていた募金・集金業務の見直しなど、自治会の負担軽減を目的とした取組を進めてまいりました。しかしながら、これらの取組は地域のつながりを弱めることを目的としたものではございません。むしろ、担い手不足や生活様式が変化する中で、地域コミュニティが将来にわたって持続していくために、役割や仕組みを見直していこうという考えの下で進めてきたものであります。

今後につきましては、策定した自治会運営ガイドラインについて、区長会やおでかけ村長室などの機会を通じて、各地区で私自身の言葉で丁寧に説明し、地域の皆様との意見交換も行っていきたいと思っております。

また、これまで自治会の皆さんが無償で担ってこられた活動については、担い手不足の影響もあり、これまでと同じ形で続けていくことが難しい時代になりつつあります。地域がこれからも暮らしやすい状態を維持していくためには、自治会の活動は欠かせないものでありますので、現在、村では集落支援員の配置や、さらに今後、まだ企画段階ではありますが、昨日お答えしたとおり有償ボランティアの活用など、地域活動を支える仕組みづくりについても進めていきたいと考えています。

区への行政事務委託料についてでございますが、こちらは見直しをした当時の区長会から業

務が減った分、委託料を減額すべきだという意見もいただき、区長会の中で協議を重ねて決定したものでございます。しかしながら、現在、議員からもそういった声をいただいておりますので、この部分をどうしていくかについては、その根拠の数字も必要となってまいりますので、来年度の区長会に諮りながら、区の行政事務委託料の今後については考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 負担軽減、担い手不足を補う取組だということで説明いただきました。

今のモニターさんの声、これは多くの地域で聞いていますし、北殿区のような大きなところは一般会計から補填したというふうに言っておりますけれども、やはり小さなところでは、なかなか大変な運営になっているということをお聞きしております。やはり、早急に財源不足などは取り組んでいただきたいと思います。来年度の区長会の意見と言われますけれども、このところがきちんと理解されての区長会の意見だったのかと私は疑問に思いますけれども、ぜひ改善すべきところは早急に手をつけていただきたいなというふうに思っております。

それでは、3番目の単身入居者障がい者家賃補助と要綱見直しについてお聞きします。

1として、平成24年から始まった施策であります。村内で家族と居住する障がい者が社会的自立を目的に村内の賃貸住宅に単身で居住することに対し、家賃の経済的負担を軽減することで、その自立を支援するためということで、予算の範囲内で月額1万円を上限に支給するものであります。

対象者は、1から9まで、9はその他、村長が必要と認めたものというところまであるわけですが、書かれております。令和7年4月からは、議会が村民の声を聞く会が出された婚姻した場合にも引き続き家賃補助ができるよう要望をいたしまして、13条が追加されました。婚姻しても、引き続き家賃補助が出るというものであります。

その際、対象者の厳格化が強調されました。そもそもの在り方が村内に居住する者だということでありまして、よそから入ってくる人は想定していないということをお聞かせ願います。

令和7年度の補助金支給人数でありますけれども、要綱厳格化で断られた人がいるのか。全体の人数はどのくらいになっているのかをお聞きします。

この施策は、他の市町村にはない村独自のもので、村長が村民の声を受けて制度化されました。その後、徐々に他の市町村からも村制度を聞いて、自立したい障がい者の方が多くなってきました。当時の村長は、伊那市の福祉担当者からは、伊那市にはない制度だが、南箕輪なら補助金が出るよと紹介していると言われ、大いに村へ住んでくださいと言ってきたという経過をお聞きしています。対象者の9の村長が必要と認めたものというところを活用したわけでありまして。

令和7年度の要綱見直し時、そのときには、議会には全員協議会で非公開で説明を受けたわけでありまして。そのときの説明は、今も言いましたように、もともとは村民のみが対象であるから、他市町村から入ってくる人に村税を使うことは適切ではないと言われました。全体の予算300万円程度の金額です。その後の決算審査でも、繰り返し他市町村からは受け付けない意志の発言が続いております。

村が自立しようとする障がいのある人に、人と人とのつながりを大事に、住む人に優しい村としてあるからこそ、人口が増える一因にもなっていると思います。答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 令和7年度中のお断りした件数につきましては、私の答弁の後に福祉課長から答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

平成24年度から実施している当該事業につきましては、令和7年4月に一部改正を行い、第13条を追加するとともに、対象者の要件について見直しを行いました。その際、制度の趣旨に立ち返り、対象者の要件をより明確にすることといたしました。

令和7年度の状況であります。3月6日時点での補助対象者は21名であります。このうち、新規申請者は1名であり、婚姻に関する特例を設けたことにより、受給対象となった方でございます。また、令和8年度の予算につきましては25名程度を見込み、総額300万円を計上しています。

今回の制度の見直しであります。対象者を当村で家族と同居していた方とする形に変更いたしました。これは、村に生まれ育った方が地域の中で自立した生活を送ることを支援したいという、この制度の当初の趣旨に立ち返ったものであります。

一方で、この事業は、障がいのある方の自立を支援する制度であります。これまでの受給事例の中には、家賃補助以外に就労や福祉サービスの利用につながっていないケースもあり、家賃補助が真の自立支援として機能しているかという点については、村としても課題として認識をしているところでございます。

就労支援や相談支援が加わることで、障がい福祉サービスの利用や地域とのつながり、社会参加へとつながり、困ったときに気軽に相談できる関係性が築かれる場合もございます。このような取組は、地域共生社会の実現に向けて市町村に求められる重要な視点であると考えております。

今後であります。本事業が真に自立支援につながる制度となり、また、必要な方にとってのセーフティネットとして機能するよう、制度の運用状況を検証してまいります。

議員が求められております村外の対象者、村外出身者を対象とする場合であります。こちら検討といたしましては、その際には、就労支援や相談支援の利用を要件とするなど、村との継続的な関わりや支援につながる仕組みを取り入れることで、この自立というところを支援していけるのではないかと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 令和7年度中に転入等の方で問合せがあり、対象ではないというふうに説明をした方につきましては、4名の方がいらっしゃいました。

説明は以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4名の方がいらっしゃったということですね。やっぱり今までは自立支援、障がい者の皆さんの自立支援ということがそもそもの目的であったわけですが、要綱の対象の中には、村内家族ということと非課税世帯ということがあるわけであ

ります。

障がいのある方は、なかなか1人で自立して生活すること自体がまず困難と。その上で、1人で生活できる中で、少しでも自立しながらできれば課税してなればいいわけでありませぬけれども、障がいの人の手当を受けながらの暮らしが、それでも、親が高齢化して子供に関われないという状況を深刻に受け止めて取り入れた制度でありますので、そのこと自体はやっぱりそこを尊重していただきたいということと、やっぱり他市町村にはない本当に優れた施策なんです。こういう福祉に優しい村ということがあるからこそ、やっぱり選ばれる村だというふうに思うわけで、真にあるところの福祉に優しい村というところを、しっかりとやっぱり行政としては受け止めて、今は新しいちょっと自立支援就労とかを指導する中ということも言われましたので、私としては村で住みたいということ断ることがないように、これからはしっかりとしてもらいたいというふうに思っております。

時間がちょっとないわけですが、さきの南信工科短期大学の就学助成金もちょっと同じような意味合いがあるかなというふうに思いまして、ちょっとだけ挙げておきます。

南信工科大学の就学に対して、村内在住者という項目ではなく、入学前6か月以上前から南箕輪村村内に住所を有するものを付け加えてあります。こんなはっきり言って底意地の悪い条件をつけるのは、南箕輪村だけではないかと思ひます。他市町村から来る人は排除するというような意味合いがあります。

希望を持って入学して、村に住んだら助成金が出る。ここへ就職しようという若者が増えるかもしれない。人口増の選ばれる村になるには、普通に村内住所を有する人でよいのではないかというふうに私は思ひます。

逆に、6か月以上住めば、1年の途中や2年生からでも申請できるという理解でもいいのかどうかということ一つだけお聞きしたいと思ひます。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 全く関係ない話ですけど、よろしいですか、答弁して。

議 長（笹沼 美保） もし答えられないようでしたら結構です。

村 長（藤城 栄文） 入学前6か月でありますので、既に入学してしまった場合は、6か月たっても入学前6か月という形になっておりますので、例えば、1年生の半年たった後に今対象になるかという御質問だったかと思ひますが、現在の要綱では入学前6か月となっておりますので、対象とならないというところが答えになります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 本当に意地悪だなというふうにつくづく思ひます。

それでは、4として、村長2期目の政治姿勢についてお聞きします。

今年度末で現職課長級を含めて、十数人の職員が退職されると聞いた。村始まって以来の、すみません、始まって意外ってちょっと書いてありますけど、以来ですね。異常事態であると思ひます。多くの村民から、また村役場OBの方々からも、こんなことは初めてあり、どうなっているのか心配の声が聞かれています。

多くの経験豊かな人材が失われることに対するお考えをお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 職員の退職に関する御質問でございます。

今年度末で退職される職員は、早期退職者が8名となっております。中でも、管理職3名を含むことから、村政運営の中核を担ってきた人材が一度に退職することとなり、組織にとって大きな損失であると受け止めています。長年にわたり村政に御尽力いただいたことに対し、まず、心から感謝を申し上げたいと思います。

退職の理由につきましては、それぞれ個別の事情があると承知しておりますが、もし職員一人一人がやりがいと情熱を持って働くことができる職場環境をよりよい形で整えることができているならば、退職という選択肢に至らなかった方もおられたかもしれません。その意味では、組織の長として、そうした職場環境を十分に醸成できなかった点については、私自身の責任があるものと受け止めています。

一方で、行政組織は継続性が重要であり、人材の退職があっても、行政サービスを安定して提供していく責任がございます。そのため、今後は若手職員の育成や組織内での知識・経験の共有を進めるとともに、働きやすい環境づくりにも一層取り組んでいく必要があります。

今回の退職、重く受け止めながら、職員が誇りとやりがいを持って働くことができる職場づくりに努め、持続的に村政を支える組織体制を整えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 誇りとやりがいを持って働ける職場ということで、今、決意をいただいたところであります。

2の中で、ちょっと背景のところを私なりに分析したところを言わせていただきます。

その背景にあるのは、村長の施策の私は独断専行にあるのではないかと思っています。機構改革についても一部の職員で進め、意見を出しても受け付けられない等は聞こえてきております。議会に対しても、議決直前の全員協議会で全く不十分の説明しかされない状況でありました。

放課後児童の長期休暇中の昼食提供は議会特別委員会で調査され、村長の放課後児童の給食提供の認識違いであります民間で処理せよという指示で切り捨てられることが大きな要因になっております。

公共交通の見直しについては、高校生の通学に特化した検討をの村長発言があり、全ての検討会議がそこに寄せて動いていくことになっていました。全部決まった後に議会に提示されましたが、朝夕2本のまっくんバスに村の高校生が利用するとはとても思えない計画であり、公共交通の体をなしていないと私は思います。対象となる高校生の声すら聞いていません。

ましてや、村で育った職員が疑問の声すら出せないのかと、そういう閉塞感私は計り知れないというふうに思います。職員が村民のために働きたいと思って、志を持って働いております。そのためには、自由にものが言え、安心して働ける職場がよい村をつくと私は信じております。村長はどうお考えでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村政運営や組織運営に関して幾つかの御指摘をいただきましたの

で、事実関係を整理しながら、順にお答えしてまいります。

まず、機構改革についてであります。

本村の機構改革は、私が村長2年目となる令和4年度の村政運営において重点課題として挙げた、前村長から継続案件であった南箕輪村版ネウボラの実施体制の検討に加え、福祉の総合的な相談体制の構築、そして、災害対策本部の機能の強化を目的として取り組んだものであります。

検討に当たっては、こども部会、福祉部会など部会を複数回開催し、職員に内容の検討を行っていただきました。その後、係長級職員全員が参加する総合計画推進委員会、さらには、管理職全員が参加する総合計画調整委員会で協議を重ね、最終的には、総合計画推進調整合同部会において決定をしています。このように、関係する職員が複数の会議体を通じて議論を重ねてきた経過があり、一部の職員のみで進めたものではございません。また、意見を受け付けない姿勢で臨んできたものではないと認識をしています。

次に、放課後児童クラブの長期休暇中の昼食提供についてであります。

この件については、議会特別委員会でも調査が行われておりますが、当時は予算措置がないまま事業が動き出し、その後に補正予算を求められる状況でありました。私としては、公の事業として実施する以上、適切な予算措置や制度設計が必要であり、当時においては、ほかの選択肢はなかったものと判断しています。

次に、公共交通の見直しについてであります。

まっくんバスは、平成23年度に2台体制とした頃をピークに利用者が減少し続け、コロナ禍を終えても回復せず、令和5年度には利用者が年間1万人を下回る状況となりました。このため、令和5年度から公共交通の状況調査と計画策定を行い、現状把握と見直しの検討を進めてまいりました。

地域公共交通会議では、高校再編に伴う通学への配慮を求める意見や、議会主催の中学生議会2023においても通学環境に関する要望が出されるなど、様々な意見がありました。地域公共交通協議会ではこうした議論を踏まえ、公共交通の見直しに当たっては、免許を持たない高校生の通学の足の確保、高齢者の日常生活の足の確保、この2点を重要な視点として検討を進め、その方針については、1年前の令和7年3月に策定をいたしました南箕輪村地域公共交通計画で広くうたったところがございます。

私が高校生の通学に特化するという発言が議員からありましたが、私がこのような発言を行うようになったのは、この計画策定以降と認識をしています。しかしながら、高齢者に対してドア・ツー・ドアの移動サービスを充実させていきたい、こういった発言は当初から一貫して申し上げておりましたので、ここの部分は独断専行に当たるのか、もしくは、理にかなった判断に当たるのかはそれぞれの捉え方であると思っています。

最後に、職員の職場環境についてであります。

職員が安心して働き、自由に意見を述べることができる職場であることがよりよい行政運営や村づくりにつながるという点については、議員御指摘のとおりであり、私も同じ認識であります。

御質問の中では、疑問さえ出せない、閉塞感があるとの御指摘をいただきましたが、もしそのような状況があるのであれば、組織として看過できない問題であります。今後も職員一人一人が安心して意見を述べるができる環境づくりに努め、よりよい行政運営につなげ

てまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 時間ですのでこれで終わりますけれども、これからの行政支援の結果はこれからまた出るというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、4 番、三澤澄子議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

13日の会議は、議事の都合により午後3時に繰り下げて開くことといたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前 9時53分

議 事 日 程 (第4号)

令和8年3月13日(金曜日) 午後2時59分 開議

- | | | |
|----|--|-------|
| 第1 | 議案第21号 | 提案～質疑 |
| 第2 | まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会中間報告 | |
| 第3 | まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会の調査期限を延長することについて | |
| 第4 | 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告) | 提案～採決 |
| 第5 | 発議第1号～第2号 | 提案～採決 |
| 第6 | 議案第1号～第14号 | 討論～採決 |
| 第7 | 議案第15号～第20号(予算特別委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第8 | 議案第21号 | 討論～採決 |
| 第9 | 継続調査事項 | |

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	藤	澤		勇		
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	加	藤		篤	
住	民	環	境	課	長	唐	澤											

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和8年3月13日

午後2時59分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

昨日、追加議案等が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） 御苦労さまです。議会運営委員長報告をいたします。

昨日、追加議案等が提出されたことに伴い、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案1件、議員から特別委員会中間報告1件、特別委員会の調査期限の延長について1件、発議2件が提出されていますので、本日の会議日程に追加します。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、特別委員会中間報告1件、特別委員会調査期限延長1件、発議2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第21号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第13号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第21号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第13号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の補助を受け、補正予算を活用し実施する予定の旧学校給食センター改修事業が国の補助要件に該当しないことが審査の過程で分かり、財源の組替えを行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ40万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億6,348万2,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第21号の細部説明を申し上げます。

予算書9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、0654間伐対策事業、18節補助金の間伐事業等補助金です。年度末ですが、駆け込みの申請があり、不足が見込まれます額の補正を

お願いするものです。

10款教育費、2項小学校費、4目学校建設費、歳出予算に変更はございませんが、提案理由で御説明いたしましたように、国の補助を受け、補正予算を活用し、本年度事業で実施することとした旧学校給食センター改修が国の補助要件に該当しないことが審査の過程で分かったことから、国の学校教育設備整備費等補助金と、補助事業でなくなったことにより、補正予算債の学校教育施設等整備事業債を活用できなくなったため、全額減額し、一般財源とするものです。

14款予備費です。歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

8ページにお戻りいただき、2、歳入をお願いします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、10目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金の学校教育設備整備費等補助金ですが、先ほど歳出で申し上げましたが、旧学校給食センター改修が国の補助要件に該当しないことから、全額減額するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金です。1目財政調整基金繰入金は、旧学校給食センター改修の国庫補助分と、この後出てまいります補正予算債分の減額に対応するため、基金繰入金を財源とする組替えをするものです。

23款村債、3項村債（補正予算債分）、10目教育債、2節学校教育施設等整備事業債は、活用できなくなり減額するものです。

以上が歳入の説明となります。

予算書4ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費でございませぬ。

追加として、8款土木費、2項道路橋梁費、西天竜第1号橋補修工事は、本年度9号線において水道工事を実施している関係で、工事間の調整により水道工事終了後から本工事に入ることとなったため、標準工期を確保するため、年度内完了ができない見込みとなり、繰り越すものです。

5ページをお願いします。

第3表 地方債補正です。

変更で、旧学校給食センターの補正予算債分を減額するものです。

以上で、議案第21号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はございませぬか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めませぬ。

日程第2、まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

お諮りませぬ。

まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会に付託中の調査について、中間報告を求めたいと思ひませぬ。

御異議ございませぬか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めませぬ。

したがって、まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会に付託中の調査について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。

委員長に報告を求めます。

百瀬委員長。

まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会委員長（百瀬 輝和） まっくんバス運行等公共交通見直しに関する調査特別委員会中間報告書、お手元の報告書を御覧ください。

1 ページをめくっていただき、最初に目次です。

1、参考資料、2、特別委員会開催日、3、地域公共交通関連の法制度の変遷、4、地域公共交通のはじまり、5、各委員から出た意見、6、地域公共交通計画について、7、まっくんバス、ぐるっとタクシーについて、8、地域公共交通の今後のあり方についてという8項目でまとめてあります。

1 ページ目、1、参考資料ですが、村側から提出されたもの、特別委員会が準備したのがあります。

1 ポツですが、南箕輪村地域公共交通基礎調査（令和5年度版）、地域公共交通協議会議事録、令和5年度第2回については特別委員会が用意しました。第3回、令和6年度第1回、第2回、第3回、第4回分です。

次のポツです。地域公共交通会議議事録、第2回、第3回、第4回分です。

下のポツですが、議員研修資料「交通空白と地域公共交通の役割」ということで、地方議員研究会の催しの研修会ですが、これは、1月28日に3名の議員が研修会で参加しておその資料を全議員に配り、参考資料といたしました。

2番、特別委員会開催日です。

第1回、令和8年2月12日、第2回、2月17日、これは、担当課より説明を受けております。第3回、2月の18日、第4回、2月の26日、第5回、3月の9日です。

3番です。地域公共交通関連の法制度の変遷。

これについては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

ページをめくっていただき、2ページです。

4、地域公共交通のはじまりです。

公共交通を最初に始めた事例は、1995年に運行を開始した東京都武蔵野市のムーバスで、交通事業者単独では運行できないが、地域にとって必要な路線を自治体が企画・運営し、運行を交通業者に委託する体制を確立して責任が明確に区分され、自治体の主体性が強く反映された運行計画になった。しかし、1995年の段階では自治体は交通事業には「シロウト」であり、事業者になんてしてもらい、地域住民にも乗っていただけの路線をつくるスキルはなかった。そこで、武蔵野市は地域住民ととことん議論をし、交通事業者とも調整を進めて、3年かけてムーバスの内容を詰めた。結果、地域の実情に合ったオリジナルのきめ細かな運行形態が実現した。試乗会で住民から「これはまさにコミュニティのバスだ」という感想が出てコミュニティバスの語源となり、これがコミュニティバスの始まりとなった。

5番です。各委員から出た意見。

1ポツ、通学・通院のアクセスがよくなる点は評価する。朝夕特化は賛成する。

2ポツ、利用者不在の会議で決められた計画は問題である。

3 ポツ、公共交通全体の議論が必要である。村長が通学・通院特化の方向性を示したことで、それに沿って進められた。運行前提の検討で根本議論が不足している。

4 ポツ、少なくとも利用している村民はいる。その利用者のことを考えて検討したか疑問である。

5 ポツです。PDCAサイクルができていない。特に評価・検討が不十分である。

6 ポツ、コミュニティバスの限界を感じる。時代に合った公共交通が必要である。

7 ポツです。新ルートは運行しても、利用していた村民の足の確保も考えないといけない。最後のポツです。新ルートの運行は行って評価・検討をすることとして、福祉移送サービス、タクシー券だけでは不十分である。別の交通手段が必要である。

6 です。地域公共交通計画について。

地域公共交通計画は、交通法改正により努力義務になっており、補助金を受ける上で作成が必要である。作成に当たっては、法定協議会として、村、県、運輸局、交通事業者、住民代表、道路管理者、交通管理者、福祉関係者、基礎調査委託業者で協議を行った。協議会議事録の内容を精査する限り、現ルートの評価・検討をどこまで行ったかの資料はなく、廃止ありきで新ルートの協議が行われている。

また、協議にまっくんバスの利用者は入っておらず、現ルートの協議メンバーが実際に乗車し、評価・検討をした議事録、資料も見当たらない。提供された「本事業の枠組みについて」の資料にはアンケート調査結果も掲載されているが、自由意見として利用しやすい方法を求める声が多くある。

計画作成に当たり、サービス向上を含めた総合的改善、充実と、地域輸送資源の組合せの検討が不十分である。計画策定が補助金申請目的のものとなっており、村の実情に合った地域公共交通となっていない。特に実効性のある評価を行っておらず、そのデータに基づいたPDCAサイクルの取組が必要であった。公共交通を利用する地域住民のための計画でなければならない。

7、まっくんバス、ぐるっとタクシーについてです。

まっくんバスの協議の進め方として、令和5年度第2回地域公共交通会議（令和5年12月19日）に行われておりますが、示された方針ありきで進められてきた感は否めない。また、議会への説明は、令和6年12月の全員協議会で素案の提示はあったものの、新ルートなどの詳細は令和8年1月の全員協議会で初めて明かされ、その中で議員からは反対意見が出たにもかかわらず、その意見が考慮されることはなかった。地域公共交通計画は議会の承認が必要ない計画であるが、具体的な内容を住民の代表である議会に対し説明することは、村政運営を行っていく上で重要なことである。

今回提出された資料から見えてくるのは、新ルートありきで協議された状況であり、現ルートの評価をした上での検討がなされた経過が見受けられない。村民アンケートや自由意見を基に検討、協議された経過も見受けられない。現ルートの実際に乗車するなど、現状がどうであるか確認した上での議論、検討が必要であった。協議会での熟議を重ねて、村民の声から生まれたルートであるか判断することはできなかった。

新ルートにより空白となる区域のための交通手段として、タクシー券を拡充したことは評価するが、まっくんバスを利用していた村民の足の補完にはなっていない。協議会の中で「利用率が半分あればよい」等の発言があったが、利用したい村民誰もが利用しやすくする

ことで利用率を上げるシステムと、提案以上の拡充を検討する必要がある。

また、令和8年度の予算特別委員会で、今後継続することが判明したA I オンデマンド交通「ぐるっとタクシー」（伊那市運行）は、南部小学校通学区（南原、沢尻、神子柴の一部）のエリアだけが利用できるため、村内他地域での格差やタクシー券との重複には問題がある。また、令和6年度の村の負担金は約228万円だが、実績としては、登録者71人、利用者18人ほど。年間利用回数は211回であり、利用率は低調であると言わざるを得ない。村内の特定地区に限定される仕組みであるため、村の交通施策として継続すべきか否かも含めて見直しが必要である。

8、地域公共交通の今後のあり方についてです。

自治体における交通政策は、村民生活の快適性や誰もが移動しやすい環境を備えるという生活の質の向上のためには、本来必要な施策である。村の第6次総合計画にも、基本目標5「住みやすい環境づくりを進める村」「公共交通については、利用者ニーズを生かした利便性が高い誰もが使いやすいきめ細かな公共交通網を促進します」と書かれている。

自治体による地域公共交通マネジメントツールと言えるものを国が用意したのは、2006年の道路運送法改正によってできた「地域公共交通会議」の制度である。地域公共交通の需要は地域ごとに異なり、課題解決の方程式はないことから、地域公共交通会議の自治体のほかの審議会とは全く異なるものと考えべきである。

公共交通は移動を担保する手段であり、地域の状況によって向き不向きがあり、利用が少ない場合は交通手段が適合していないケースが多く見受けられる。残す価値があるのか、異なる手段で価値がある方法は何か、効果的な交通手段は何か。ステークホルダーによる深い議論をすることが必要で、本当の目的が明確になり、それを実現するための施策が社会的支持を得ることにつながる。

今回提示された新ルートは、以上の重要事項の協議が行われてきたとは認められない。地域公共交通は、村民誰もが利用しやすい環境を自治体と住民がつくり上げていく交通施策であることが必要である。移動のための交通施策により得られる効果と、その効果の影響を村づくりに反映していくことも重要であり、変化の激しい多様化する時代に合った新技術の導入も含めて、視野を広く持ち、村の実情に合った公共交通の在り方を深く協議、検討を進めていく必要がある。

今後、まっくんバスの利用者の利便性に重点を置いたルートの確保、運行時間等の検討、使用車両の規模も含めたコミュニティバスの在り方、また「ぐるっとタクシー」の継続についても、再度検討することを強く望むものである。

以上、まっくんバス運行等公共交通見直しに関する調査特別委員会中間報告といたします。議 長（笹沼 美保） 日程第3、まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会の調査期限を延長することについてを議題といたします。

この動議は、百瀬議員ほか1名から提出されており、動議として成立しています。

発議者の趣旨説明を求めます。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会の調査期限を延長することについてですが、まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会の設置に関する決議は、調査期間は令和8年3月末までとしていましたが、期

限までに目的に掲げる調査を終了することができないため、調査が完了するまで調査期限を延長することとするものであります。

議長（笹沼 美保） この動議の採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会の調査期限は延長することに決定しました。

日程第4、請願・陳情を採決します。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託された陳情第2号「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の審査結果を、南箕輪村会議規則91条に基づき、委員長報告をいたします。

審査日、令和8年3月4日水曜日、午後1時半から第1委員会室で、委員4名と事務局が参加して行いました。説明に提出者林様に来ていただき、説明を受けました。

審査の中で出された意見は、全国一律はどうか。地域差があつていいのでは。中小企業のためでもある。全国一律は難しい。中小企業では、賃金を払っていくのが大変になるというような意見が出ました。

継続、趣旨採択の意見はありませんでした。

採決の結果、不採択とするものと決しました。

以上、委員長報告といたします。

議長（笹沼 美保） 委員長報告に対する陳情第2号「最低賃金法の改正と中小企業等支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 委員長報告を今いただきましたが、その委員会の中で最低生計費、生活にかかる生計費、最低生計費というものがあるわけですが、これについては論議されたのかどうかお聞きします。

これは、去年の3月と全く同じ内容の中で、最低賃金が去年は1,500円だったところが今年度は1,700円になったんですけれども、その根拠について説明を受けたかどうかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 最初の質問については、各委員からはその部分の議論はなかったと思います。ただ、最低賃金、時給が1,700円という部分については、中小企業については大変になる金額だねという議論はありました。

全国それが一律でいいのかなのかと言ったら、今、報告の中でさせていただいた。説明者からは、提出された文章がほとんどで、細かい説明についてはそんなになかったというように私は記憶しております。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

陳情第2号の討論を行います。

原案に賛成の討論はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

昨年度も出された同じ内容であります。何というか、説明がこれ以上ではなかったということなので、この中で言うしかないわけですがけれども、もちろん、意見を求めるところの物価高騰は市民生活を圧迫し、中小企業や小規模事業者に打撃を与え、地域経済を疲弊させていると。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには賃金を上げ、その動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があるということでもあります。

その上で、先ほど今聞きましたように、労働者の最低生活費というものがあるわけですがけれども、これが計算されたのを見ますと、これは2024年の資料でありますけれども、秋田県では最低賃金は951円ですが、最低生活費は1,691円というふうになっています。東京都は1,163円のとこでありますけれども、最低生活費は1,664円ということで、ほとんど差異がないわけですね。最低賃金の差がありながら。実際には全国で見ると、最低と最高の賃金格差で見ると、年収で38万円もの差が出ているところでもあります。

最低生計費というのは、これに見られるように、日本全国どこに住んでも同じなわけですが、これは生活保護の基準額にもなったり、年金や公務員賃金などのあらゆる経済格差につながっているところでもあります。なので、その上、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金が低い地域では、以上のような状態が続いているということでもあります。

世界水準では、日本の最低賃金はOECD諸国でも最低水準であるし、世界で言えば、全国一律制度が主流であります。そういうことで、この陳情は、私は1としては、最低賃金法を全国一律制度にすることで、本当に経済の底上げ、一人一人としての暮らしを守っていくことになるのではないかというふうに思います。

そして、先ほど言いましたように、最低生計費が1,700円近くになるわけでありまして、この2の要望も妥当なところだと。その上で、中小企業については、やはりこのまま上がったら事業継続が大変なことになるということでは、国の支援を義務とする条項を最低賃金の制度に入れるということが当然のことだというふうに思います。

なので、この陳情は採択すべきだというふうに考えます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 原案に反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） これで討論は終わります。

陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

原案について採決します。

この陳情を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立少数です。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。
西森福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（西森 一博） 福祉教育常任委員会に付託された陳情について、3月4日午前9時より、第1委員会室において、委員5名出席の下、審査を行いました。

会議規則第91条第1項の規定に基づき、その結果を報告いたします。

なお、この陳情第3号及び4号の説明については、上伊那医療生活協同組合法人事務局長の高橋様に御出席いただきました。

陳情第3号「高額医療費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情」について。

本陳情は、高額医療費制度の自己負担額上限額の引上げにより、医療のセーフティーネットが緩む懸念があるとして、引上げを行わないよう求めるものでありました。全国保険医団体連合会による高額医療費負担増撤回を求める約25万筆の署名が集まっていること。患者からは、医療費負担の増大により、医療継続が困難になるとの不安が示されていることが説明されました。低所得者への配慮はあるものの、対象は約2割にとどまり、2年後には自動見直しにより、さらなる負担増が予測されるであろうと説明がありました。

質疑では、医療費削減ありきで制度見直しが進められており、国民の不利益が後回しになっているとの見解が示されました。

討論では、採択すべきとの立場から、高額医療費制度は最後のとりでであり、さらなる負担増は重大で、医療は国民生活に不可欠であるとの意見がありました。

一方、不採択すべきとの立場からは、社会保険料の増加により、現役世代の負担が重くなっている現状を踏まえ、制度維持のため、一定の負担増はやむを得ないとの意見がありました。

採決の結果、賛成3、反対1により、本陳情は採択すべきものと決しました。

陳情第4号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情」。

本陳情は、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、市販薬、OTC医療品ですね。類似する医療用医薬品に追加負担を求める制度改正について、再考を求めるものであります。

対象は約1,100品目に及び、追加負担は25%とされております。1割負担のものにとっては実質3割負担となり、大幅な負担増となり、また、将来的な対象拡大や負担割合の引上げが懸念されている。市販薬の活用により受診控えが生じ、病気の発見が遅れる可能性があること。慢性疾患は今回対象外とされているものの、今後、負担への可能性があること。また、配慮基準が示されていないことなどが説明されました。

質疑では、類似成分の薬へ対象が拡大する可能性や、長期療養、慢性疾患患者への影響を懸念する意見が出されました。

討論では、採択すべきとの立場からは、保険制度の理念に反し、医療断念につながりかねないとの意見がありました。また、不採択すべきとの立場からは、制度維持のためには一定の負担は避けられず、仕組みの見直しは必要であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成3、反対1により、本陳情は採択すべきものと決しました。

以上、福祉教育常任委員長の報告といたします。

議長（笹沼 美保） 委員長報告に対する陳情第3号「高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

陳情第3号の討論を行います。

原案に反対の討論はございませんか。

8番、太田議員。

8番（太田 篤己） 8番、太田です。

この原案について、上限を引上げしないと、こういう案でございますけれども、これはよく見ますと、高額所得者に対しての、1,160万円を超える層に対しての引上げというのはかなり大きくなっています。ですから、低額所得者については当然、一定の配慮がありますし、長期療養者についても、低所得者の多数回該当については引下げをするという形の中で、十分そういった本当にこれが必要な人には、そういった配慮がなされているというふうに思います。

応能負担の面でも先ほど申し上げましたように、1,160万円を超える年収層ですね。こちらについては、かなり引上げ額が大きいと。1,160万円をちょっと超えるあたりから、今のものよりもかなりの額が増えるという形になります。そういった面でも、形としてはこれでいいんじゃないかというふうに思います。

これをやらないと、今現在、私たちが負担している社会保障費、保険関係の今回のこれでいきますと、保険だとか、あるいは税金もそうですけれども、非常に高額になってきていて、先ほどの最低賃金の問題でもありますけれども、収入がその今の税を払うこと、それから社会保障料、社会保険料を払うこと、それに非常に負担になってきているという状況を鑑みますと、これはやっぱり原因はどこにあるかという、やっぱり国自体の力が私は非常に衰えてきている部分だろうというふうに思います。

ですので、ここを是正、我々が今の本当に使えるお金が少ないと、こういうふうな感覚を持つことの原因は、やっぱり国力の低下にあると思っています。これをやはりこういったものを引き上げて自己負担も少しはしないと、これをちょっと見ますと、例えば、510万円から650万円の層では、1か月の引上げの案としては、1万8,000円ほどの増になります。ですので、ひと月に3回かかったとして、高額療養費対象になったとすると1万8,000円、これを超える分があれば、それだけ増額、自己負担が増えるということにはなりますけれども、これにしても、もう何十万円という金額を保険がその大半を払うわけです。自己負担は増えても1万8,000円、目いっぱい増えても1万8,000円ということを考えますと、これの高額療養費のことを考えても、この程度のものは、自己負担であっても当然というふうに私は考えます。

ですので、これについては、やはり高額療養費をある程度上げていかざるを得ない。これによって、多少なりとも下がることは計算上は僅かでも、自己負担というか、社会保険料のほうも保険料自体が下がるのは僅かですけれども、それでも下がるということがやっぱり大事であろうと、そんなふうに思います。

ですので、そういった観点から全体を鑑みて、最終的にはこれが一番、少しずつでもいろんな形で、OTCの今のあれもそうですけれども、少しずついろいろなところを見直しをかけて、片方では、最低賃金の先ほどの話ではありませんが、高くしていくことによって、我々の暮らしそのものが豊かになるという形を目指すということでは、こういったことをやっていかざるを得ないんだろうというふうに思いますので、この陳情に対しては、私は反対をすところであります。

以上でございます。

議長（笹沼 美保） 原案に賛成の討論はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 賛成の立場で討論いたします。

この高額療養費1.4倍化案であります。今年8月から段階的に上限額を引き上げる新たな案を出してきました。反対の声が、今言うように、25万筆も署名をやりながら出してきたところあります。

この高額療養費でありますけれども、高額療養は、今や本当に病気で病んでいる人たちのところにさらに追い打ちをかける、生活しながらの病気療養について追い打ちをかけるものでありますけれども、この制度の利用者の少なくとも7割が負担増になると言われています。

先ほども言いましたように、オンライン署名で25万筆も厚生労働省に、これは保険医協会なんですけれども、保険団体連合会が呼びかけた署名ですけれども、上がっております。ちょっと記事で言えば、太田光代さんとか東ちづるさんとか、何か有名な方も結構署名されているようでありますけれども、こうやって本当に命を守るという観点で、みんなで声を上げているわけであります。

それで、今、高額療養費の負担増による給付費というところあります。保険料と公費を合わせて削減は年2,450億円、そのうち、4割超えの1,070億円は受診控えによるものであります。2,450億円が削減ということになるわけですが、一方、負担増による保険料軽減は1人当たり月約120円、OTC類似薬の患者負担増による保険料軽減約30円と合わせても、約150円しか削減はないんですね。それで、これだけ多くの人たちが影響を受けるところのものを上げていくというのはいかなるものかということですね。ペットボトル1本分ほどの保険料軽減と患者の命を引き換えにする大改悪だという批判の声が上がっています。

ちょっともう一つは先ほどのニュースで言うておりましたけど、この高額療養費はあまりにもちょっとひどい内容だということは言われておりました、先ほどの閣議決定では見送りになりました。

でも、これはやっぱり国民の声として、地方議会としてはしっかり上げていくべきものではないかと思います。

議長（笹沼 美保） 原案に反対の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 原案に賛成の討論はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

高額療養費は見送りになったと今、最新のやつがあったんですけど、国が2026年度予算案においても、高額療養費の見直しを巡る議論が活発化しております。この見直しは、昨年2025年度予算の審議でも検討されておりました。

この見直しの経過は、保険料を引き下げる観点から、自己負担上限額の引上げをする方針を決めてきたということですね。しかし、患者の意見を聴取しておらず、月額上限が70%以上増加するケースが昨年があったと。1年で4回以上利用する上限額が下がる多数回該当も引き上げる方針であった。これは、公明党が何らかの対応が必要であると強く主張して、高額療養費にかかる修正が行われ、据置きが決まりましたが、その後も負担増の声が多く寄せられて、命に関わる問題と重く受け止めて、当時の斉藤代表と石破総理の慎重な対応を求めることを要求して、それが表明につながって再修正案が参議院で提出されて、その後、衆議院の同意を得て成立したという、憲政史上初めてのことが昨年起こったんですね。

今回の見直し案は、多数回該当の据置きや長期療養患者に配慮した年間上限額の新設は評価できるものですが、一方で、年収区分に応じて月額上限が凍結前よりか上げ幅は縮小されておりますが、例えば、所得に応じた最大幅は38%アップする。年収650万円から770万円の区分では、月額8万円程度から11万円程度に引き上げられます。また、70歳以上の人の外来に対しての限度額も設けているんですが、外来特例として、一部の低所得者を除いて負担増となるとされております。

昨年成立した改正医療法では、高齢化の進展を見据えて、外来在宅医療に力を入れた医療提供体制の構築が挙げられておりますが、その考え方とは逆行する考え方を行っているということになると思いますので、私はこの陳情には賛成していきたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） これで討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第4号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

原案に反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

日程第5、意見書案が提出されております。

発議第1号「高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤澄子です。

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の趣旨説明を行います。

医療機関等での患者の自己負担が上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしています。

昨年12月24日の厚労・財務大臣折衝で、高額療養費制度の見直し案が合意されました。制度見直しは、多数回該当の据置きや現役世代への年間上限額の新設、年収200万円未満の所得区分での多数回該当の引下げなど長期療養者に配慮する一方、2026年8月に自己負担額限度を一律引き上げた上で、2027年8月には所得を細分化し、限度額をさらに引き上げます。引上げ対象となる年1回から3回制度を利用する人は利用者の8割に及び、また、全ての所得区分で負担増となります。

高額療養費制度は、がん患者をはじめ、重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引上げは、受診抑制や治療継続の断念につながりかねません。

ちなみに、今、百瀬議員がおっしゃったように、例えばですけれども、年収200万円から260万円の世帯では現行が5万7,600円ですが、これが今年度は6万1,500円、来年在6万9,400円というふうに、一例としては毎年上がるということとなります。一方、保険料軽減は1人当たり高額療養が120円、OTC医療が30円、150円にすぎません。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず、家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより、困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、下記の項目について求めます。

記として、高額療養費制度の自己負担上限額の引上げを行わないこととあります。

皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長 長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書」を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番、山崎文直議員。

6番（山崎 文直） 発議第2号についての提案説明を行います。

意見書の内容を読み上げながら説明をしたいと思います。

自民党と日本維新の会の協議を受けて、政府は2025年12月、OTC類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に、「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求めることを決定しました。対象となる薬剤は、痛みや発熱などの炎症や和らげる消炎鎮痛剤の薬がうたわれております。日常的に幅広い疾患で使われている薬であります。

がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより、医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と、大幅な自己負担増になることが予想されています。

政府は、「受診せずに市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げているんですが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティを課す道理はないということでもあります。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきであると。

「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出してはいるんですが、1人当たりの「軽減額」は月63円にすぎず、一方で、花粉症やアトピー性皮膚炎などのアレルギー性疾患に苦しむ患者など、全ての世代に負担増になってくるものであります。

2025年12月の財務・厚生労働大臣折衝の合意では、将来的に「OTC医薬品の対応する症状の適用がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」「特別の料金の対象となる薬剤の割合の引上げについても検討する」とし、これは、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引上げはおり込み済みであります。

このような薬の「追加負担導入」、これは患者の受療権や健康権の侵害につながります。受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題が生じてくる可能性があります。

よって、全ての国民が必要な医療を受けることができるよう、南箕輪村村議会は、政府に対して薬の追加負担を行わないことを求めるということで、以上、地方自治法第99条の規定

により意見書を提出するものでございます。どうか御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 発議第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいまから4時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村職員の旅費に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第12号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ふるさと納税の取扱いについて調べてみました。

令和4年が3億円、令和5年が4億円、令和6年5億円、令和7年はほぼ1億円ということで、12億円から13億円をはるかに超えています。今回の関係で、1億円くらいになった事業者について、速やかに訪問して、どうして増えたのか圃場の確認などをしていけば、今回のようなことがなかったのではないかと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第15号から議案第20号までは予算特別委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。

百瀬予算特別委員長。

予算特別委員長（百瀬 輝和） 令和8年度予算特別委員会審査結果を報告いたします。

予算特別委員会に付託されました議案第15号から議案第20号までの6議案について、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

審査日は3月5日、6日の2日間、理事者、担当課の皆さんに出していただき、第1、第2委員会室で行いました。

議案第15号「令和8年度南箕輪村一般会計予算」の審査の結果、原案一部修正とするものとする。

議案第16号「令和8年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

議案第17号「令和8年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

議案第18号「令和8年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

議案第19号「令和8年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

議案第20号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案のとおり可決するものと決しました。

なお、審査の中で出された意見や提案を今後の予算執行の中で生かしていただくようお願いいたします。

以上で委員長報告といたします。

議長（笹沼 美保） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

議案第15号「令和8年度南箕輪村一般会計予算」の修正動議を提出したいと思います。

議長（笹沼 美保） ただいま提出されました修正動議を配付いたします。

村の原案に対して、百瀬議員ほか7名からお手元に配付した修正動議が提出されており、この動議は成立いたしました。これを原案と合わせて議題とし、発議者の説明を求めます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 議案第15号「令和8年度南箕輪村一般会計予算」に対する修正案の説明をいたします。

資料15ページをお開きください。

2款総務費、13目企画費、12節委託料、16ページの0246公共交通対策事業、17ページ委託料のまっくんバス運行业務委託料を4か月分、3分の1として993万4,000円とする。

19ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、24ペ

ージ、0310高齢者等タクシー利用料金助成事業委託料、タクシー利用料金支払システム構築委託料と使用料及び賃借料、タクシー利用料金支払システムA S P利用料のここをゼロ円とします。

29ページ、14款予備費、1目予備費です。1400予備費を5,943万2,000円といたします。

1ページにお戻りいただき、2款総務費、3款民生費より、減額分は2ページ14款予備費に追加して、予算書歳出合計額は変わりません。

以上、修正案の細部説明といたします。

議長（笹沼 美保） 修正案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和8年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

村の原案に賛成の方の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 村の原案及び修正案に反対の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 村の原案に賛成の方の討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 修正案に賛成の方の討論はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

この修正案は、まっくんバスの運行計画について適切ではないと議会として判断いたしまして、修正をかけるものであります。

特別委員会の報告にあるように、地域公共交通計画について、まっくんバスの利用者をはじめ、村民不在で現ルートの廃止と高校生の通学を特化していく。現ルートに寄せての委員会が重ねられてきました。当事者の高校生のアンケートは一切なされず、朝夕に2便しかない交通公共交通はあり得ないと思います。

村報3月号には、運行経路図と時刻表が入りました。これを見た村民から、昼間の運行が全くなかったことに驚いている。村の高齢者を訪問している方からも、どうしてこんな変更になったのか説明ができないという声が寄せられました。また、村民の方からは、自分の高校生時代のことを考えても、村からの通学はこのバスには乗らないよねという声が圧倒的です。根本からの見直しを求めるものです。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

8番、太田議員。

8番（太田 篤己） 8番、太田です。

この原案のほう、委員会の中でいろいろ討論されたわけですが、そもそも方向性としては、一つのものに特化してということは、事前の全員協議会、令和6年12月、こちらで方向性についての素案の説明というものはあったわけですが、その後、議会には特段の説明なく突然出てきた中で、方向性は分かるんですが、運用自体がこれで本当に公共交通の役割をなすのか。あるいは、これだけの予算をかけてそれだけの効果があるのかという

点で、私は非常に疑問を持ちました。

これは、運行することを前提ということですが、当然、公共交通計画をつくって、それに基づいて国からの補助もあるわけです。補助がない中でやるということには、やっぱり公共交通はあまりにもちょっと大きな事業でございまして、これはやむを得ないところなんです、それありきで計画がつけられている。

この計画をつくるに当たってのもともとのところで、やはり村民の本当のニーズに合致しているのかという点でも、非常に疑問が残る。あるいは、根本的なことから言いますと、私は、今考えられているような公共交通というものは、本当に東京みたいな大都市でないと、今の公共交通というものは、費用対効果の面で全く成り立たないものだと思っています。

ですので、これが一応計画として今回の予算で事業化してやっていくということにおいても、今までやってきたまっくんバスが非常に乗る人が少なくて、空気を運んでいるようなものだというふうに言われていましたけれども、これは、やはり今度のこの通勤・通学等に特化したという形の中でも実績が出るのかどうか。これは、一応実績があるのかどうか、これはやってみないと分からない部分はあるとは思っています。

ただし、委員会の中でもちょっとお聞きしたんですけれども、これが実際に実証、その検証をするに当たっての指標、こういったものがあまり明確ではなくて、それに対して、その指標に対してどういうふうな形で改良を加えていくか、改善を加えていくかというような部分についても、あまり考えられているというふうには思いませんでした。

こういう点で、やはり今回のものについては、一旦こちらの議会のほうの委員会のほうでも、実際の状況を検証しながらやっていかなきゃまずいだろうというふうに思います。ですので、こういった予算の修正というものに至っているわけですので、こういう形をぜひ取って、ちゃんとしたものにしていくということをするためにも、この予算の修正、これについては、私は修正をしていかなければいけないということで、賛成をしているところであります。

ちょっと蛇足にはなりますが、公共交通の在り方、特に地方の密度の低い地域での公共交通の在り方というものは、その地域地域、自治体ごとにいろいろな事情があってそれぞれだと思っています。

この間、東京での研修にもちょっと行ってきて聞いたところでは、やはりコンサル任せという形ではなくて、実際に自分たちで計画をつくって、それでやっているという自治体もあるというふうに伺っています。近くでは中津川市辺りですかね。ぜひ実際に視察等をしてみたいというふうに思いますけれども、そういった中で、やはり本当に地についた形で役に立つ公共交通の在り方というものを見直していかないといけないなと思いますので、そういう点でも、ちょっとこのコミュニティバスはなかなか考えても、本当に一部の方にはもちろん有益なものなんですけれども、村民の多くのものについては、実際に今までもそうだったんですが、ほとんど利用価値がなかなかないと、なかなかみんなの個々のニーズに応えるには非常に難しいと思います。

デマンドバス、デマンドのタクシーとか、こういったものぐらいが個々のニーズにある程度は答えられるのかなというふうに思いますけれども、そういう点でも、今年度、令和8年度の法改正があるようです。これで広域化にも対応していくために、やはり多くの一部事務組合ですとか広域連合、こういったもののあれが協議会にも参加ができるという形に変わっ

ていくようですので、ぜひもうちょっと大きな形で本当に役に立つものを、この地域全体、村単独とかいう形の狭い少ない中でなくて、もうちょっと幅を広げた大きな中で、少しでもよくしていくことが必要なんではないかなというふうに考えます。

ちょっと蛇足にはなりましたが、以上でございます。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

西部地区は、大泉・南原は人口が増えて開発が進んで子供も多く、見守りが必要で、核家族化の中で両親とも共働きが当たり前です。高校生に特化したまっくんバス運行について、村長の方針には賛成です。

送迎は、大泉から伊那北だと30分以上かかり、バス料金も割安ではないかなと思います。ただ、もう少し時間を早くしたり在校生などにも広げるとか、ちょっと3か月間の試行期間をぜひ見直しをして、住民の利便性を図っていただきたいと思います。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

まっくんバスに関しては、同僚議員のほうから幾つも討論が出ていますので、タクシーの支払システムの事についてちょっと言わせていただきますと、まず、タクシー券が増えるんですが、まず、その実証結果はまだ出ていないですね。

あともう一つ、このシステムに関してちょっと私のほうでも調べたんですが、伊那市が始めたものが箕輪にも広がっていると。ちょっとこれ、伊那、箕輪がやっているからそれに乗っかろうというお話だったので、実はほかにも探すと、こういったタクシー券のチケットをデジタル化するという動きはアプリで結構動いていまして、そちらの検討もされるべきではないかなと思ったところもあります。

なので、それに対して、この投資額は少し無謀だなというところがあります。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

初めに、修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、修正案は可決されました。

修正可決された部分を除く原案を採決します。

修正可決された部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第15号は、修正可決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和8年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和8年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和8年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和8年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和8年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案に対する討論・採決を行います。

議案第21号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第13号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第9、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及びまっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員長から、会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長及びまっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、3月定例会において慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。議案審議や予算特別委員会、一般質問を通じていただきました様々な御意見・御提言は、今後の行政運営や村づくり、地域づくりにしっかりと生かしてまいりたいと存じます。

さて、令和7年度も残すところ半月ほどとなりました。年度当初に計画した事務事業につきましては、最後まで気を緩めることなく、着実に推進してまいります。

令和8年度には、ふれあい交流センター大芝の湯の全面リニューアルを実施し、今後30年を見据えた環境整備を整えてまいります。大芝の湯には宴会機能を備えるとともに、リスクと運用コストの低い熱利用型のバイオマスボイラーの導入により、大芝高原の森林資源を活用し、さらには、高騰する原油価格の影響を受けない持続可能な管理運営体制の両立を図ってまいります。

また、南箕輪小学校の長寿命化改修、教育支援センターの整備、小学校のトイレの洋式化など、教育関係の充実に向けた取組も着実に進めてまいります。関心の高い合葬式墓地につきましても、いよいよ運営を開始する年度となります。

春の訪れを感じる季節となり、来週には小学校、中学校の卒業式が予定されております。今年はインフルエンザの感染者数が高止まりしている状況でありますので、子供たちが安心して節目の日を迎えられるよう、引き続き感染対策にも留意してまいります。

結びに、本定例会において慎重な御審議を賜りましたことに改めてお礼を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） 以上をもちまして、令和8年第1回南箕輪村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後4時40分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員